

上記コードは、三井住友海上あいおい生命ホームページから「ご契約のしおり・約款」をご確認いただく際に使用するコードです。

養 老 保 険

5年ごと利差配当付／無配当

こども保険

5年ごと利差配当付

▶ ご契約のしおり・約款

はじめに

この冊子にはご契約にともなう大切な事項が記載されています。

必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

内容は、次の二つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

Web約款のご案内

「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページからもご確認いただけます。

<https://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

ご契約のしおり



はじめにお読みください

主契約について

特約について

保険金等のお支払いについて

ご契約に際して

ご契約後について

ご契約のしおり・約款 目次

ご契約のしおり



ご契約のしおり 目的別目次	4
主な保険用語のご説明	6

はじめにお読みください

●お願いとお知らせ

・ 個人情報の取扱いについて	10
・ 保険契約等に関する情報の共同利用について	10
・ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について	10
・ 「支払査定時照会制度」について	12
・ 取引時確認(本人確認)について	13
・ 自動的情報交換制度に伴う届出書の提出について	13
・ ご契約のお申込みについて	13
・ 保険料のお払込みに際して	13
・ クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について	14
・ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	15
・ 生命保険募集人について	15
・ 当社の組織形態について	15
・ 受取金額と払込保険料合計額の関係について	15
・ 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	15
・ 「生命保険契約者保護機構」について	16
・ 新たな保険契約へのお申込みについて	18
・ 苦情・相談窓口とその電話番号	18

はじめに

主契約について

●養老保険の特徴としくみ	20
●養老保険のお支払いについて	22
●こども保険の特徴としくみ	24
●こども保険のお支払いについて	26
●お子さまの出生前にこども保険をご契約された場合のお取扱い	29

主契約

特約について

●災害関係の特約について	32
●こども医療特約について	34
●リビング・ニーズ特約について	36

特約

保険金等のお支払いについて

●保険金等のお受取り等の手続きについて	40
●保険金・年金・給付金等をもれなくご請求ください	46
●保険金等のお支払いの際の未払込保険料について	48
●保険金等をお支払いできない場合について	50
●保険金等をお支払いできない場合の具体例	55
●こんなときQ&A①	58

保険金



ご契約のしおり

ご契約

ご契約に際して

●健康状態・ご職業等の告知義務について	62
●保障の開始(責任開始期)について	65
●保険料の払込方法について	66
●保険料のお払込みに関する制度について	68
●保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について	69
●ご契約の復活について	71
●契約者配当金について	72

ご契約後

ご契約後について

●保険料のお払込みが困難になられたとき	74
●貸付制度のご利用について	76
●ご契約の見直しについて	77
●ご契約者、満期保険金受取人、死亡保険金受取人および 養育年金受取人の変更について	78
●解約と解約返戻金について	80
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について	81
●被保険者によるご契約者への解除請求について	82
●管轄裁判所について	82
●税法上のお取扱いについて	83
●こんなときは、ただちにご連絡ください	86
●こんなときQ&A②	87

約 款

主契約

●5年ごと利差配当付養老保険普通保険約款	1	●5年ごと利差配当付こども保険普通保険約款	45
●養老保険普通保険約款	23		

特約

●災害割増特約	71	●特別条件特約	149
●新傷害特約	85	●保険料口座振替特約	157
●こども医療特約	105	●クレジットカード扱特約	161
●代理請求特約	121	●団体扱特約	163
●リビング・ニーズ特約	127	●準団体扱特約	167
●5年ごと利差配当付年金支払特約	137	●集団扱特約	169
●年金支払特約	143	●保険料払込日に関する特約(団体扱・集団扱)	171

	こんなとき	このページをご覧ください	ご契約のしおり
はじめに	保険用語の意味がわからない	主な保険用語のご説明	6～8
	申込みを撤回したい	クーリング・オフ (お申込みの撤回等)について	14
主契約	保険商品の特征と しくみを知りたい	・主契約について ・特約について	20～29 32～37
特約	保険料の 払込免除について知りたい	保険料の払込免除について	23・28
保険金	保険金や年金を請求したい	保険金等のお受取り等の 手続きについて	40～45
	保険金等が支払われない 場合について知りたい	保険金等をお支払いできない 場合について・具体例	50～57
	保険金・給付金等の 請求書類について知りたい	こんなときQ&A①	58～60
ご契約	告知義務について知りたい	健康状態・ご職業等の 告知義務について	62～64
	いつから保障が開始するか知りたい	保障の開始(責任開始期)について	65
	保険料の払込方法を変えたい	保険料の払込方法について	66～67
	保険料をまとめて払い込みたい	保険料のお払込みに関する 制度について	68
	保険料の払込みができなかった	保険料のお払込み・払込猶予期間と ご契約の無効・失効について	69～70
	効力を失った保険を元に戻したい	ご契約の復活について	71



こんなとき	このページをご覧ください	ご契約の しおり
保険料の払込みが困難になった	保険料のお払込みが困難になられたとき	74～75
急にお金が必要になった	貸付制度のご利用について	76
保障を見直したい	ご契約の見直しについて	77
契約を解約したい	解約と解約返戻金について	80
生命保険にかかわる税金について知りたい	税法上のお取扱いについて	83～85
引っ越しして住所が変わった	こんなときQ&A②	87
結婚したとき(改姓)	こんなときQ&A②	87
保険証券を紛失してしまった	こんなときQ&A②	87

主な保険用語のご説明

か	かい やく へん れい きん 解約返戻金	ご契約が解約された場合等に、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
き	きゅう ふ きん 給付金	入院されたときや手術されたとき、お亡くなりになられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
け	けい やく おう とう び 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。契約日の月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」といいます。
	けい やく しゃ ほ けん けい やく しゃ 契約者 (保険契約者)	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利 (契約内容変更等の請求権) と義務 (保険料支払義務) を持つ人のことをいいます。
	けい やく しゃ はい とう きん 契約者 配当金	5年ごと利差配当付の保険において、責任準備金等の運用益が、当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約者にお支払いするものをいいます。
	けい やく ねん れい 契約年齢	ご契約日における被保険者 (こども保険の場合はご契約者を含みます) の年齢 (満年齢) です。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。
	けい やく び 契約日	通常はご契約の保障が開始される日 (責任開始日) をいい、契約年齢・保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法により契約日と責任開始日が異なる場合があります。
こ	こく ち ぎ む こく ち ぎ む い はん 告知義務と 告知義務違反	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時等に、「告知書」で当社がおたずねする過去の傷病歴 (傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在のご職業等について、事実をありのままに正確にもれなく報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合等は、告知義務違反として、当社はご契約または特約を解除することができます。
し	しつ こう 失効	第2回目以後の保険料の猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、かつ保険料の自動振替貸付 (お立替え) が行われない場合に、ご契約の効力が失われることです。
	し てい だい り せい きゅう にん 指定代理請求人	保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者等、当社所定の範囲内で、あらかじめご契約者が指定した人をいいます。
	し はらい じ ゆう 支払事由	約款に定める保険金等をお支払いする事由をいいます。この支払事由に該当された場合に、保険金等をお受取りいただけます。
	しゅ けい やく 主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。

	診 査 しん 査	医師扱のご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。
せ	責任開始期 (日) せき にん かい し き び	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	責任準備金 せき にん じゆん び きん	将来の保険金等を支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
と	特則 とく そく	主契約および特約の契約内容のある特定の事項について、追加・変更を定めた約束のことをいいます。
	特約 とく やく	主契約の保障内容をさらに充実させる目的や、主契約とは異なる特別な約束をする目的で、主契約に付加するものです。
	特約条項 とく やく じようこう	特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。
は	払込期月 はらい こみ き げつ	第2回目以後の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
ひ	被保険者 ひ ほ けん しゃ	生命保険の保障の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
ふ	普通保険約款 ふ ふう ほ けん やっ かん	主契約の約款のことをいいます。
	復活 ふっ かつ	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となりますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。
ほ	保険期間満了日 ほ けん き かん まんりよう び	保険期間の終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険期間満了日となります。
	保険金・年金 ほ けん きん ねん きん	死亡または高度障害状態になられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	保険金受取人・ 年金受取人 ほ けん きん うけ とり にん ねん きん うけ とり にん	保険金・年金を受け取る人のことをいいます。
	保険証券 ほ けん しょうけん	保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。

主な保険用語のご説明

	ほ けん ねん ど 保険年度	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。
	ほ けん りょう 保険料	ご契約者からお払込みいただくお金をいいます。
	ほ けん りょう はらい こみ き かん 保険料払込期間 まん りょう び 満了日	保険料の払込期間が終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険料払込期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険料払込期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険料払込期間満了日となります。
や	やっ かん 約 款	ご契約者と保険会社との契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

はじめにお読みください



●お願いとお知らせ

- ・ 個人情報の取扱いについて 10
- ・ 保険契約等に関する情報の共同利用について 10
- ・ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について 10
- ・ 「支払査定時照会制度」について 12
- ・ 取引時確認(本人確認)について 13
- ・ 自動的情報交換制度に伴う届出書の提出について 13
- ・ ご契約のお申込みについて 13
- ・ 保険料のお払込みに際して 13
- ・ クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について 14
- ・ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について 15
- ・ 生命保険募集人について 15
- ・ 当社の組織形態について 15
- ・ 受取金額と払込保険料合計額の関係について 15
- ・ 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 15
- ・ 「生命保険契約者保護機構」について 16
- ・ 新たな保険契約へのお申込みについて 18
- ・ 苦情・相談窓口とその電話番号 18



お願いとお知らせ

はじめに

個人情報の取扱いについて

- 当社が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - ・ 保険契約のお引受け、維持・管理、継続、保険金・給付金等のお支払い
 - ・ 当社の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
 - ・ その他保険に関連・付随する業務また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。
- 当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、当社グループ会社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。
- 当社は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。
※医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。
- 当社は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。
- 当社は、契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約等に関する所定の情報（詳細は当社ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）をご確認ください。）を同協会に登録し、利用することがあります。
- 当社および当社グループ会社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや当社グループ会社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、当社ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）をご覧ください。

保険契約等に関する情報の共同利用について

- 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

「お客さまのご契約内容が登録されることがあります」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消

去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込み等があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受け等またはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社[ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp/company/summary.html>)]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。
- ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2)普通死亡保険金の金額
- (3)入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4)災害死亡保険金の金額
- (5)がん給付金の一時金額
- (6)就業不能保障給付金の月額
- (7)先進医療保障給付の件数
- (8)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9)取扱会社名

※復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。



お願いとお知らせ

「支払査定時照会制度」について

「保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社[ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp/company/summary.html>)]が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。
 - ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取引時確認(本人確認)について

- 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令(※1)に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ローンダリング(※2)に利用されることを防ぐこと等を目的としたものです。

※1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

※2. 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

- お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。

- ・生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引発生時
- ・現金等による200万円を超える取引時
- ・仮名取引やなりすましの疑いがある場合等

なお、お客さまの取引時確認(本人確認)を行う取引・商品等につきましては、対象外となるものがあります。

- 取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・職業等を、法人の場合は名称・本店の所在地・事業内容・実質的支配者等を確認します。取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じる場合は、当社あてにご連絡をお願いします。

自動的情報交換制度に伴う届出書の提出について

- 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、ご契約時、保険契約者・居住地国の変更時、解約返戻金または満期保険金等支払い時に、お客さまの氏名、住所、生年月日および居住地国等を記載した届出書の提出が必要な場合があります。

ご契約のお申込みについて

「申込書・告知書は、ご自身で正確に記入してください」(※)

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者自身で記入してください。
記入内容を十分お確かめのうえ、自署(ご契約者が法人の場合は記名・押印)をお願いします。
告知の詳細については、(62)ページ「健康状態・ご職業等の告知義務について」を参照してください。
※情報端末を利用してお申込み・告知等の手続きをしていただく方法を含みます。

保険料のお払込みに際して

- 保険料を当社所定の口座に直接お振込みいただく場合は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途保険料領収証は発行しません。
- やむを得ず社員または代理店に、現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受け取りください。
この場合、領収証の金額、領収日を必ずお確かめください。



お願いとお知らせ

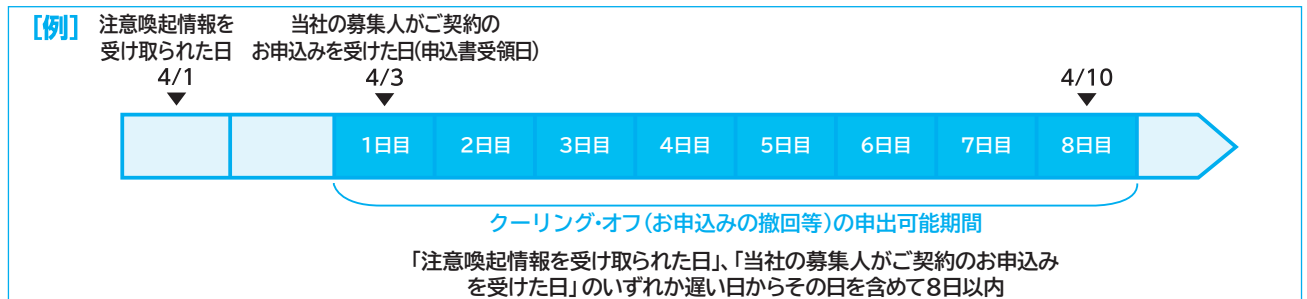
クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について

「ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます」

●お申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます。)がお申込みをされた後でも、「注意喚起情報(※1)を受け取られた日」、「当社の募集人がご契約のお申込みを受けた日(申込書受領日)」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録(※2)によりお申込みの撤回等を行うことができます。

※1 注意喚起情報は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

※2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、当社ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp>)にクーリング・オフ受付画面を設けております。



●お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または電磁的記録の送信時(申出入力完了日付)に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

書面による方法

書面には、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込番号とあわせてお申込みの撤回等をする旨を記載してください。

(宛先)

〒104-8258
東京都中央区新川2-27-2
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
新契約 クーリング・オフ係 宛

(書面記載例)

私は、下記の保険契約の申込みを撤回します。
申込者等氏名： ○○ ○○ (自署)
住 所： ○○県○○市○○町○-○-○
電話番号： ○○○-○○○○-○○○○
申込番号： ○○○○○○○○○○

電磁的記録による方法

当社ホームページのクーリング・オフ受付画面(<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>)から、必要事項をご入力ください。

- お申込みの撤回等があった場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額お戻しします。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時または電磁的記録の送信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。
ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時または電磁的記録の送信時に、申込者等が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合には、お申込みの撤回等を行うことができません。

- 1 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 2 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 3 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 4 法人をご契約者とする保険契約であるとき

- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、社員・代理店または、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。
- 生命保険契約は長期にわたる契約となります。ご契約に際しては十分ご検討ください。

次ページにもつづきます

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例

・ご契約の復活 ・特約の中途付加 等

それぞれの内容については、(61)ページ「ご契約に際して」、(73)ページ「ご契約後について」をご覧ください。

- なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

受取金額と払込保険料合計額の関係について

- 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金・給付金等の受取金額が払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。



「生命保険契約者保護機構」について

●当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。)

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間にける各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

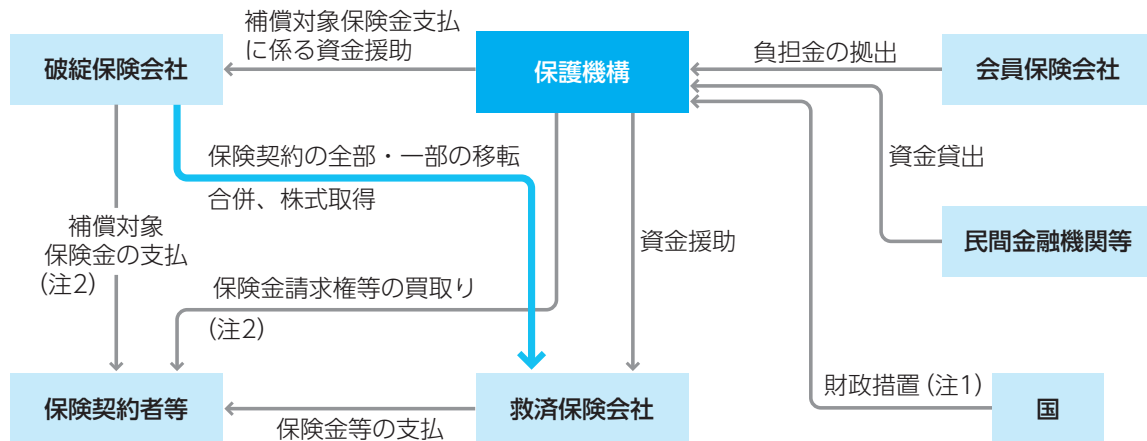
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

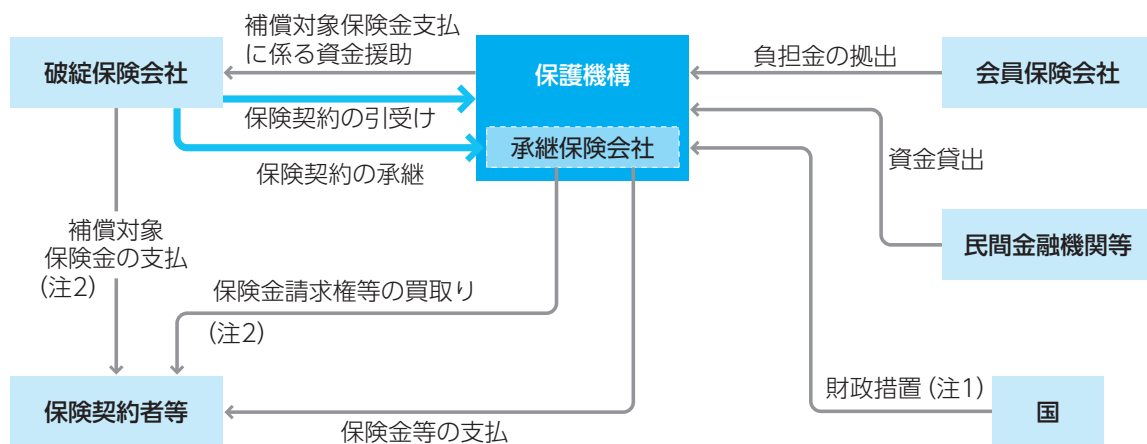
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

仕組みの概略図

■救済保険会社が現れた場合



■救済保険会社が現れない場合



注

1. 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
2. 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>



お願いとお知らせ

新たな保険契約へのお申込みについて

「現在ご契約の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのお申込みをご検討されている方へ」

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とは異なることがあります。
- 現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
 - ・新たな保険契約の保険料は現在の被保険者（こども保険の場合はご契約者を含みます）の年齢により計算されます。
 - ・新たにお申込みの保険契約についても告知義務があります。告知の詳細については、(62) ページ「健康状態・ご職業等の告知義務について」を参照してください。
 - ・「現在ご契約の保険契約の解約・減額等を前提とした新たな保険契約」であっても、告知義務違反による解除の規定は「新たな保険契約の責任開始日」が起算日として、適用されます。
 - ・よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもあります。**
 - ・新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者（こども保険の場合はご契約者）が自殺した場合、保険金・給付金等のお支払いができない場合があります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。
お問い合わせ先:三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386
月～金/9:00～18:00 土/9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。
お問い合わせ先:一般社団法人 生命保険協会
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

主契約について

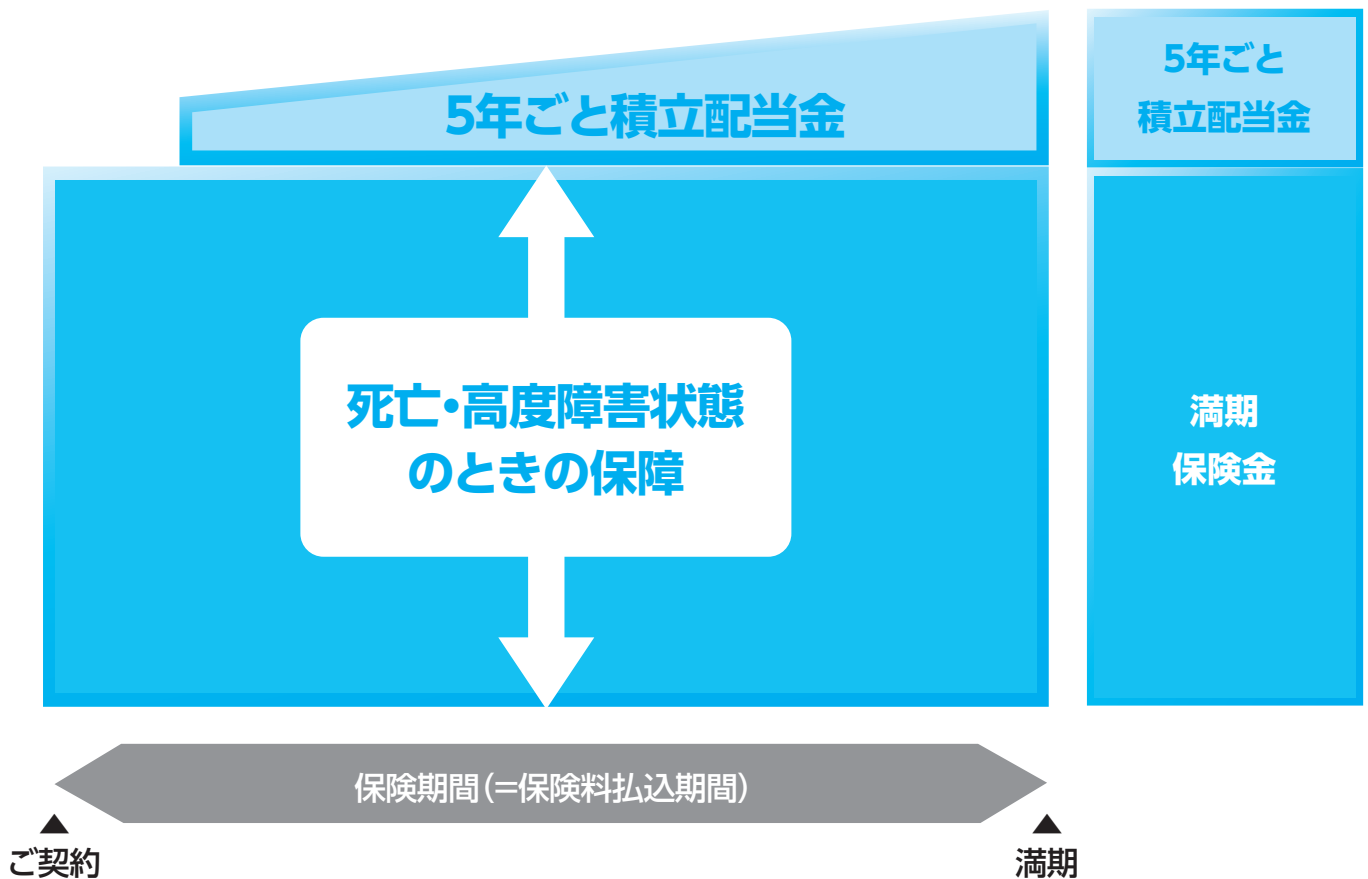


● 養老保険の特徴としくみ	20
● 養老保険のお支払いについて	22
● こども保険の特徴としくみ	24
● こども保険のお支払いについて	26
● お子さまの出生前にこども保険をご契約された場合のお取扱い	29



養老保険の特徴としくみ

5年ごと利差配当付養老保険のしくみ



5年ごと利差配当付養老保険の特徴

特徴1

万一のときも満期のときも同額の保険金をお支払いし、保障に加え財産形成にも役立つ商品です。

特徴2

5年ごと利差配当付養老保険は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、ご契約後6年目から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

養老保険(無配当)のしくみ



養老保険(無配当)の特徴

特徴

万一のときも満期のときも同額の保険金をお支払いし、保障に加え財産形成にも役立つ商品です。

5年ごと利差配当付	無配当
●責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合にご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。 ●無配当に比べ、同じ保障内容の場合、保険料は高くなります。	●契約者配当金はありません。 ●5年ごと利差配当付に比べ、同じ保障内容の場合、保険料は安くなります。

注 契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。



養老保険のお支払いについて

保険金について

名称	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払額	お受取人
満期保険金	被保険者が満期時に生存されているとき (高度障害保険金がお支払された場合を除きます)	保険金額	満期保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき		死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、 約款所定の高度障害状態 になられたとき		被保険者



1. 保険金等をお支払いできない場合については、(50)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. ご契約の内容によっては、満期保険金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。
3. 月払契約の場合、最後数回分の保険料を満期保険金から差し引き、お払込みに充当させていただくことがあります。
4. 高度障害保険金をお支払いしたときは、約款所定の高度障害状態になられた時からご契約は消滅するものとします。
5. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
6. ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人および、満期保険金受取人の場合は、ご契約者(法人)が高度障害保険金の受取人となります。

保険料の払込免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した**不慮の事故**によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、**約款所定の身体障害の状態**になられたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。

注

1. **不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
2. **約款所定の身体障害の状態**→普通保険約款別表3「対象となる身体障害の状態」および備考をご覧ください。

- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中を含みます）運転している間に生じた事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

※戦争その他の変乱、地震、噴火または津波が原因で約款所定の身体障害の状態に該当した場合に、該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

保険料の払込免除事由が発生した場合には、ただちに、当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。必要書類については、普通保険約款の**別表1「請求書類」**をご覧ください。

注

主契約に付加される特約（災害割増特約・新傷害特約）についても上記の保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険料のお払込みを免除します。



こども保険の特徴としくみ

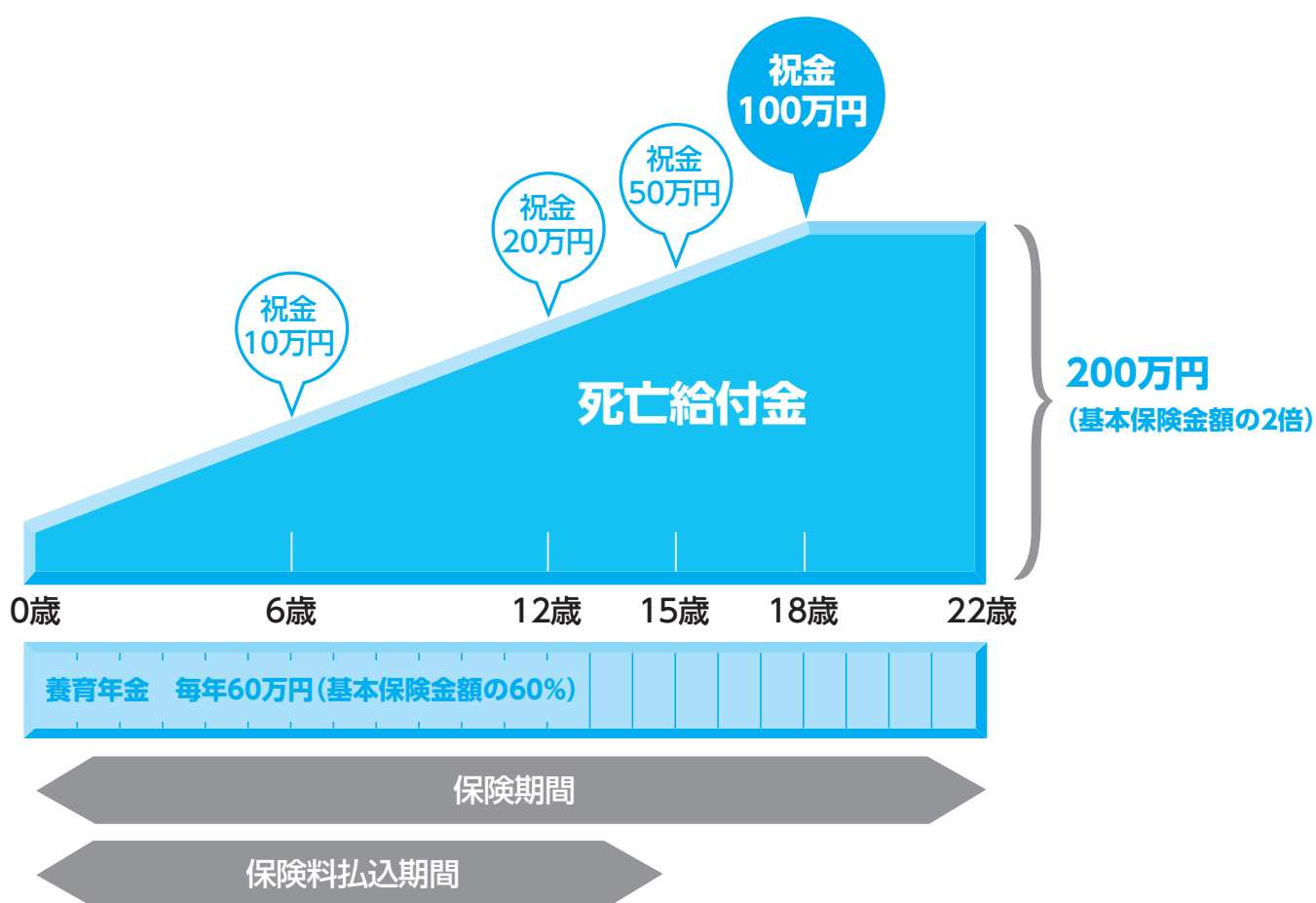
5年ごと利差配当付こども保険のしくみ

5年ごと利差配当付こども保険

保険契約の型：Ⅰ型

ご契約者：30歳男性、被保険者：0歳男性、基本保険金額：100万円

保険期間：22歳満了、保険料払込期間：18歳満了



※保険契約の型がⅡ型の場合は養育年金のお支払いがありません。

5年ごと利差配当付こども保険の特徴

特徴1

お子さま（被保険者）の約款所定の年齢ごとに祝金をお受取りいただける商品です。

特徴2

ご契約者が、死亡・約款所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故により約款所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みは不要になります。

特徴3

I 型の場合、ご契約者が死亡・約款所定の高度障害状態になられたときは、保険期間満了時まで養育年金をお支払いします。

特徴4

お子さまが死亡されたときは死亡給付金をお支払いします。

特徴5

責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、ご契約後6年目※から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

※養育年金部分については、養育年金の支払開始後6年目から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

特徴6

こども医療特約を付加することで、お子さまのケガによる通院、病気やケガによる入院や手術の際の保障を確保できます。

●保険契約の型は、給付の種類に応じて2つのタイプがあります。

保険契約の型	給付の種類
I 型	祝金・死亡給付金・養育年金
II 型	祝金・死亡給付金



注 保険契約の型は、保険期間の途中で変更することはできません。



こども保険のお支払いについて

祝金・死亡給付金・養育年金について

■ I 型の場合

名称	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払額				お受取人
祝金	被保険者が次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存されているとき 満5歳10か月 満11歳10か月 満14歳10か月	基本保険金額に次の割合を乗じて得た金額				ご契約者
		契約日における被保険者の契約年齢 被保険者の満年齢	3歳以下	4歳以上9歳以下	10歳以上11歳以下	
		満5歳10か月	10%	—	—	
		満11歳10か月	20%	20%	—	
		満14歳10か月	50%	50%	50%	
	被保険者が満18歳(出生前加入特則を適用する契約は満17歳)の年単位の契約応当日に生存されているとき	基本保険金額				
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金額				
第1回養育年金	ご契約者が保険期間中に死亡されたとき ご契約者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、保険期間中に約款所定の高度障害状態になられたとき	基本保険金額に60%を乗じて得た金額				養育年金受取人
第2回以後の養育年金(※)	第1回養育年金が支払われたとき	基本保険金額に60%を乗じて得た金額				

(※) 第2回以後の養育年金は、第1回養育年金のお支払事由が生じた日の年単位の応当日を支払日として、保険期間中に限りお支払いします。ただし、第1回養育年金のお支払事由が生じた後に、被保険者が死亡されたり、保険契約を解約された場合には、未払いの養育年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。

■ II 型の場合

名称	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払額				お受取人
祝金	被保険者が次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存されているとき 満5歳10か月 満11歳10か月 満14歳10か月	基本保険金額に次の割合を乗じて得た金額				ご契約者
		契約日における被保険者の契約年齢 被保険者の満年齢	3歳以下	4歳以上9歳以下	10歳以上11歳以下	
		満5歳10か月	10%	—	—	
		満11歳10か月	20%	20%	—	
		満14歳10か月	50%	50%	50%	
	被保険者が満18歳(出生前加入特則を適用する契約は満17歳)の年単位の契約応当日に生存されているとき	基本保険金額				
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金額				

注

1. 給付金等をお支払いできない場合については、(50)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. この保険は、お支払いする祝金の合計額がお払込保険料の合計額をこえることをお約束しているものではありません。
3. **死亡給付金額**は、ご契約の経過年数に応じて約款所定の率を乗じた金額となります。詳しくは、普通保険約款別表5「死亡給付金額」をご覧ください。
4. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。



保険料の払込免除について

次の場合には、以後の保険料のお払込みを免除します。

- **ご契約者**が死亡されたとき、または責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、**約款所定の高度障害状態**になられたとき

注 **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。

ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・責任開始日からその日を含めて3年以内のご契約者の自殺によるとき
- ・養育年金受取人の故意によるとき
- ・ご契約者の故意により高度障害状態に該当したとき

※戦争その他の変乱が原因で死亡し、または約款所定の高度障害状態に該当した場合に、該当したご契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

- **ご契約者**が責任開始期以後に発生した**不慮の事故**によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、**約款所定の身体障害の状態**になられたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。

注 1. **不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
2. **約款所定の身体障害の状態**→普通保険約款別表3「対象となる身体障害の状態」および備考をご覧ください。

ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・ご契約者の故意または重大な過失によるとき
- ・ご契約者の犯罪行為によるとき
- ・ご契約者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ・ご契約者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・ご契約者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中を含みます）運転している間に生じた事故によるとき
- ・ご契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

※戦争その他の変乱、地震、噴火または津波が原因で約款所定の身体障害の状態に該当した場合に、該当したご契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

保険料の払込免除事由が発生した場合には、ただちに、当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。
必要書類については、普通保険約款の**別表1「請求書類」**をご覧ください。



お子さまの出生前にこども保険をご契約された場合のお取扱い

**こども保険は被保険者となるお子さまの出産予定日の5か月前からご契約できます。
この場合は出生前加入特則を適用します。**

- お子さまの出生前にご契約いただいた場合、お子さまは出生されたときから被保険者となります。

お願い

- お子さまがお生まれになったときは、すみやかに当社へお知らせください。
- こども医療特約の中途付加をご希望される場合には、あわせてお申し出ください。

- お子さまが複数でお生まれになったときは、戸籍上先順位のお子さまを被保険者とします。被保険者となられたお子さまが生まれてから1年以内に死亡された場合には、戸籍上次順位のお子さまを被保険者とすることができます。
- I 型の場合、お子さまの出生前に養育年金のお支払事由が生じたときは、お子さまのお生まれになった日を第1回養育年金のお支払日とします。
- お子さまが流産または死産等により出生しなかったときには、すでに払い込まれた保険料をお返しします。この場合、ご契約は消滅します。
- 出生前加入特則を適用したご契約の場合、被保険者となられるお子さまの契約日における契約年齢は0歳とします。したがって、保険期間が22歳満了のご契約の保険期間満了日は、お子さまが満21歳に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。

M E M O

特約について



●災害関係の特約について.....	32
●こども医療特約について.....	34
●リビング・ニーズ特約について	36



災害関係の特約について

※養老保険のみお取り扱いします。

「災害関係特約」とは、**災害割増特約・新傷害特約**をいいます。

- 保険期間は、主契約の保険期間と同じです。
- 特約の保険料は、主契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。
- 新傷害特約の「被保険者の型」は、本人(主契約の被保険者)のみを保障する「本人型」となります。
また、ご契約の途中で「被保険者の型」を変更することはできません。

注 ご契約によっては、これらの特約を付加できない場合があります。

死亡・障害状態を対象とする特約

- 責任開始期以後に発生した**不慮の事故**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に次のお支払事由に該当されたときに、保険金・給付金等をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払いする保険金・給付金	お支払限度
災害割増特約	死亡されたとき	災害死亡保険金	—
	約款所定の高度障害状態に なられたとき	災害高度障害保険金	—
新傷害特約	死亡されたとき	災害保険金	—
	約款所定の障害状態に なられたとき	障害給付金 [災害保険金額の1割～10割]	通算10割

注

1. 保険金・給付金等をお支払いできない場合については、(50)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
3. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
4. **約款所定の障害状態**→新傷害特約条項別表2「給付割合表」および備考をご覧ください。
5. 災害死亡保険金、災害高度障害保険金および災害保険金は責任開始期以後に発病した約款所定の特定感染症を原因とする場合もお支払いします。
約款所定の特定感染症→災害割増特約条項別表2、新傷害特約条項別表4「対象となる特定感染症」をご覧ください。
6. 災害死亡保険金および災害保険金については、お受取人は主契約の死亡保険金受取人となります。災害高度障害保険金および障害給付金については、お受取人は主契約の被保険者となります。ただし、ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合には、ご契約者(法人)が各保険金・給付金のお受取人となります。



こども医療特約について

※こども保険のみお取り扱いします。

- こども医療特約は、ケガにより通院をされたとき、病気やケガにより入院・手術をされたときに保険金・給付金をお支払いします。
- お子さまの出生前にご契約される場合は、こども医療特約を付加することはできません。お子さまの出生後にお申し出ください。

給付金について

- 責任開始期以後に発生した病気やケガを直接の原因として、保険期間中に被保険者が次のお支払事由に該当されたときに給付金等をお支払いします。

お支払いする 給付金	お支払事由 (お支払いできる場合)	お支払額	お支払限度	お受取人
災害入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した 不慮の事故 により180日以内に入院を開始し、継続して2日以上 入院 されたとき	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院 180日分限度 通算 1,095日分限度	ご契約者
疾病入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより継続して2日以上 入院 されたとき	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院 180日分限度 通算 1,095日分限度	
手術給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより 約款所定の手術 を受けられたとき	入院給付金日額 × 給付倍率	—	
災害通院給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した 不慮の事故 により180日以内の期間(通院期間)に 通院 されたとき	入院給付金日額の 50% × 通院日数	同一の事故 90日分限度 通算 1,095日分限度	

注

1. 保険金・給付金等をお支払いできない場合については、(50)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. お支払いの対象となる入院・手術・通院は、治療を目的として「医療法」に定める国内の病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外にある医療施設において該当する入院・手術・通院をした場合に限りです。通院には、往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。ただし、美容上の処理による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院等は該当しません。
3. **不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
4. **入院**→こども医療特約条項別表2「入院」および備考をご覧ください。
5. 疾病入院給付金のお支払事由が発生しても、災害入院給付金のお支払いがある間は、重複してお支払いできません。入院給付金が支払われる期間中の通院の場合には、災害通院給付金のお支払いはありません。
6. **約款所定の手術**→こども医療特約条項別表4「対象となる手術および手術給付割合表」および備考をご覧ください。なお、同時に2種類以上の手術を受けたときは、もっとも給付倍率の高い手術のうちいずれか1種類についてのみ給付金をお支払いします。
7. **通院**→こども医療特約条項別表5「通院」および備考をご覧ください。
8. 1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
9. 2つ以上の不慮の事故による傷害の治療を目的とした1回の通院の場合、災害通院給付金は重複してお支払いできません。



リビング・ニーズ特約について

※養老保険のみお取り扱いします。

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の一部または全部を被保険者にお支払いします。

- 注**
1. 「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味し、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が判断します。
 2. ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合は、ご契約者（法人）がリビング・ニーズ保険金の受取人となります。

お支払金額について

- リビング・ニーズ保険金のお支払いにあたっては、被保険者（または指定代理請求人）が指定した特約基準保険金額（ご請求額）から、6か月分の「利息および保険料相当額」を差し引きます。

$$\text{お支払金額} = \text{特約基準保険金額（ご請求額）} - \left(\text{特約基準保険金額に対応する6か月分の利息} + \text{特約基準保険金額に対応する6か月分の保険料相当額} \right)$$

- 注** リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。
（お支払後この特約は消滅します。消滅後にさらにこの特約を中途付加することはできません。）

特約基準保険金額（ご請求額）について

- 被保険者（または指定代理請求人）は、リビング・ニーズ保険金の請求日における保険金額の範囲内で特約基準保険金額（ご請求額）を指定することができます。ただし、被保険者お一人につき他のご契約を通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。

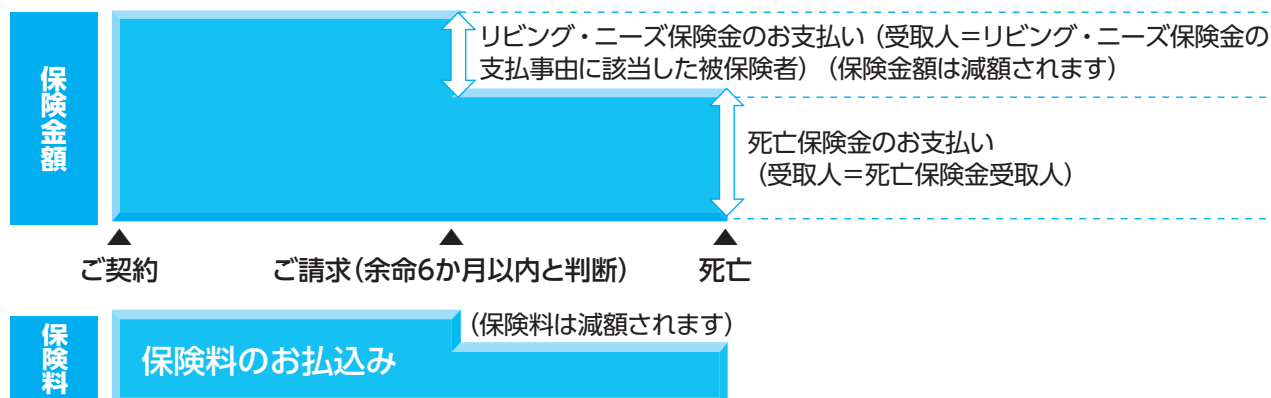
- 注**
1. リビング・ニーズ特約を中途付加される場合は、取扱基準が異なることがありますのでご注意ください。
 2. 災害割増特約および新傷害特約はリビング・ニーズ保険金のご請求対象とはなりません。

保険金のご請求とお支払いについて

- **リビング・ニーズ保険金の受取人は被保険者です。ただし、ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合は、ご契約者(法人)がリビング・ニーズ保険金の受取人となります。**
- 保険金のお支払事由が生じたときは、必要書類をご提出ください。
ご請求にあたっては、当社所定の診断書の提出が必要です。診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。
また、当社が必要と認めた場合には、事実の確認を行うことや当社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- リビング・ニーズ保険金が支払われる前に、主契約の保険金の支払請求を受け保険金が支払われるときは、リビング・ニーズ保険金はお支払いできません。
- 主契約の保険金が支払われた場合には、その支払後にご請求を受けてもリビング・ニーズ保険金はお支払いできません。
- 保険期間の満了前1年間はリビング・ニーズ保険金の請求はできません。

リビング・ニーズ保険金支払後のご契約について

- 保険金額の全部がご請求額として指定され、リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合には、ご契約はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。(付加されている特約についても同時に消滅します。)
- 保険金額の一部をお支払いした場合には、主契約は特約基準保険金額と同額の保険金額が減額されたものとなります。この場合、減額はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって行われたものとし、減額部分の解約返戻金はお支払いできません。
- 主契約に災害割増特約・新傷害特約が付加されている場合、リビング・ニーズ保険金のお支払いにより保険金額が減額されても、これらの特約は減額せずそのまま継続します。
- **継続する部分については、引き続き継続部分に相当する保険料のお払込みが必要です。**
継続する部分の死亡保険金は、被保険者の死亡時に死亡保険金受取人に支払われます。



※ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合は、ご契約者(法人)がリビング・ニーズ保険金の受取人となります。

MEMO

保険金等のお支払いについて



●保険金等のお受取り等の手続きについて……………	40
●保険金・年金・給付金等をもらえなくご請求ください……………	46
●保険金等のお支払いの際の未払込保険料について……………	48
●保険金等をお支払いできない場合について……………	50
●保険金等をお支払いできない場合の具体例……………	55
●こんなときQ&A①……………	58



保険金等のお受取り等の手続きに

請求手続きについて

保険金・給付金等のお支払事由、保険料の払込免除事由が発生したときは、ただちに当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。

具体的なお手続き方法については、(58)ページ「こんなときQ&A①」をご覧ください。

- 保険金・給付金等のお支払事由等が生じましたら、ただちにご連絡ください。長期間経過しますと、お支払い等に支障をきたす場合もありますのでご注意ください。
- 保険金・給付金等のお支払いの可能性があるとと思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社にご連絡ください。

注 お申込みいただいたご契約に、当社がお引受けできるかどうかを決定(承諾)する前に保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに当社所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から当社がお引受けを承諾できる場合は、保険金・給付金等をお支払いします。ただし、(50)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」に記載している約款の定めにより保険金・給付金等をお支払いできない場合(お申込み前からすでに病气やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等)を除きます。

- 保険金・給付金等は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- お支払いに際し、ご提出いただいた書類に加えてご請求内容について約款所定の確認が必要な場合には、保険金・給付金等を5営業日以内にお支払いできないことがあります。この場合、確認事項に応じて約款所定の期日以内にお支払いします。ただし、確認に際し、ご契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認等に応じていただけなかった場合、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いできません。

<約款所定の確認>の例

保険金・給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
・保険金・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日以内

上記の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合には、お支払期限が90日、120日または180日以内となる場合があります。

注 保険金等をお支払いする場合に、契約者貸付金や自動振替貸付金(お立替金)があるときは、その元利金を保険金等から差し引きます。また、未払込みの保険料があるときは、その保険料を差し引きます。

- 保険金・給付金等は口座振込の方法でお支払いします。**

保険金等のお受取方法について

■養老保険について

保険金のお受取りについては、会社の定める取扱範囲内で一時金で受け取る方法のほか年金で受け取る方法（年金受取）やすえ置く方法（すえ置受取）をお選びいただくことができます。

■こども保険について

●祝金のお受取りについては、毎回受け取る方法のほか、保険期間満了、ご契約の消滅または請求時まですえ置き、当社所定の利息とともに受け取る方法をお選びいただくことができます。

※祝金をすえ置く際の利率は、当社ホームページを参照ください。

●養育年金のお受取りについては、毎年、年金としてお受取りいただく方法のほか一時金で受け取る方法をお選びいただくことができます。

保険金等の代理請求について

被保険者と保険金・給付金等の受取人が同一の場合で受取人が保険金・給付金等を請求できない＜特別な事情＞があるとき、またはご契約者（養老保険については被保険者とご契約者が同一の場合に限ります）が保険料の払込免除を請求することができない＜特別な事情＞があるときは、その代理人により請求をすることができます。代理人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

＜特別な事情＞の例

- ①被保険者本人が、病名・病状等を知らされていないため保険金・給付金等を請求できない場合
- ②障害または病気により保険金・給付金等を請求する意思表示ができないまたは困難であると当社が認めた場合
- ③その他、上記①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

●代理請求できる保険金・給付金等の範囲については、ご契約内容に応じて次のとおりお取り扱いします。

主契約・特約	代理請求の対象となる保険金・給付金等	適用される制度（特約）	
		代理請求特約付加あり	代理請求特約付加なし
養老保険	満期保険金	代理請求特約	—
	高度障害保険金		代理請求制度
災害割増特約	災害高度障害保険金		
新傷害特約	障害給付金（第1級）		—
	障害給付金（第1級以外）		指定代理請求制度
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金		
—	保険料の払込免除		—



保険金等のお受取り等の手続きについて

代理請求特約について

被保険者と保険金・給付金等の受取人が同一の場合で受取人が保険金・給付金等を請求できない＜特別な事情＞があるとき、またはご契約者（養老保険については被保険者とご契約者が同一の場合に限ります）が保険料の払込免除を請求することができない＜特別な事情＞があるときは、その代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）により請求をすることができます。

代理請求人（指定代理請求人を含みます。以下同じ。）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

■代理請求できるご契約について

●ご契約が次に該当する場合には代理請求をお取り扱いします。

- ①保険金・給付金等については、主契約の被保険者と受取人が同一人であること
- ②保険料の払込免除については、主契約の被保険者とご契約者が同一人であること

注

1. 養老保険の死亡保険金受取人および満期保険金受取人が法人の場合には、代理請求特約は付加できません。
2. こども保険は、被保険者とご契約者が同一ではありませんが、保険料の払込免除の代理請求をお取り扱いします。
3. 故意に保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者は、代理請求人としてのお取り扱いを受けることはできません。

代理請求人について

●ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定した場合（この指定された者を指定代理請求人といいます）。ただし、代理請求時においてもこの範囲内であることを要します。

請求者（指定代理請求人）

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の親族
- ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記①～③以外の者
- ⑤被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ⑥その他上記④および⑤に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

※上記④～⑥については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金・給付金等の受取人またはご契約者のために保険金・給付金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。

※こども保険については、指定代理請求人の指定および変更にあたり、被保険者の同意は不要です。

- 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に上記①～⑥のいずれの者にも該当しない場合を含みます）、または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑦死亡保険金受取人

※請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。

- ・上記⑦に該当する者がいない場合または⑦に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑧請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

- ・上記⑦もしくは⑧に該当する者がいない場合または上記⑦もしくは⑧に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑨請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

注

1. 代理請求する時点で代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。
2. 養老保険の死亡保険金受取人および満期保険金受取人を法人に変更した場合は、代理請求特約は消滅します。
3. こども保険の代理請求人(あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)の範囲については、「被保険者」を「ご契約者」に読み替えて適用します。

■代理請求特約をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ・保険金・給付金等を代理請求人にお支払いした場合、そのお支払い後に保険金・給付金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・代理請求に基づき保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまうことによって、お支払いの事実や真の病名を知ってしまう可能性があります。
お支払いの事実や病名についての配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- ・保険金・給付金等の請求後のご契約者または被保険者からのご照会について、当社は直接の回答をせず代理請求人にご連絡をとらせていただくことがあります。



保険金等のお受取り等の手続きについて

代理請求制度について

※養老保険のみお取り扱いします。

- 被保険者が(災害)高度障害保険金・障害給付金(第1級)を請求できない特別な事情があるとき(被保険者本人が意思表示能力を失っている場合等)は、その代理人として死亡保険金受取人が(災害)高度障害保険金・障害給付金(第1級)を請求することができます。(法人が受取人である場合を除きます。)

ただし、その場合、(災害)高度障害保険金・障害給付金(第1級)の請求の際に、死亡保険金受取人が被保険者と同居しているか、または、生計を一にしていることが必要です。

死亡保険金受取人が被保険者と同居しておらず、かつ、生計を一にしていない場合には代理請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

- なお、この制度は、リビング・ニーズ保険金についての指定代理請求制度とは異なります。

リビング・ニーズ特約の指定代理請求制度について

※養老保険のみお取り扱いします。

- 被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があるとき（被保険者本人が自らの病状を知らされていない場合等）は、その代理人として指定代理請求人がリビング・ニーズ保険金を請求することができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- 指定代理請求人は、ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の要件を満たす者の中からあらかじめ指定した者で、かつ、代理請求時にこの要件を満たしていることを要します。

請求者（指定代理請求人）

- | |
|---|
| ①被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ②被保険者の直系血族 |
| ③被保険者の3親等内の親族 |
| ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記①～③以外の者 |
| ⑤被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 |
| ⑥その他上記④および⑤に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者 |

※上記④～⑥については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のためにリビング・ニーズ保険金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。

注 代理請求する時点で指定代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

■指定代理請求制度をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ・リビング・ニーズ保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、そのお支払い後にリビング・ニーズ保険金のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・指定代理請求人からの請求に基づきリビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、以後の契約内容が変わる（保険金額、保険料が減額する）ことやご契約が消滅すること、また、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまうことによって、お支払いの事実や余命6か月以内であることを知ってしまう可能性があります。お支払いの事実や病状について配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- ・リビング・ニーズ保険金のお支払い後に、ご契約者または被保険者から契約内容についてご照会があったときは、リビング・ニーズ保険金支払いの旨を回答せざるを得ないことがあります。このため、ご契約者または被保険者は、被保険者が余命6か月以内であることを知ってしまうことがあります。
- ・リビング・ニーズ保険金請求後のご契約者または被保険者からのご照会について、当社は直接の回答をせず指定代理請求人にご連絡をとらせていただくことがあります。



保険金・年金・給付金等をもれなく

保険金・年金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができる可能性があります。

保険金・年金・給付金等をご契約内容に応じてもれなくご請求いただくために、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類やご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

なお、ご不明な点につきましては、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

複数のご契約(特約を含む)に加入されている場合

●ご契約内容により、複数のご契約から保険金・年金・給付金等をお支払いできる場合があります。

被保険者となっているご契約が複数ある



例・加入時期が異なる契約がある
・ご家族として保障される契約(家族型、夫婦型等)がある

ご請求がガン・心疾患・脳血管疾患による場合

●ご契約内容により、保険金・年金・給付金等をお支払いできる場合、または保険料のお払込みを免除できる場合があります。

以下の病気になられたとき
・ガン
・心疾患
・脳血管疾患



例・ガンや心疾患(急性心筋梗塞等)、脳血管疾患(脳卒中等)を保障する契約・特約等がある

ご請求が障害状態や介護状態等による場合

- ご契約内容により、保険金・年金・給付金等をお支払いできる場合、または保険料のお払込みを免除できる場合があります。

障害状態・要介護状態になられたとき
・病気や事故により両眼が全く見えなくなった
・歩行等に介護を要する 等



例・障害状態や要介護状態を保障する契約・特約等がある

※普通保険約款所定の身体障害の状態により、保険料のお払込みが免除となる場合もあります。

死亡保険金等をご請求の場合

- ご契約に入院や手術等の保障がついている場合、給付金等をお支払いできる場合があります。

・お亡くなりになる前に入院や手術をした
・被保険者に意思能力がない等の理由で請求できなかった給付金がある 等



例・入院や手術を保障する契約・特約等がある



ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を掲載しています。

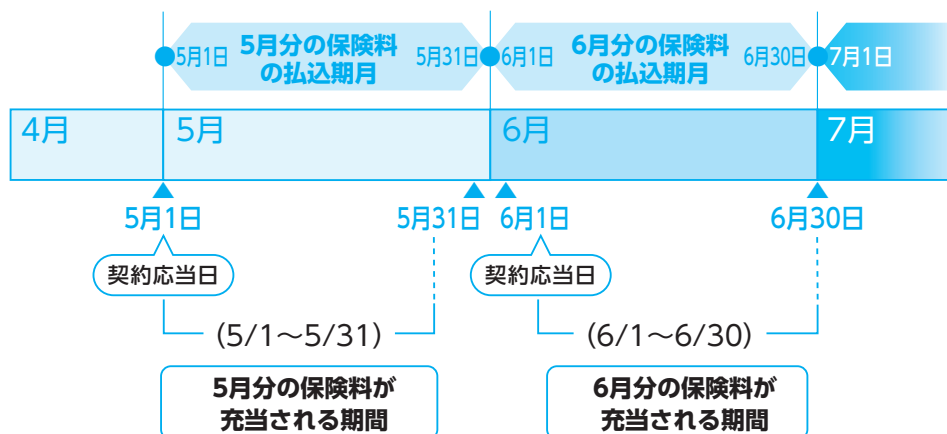
以上の例にあてはまる場合でもお支払いできないことがあります。(50)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」および(55)ページ「保険金等をお支払いできない場合の具体例」をご覧ください。詳細につきましては、ご契約の「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。



保険金等のお支払いの際の未払込

●保険料は、毎払込期月の契約日の応当日から次の払込期月の契約日の応当日の前日までの期間に充当されます。

【例】月払口座振替契約の場合の保険料充当期間

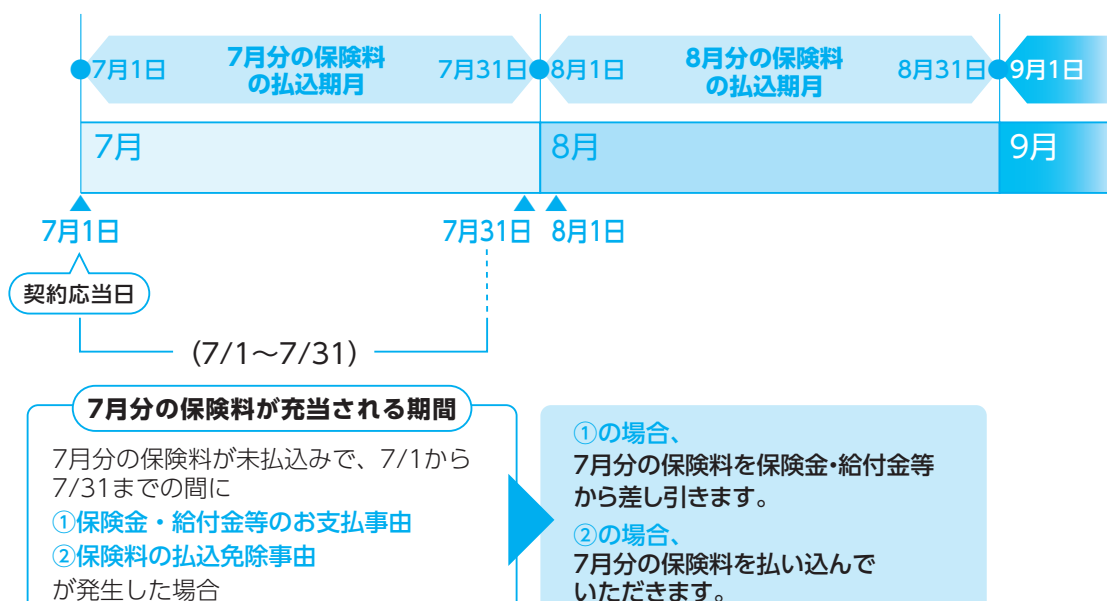


●したがって、保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のとおりとなります。

保険金・給付金等を支払うとき…………… 未払込保険料を保険金・給付金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき…………… 未払込保険料を払い込んでいただきます。

【例】月払口座振替契約の場合



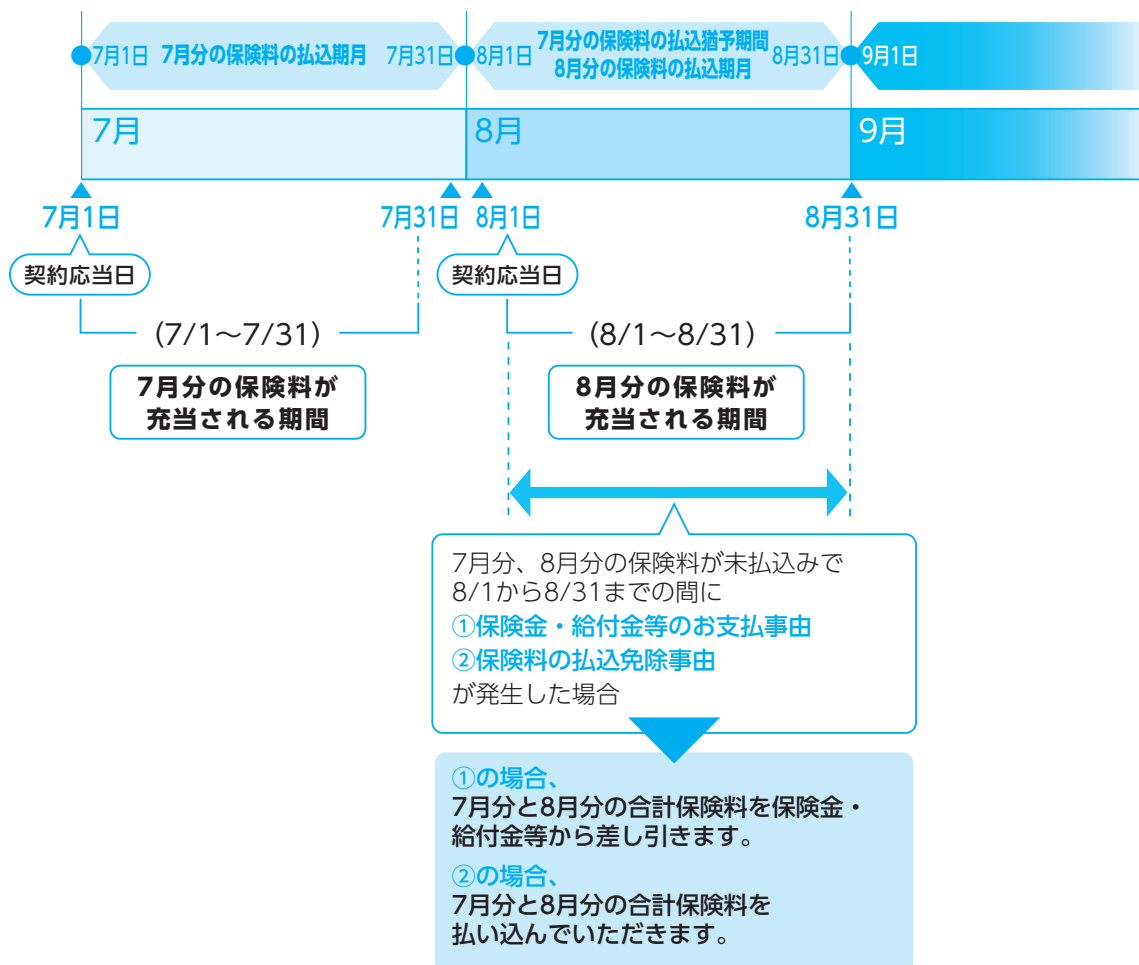
保険料について

- なお、月払口座振替契約で保険料の払込猶予期間中に保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のとおりとなります。

保険金・給付金等を支払うとき…………… 2か月分の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき…………… 2か月分の保険料を払い込んでいただきます。

【例】月払口座振替契約の場合





保険金等をお支払いできない場合

お支払事由に該当しない場合

●お支払事由に該当しない場合は保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

- ①責任開始期前に発生した病気や不慮の事故によるケガを原因とする高度障害状態や入院・手術等
- ②約款に定める事由に当てはまらない入院
 - ・入院された日数が約款に定めた日数に満たない場合
 - ・入院給付金を約款に定めた支払日数の限度まですでにお支払いしている場合
 - ・治療をとみなわない入院の場合 (美容整形や人間ドックのための入院) 等
- ③約款に定める要件に当てはまらない手術
 - ・約款「手術給付割合表」に定める種類の手術に該当しない場合
 - ・吸引・穿刺等「手術」の定義に当てはまらない場合
 - ・治療をとみなわない手術の場合 (美容整形や診断・検査のための手術) 等

注 責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする高度障害状態や入院・手術等であっても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。(約款に特段の定めがある場合に限りまします。)

- ・責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院や受けた手術の場合
 - ・お申込みや復活の際に責任開始期前に発生した病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、高度障害状態や入院・手術等の原因となる病気やケガを当社が知っていた場合
 - ・高度障害状態や入院・手術等の原因となる病気やケガについて、責任開始期前に被保険者(養育年金の場合はご契約者)が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合
- ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

お支払事由に該当してもお支払いできない場合

●次のような場合には、保険金・給付金等のお支払事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

■養老保険のご契約について

保険種類	保険金・給付金等	お支払いできない場合
養老保険	死亡保険金	①責任開始日（または復活日）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき （ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いする場合があります。） ②ご契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき （ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。）
	高度障害保険金	ご契約者または被保険者の故意によるとき
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	①被保険者の犯罪行為によるとき ②ご契約者、被保険者または指定代理請求人の故意によるとき ③ご契約に質権が設定されているとき
災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます。）運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦災害死亡保険金・災害保険金については、受取人の故意または重大な過失によるとき（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。）
新傷害特約	災害保険金 障害給付金	

※保険料の払込免除事由に該当しても保険料のお払込みを免除できない場合については、(23) ページ「保険料の払込免除について」をあわせてご覧ください。



保険金等をお支払いできない場合について

■こども保険のご契約について

保険種類	給付金等	お支払いできない場合
こども保険	死亡給付金	ご契約者の故意によるとき
	養育年金	①責任開始日（または復活日）からその日を含めて3年以内のご契約者の自殺によるとき （ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、年金をお支払いする場合があります。） ②養育年金受取人の故意によるとき ③ご契約者の故意により高度障害状態に該当したとき
こども医療特約	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 災害通院給付金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます。）運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・ 疾病入院給付金 および 手術給付金 については、上記の①～⑥に加えて 被保険者の薬物依存によるとき ・ 災害通院給付金 については、上記の①～⑥に加えて 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの

※保険料の払込免除事由に該当しても保険料のお払込みを免除しない場合については、(28)ページ「保険料の払込免除について」をあわせてご覧ください。

告知義務違反による解除の場合

- 告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が発生していても保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

不法取得目的による無効の場合

- ご契約者が保険金・給付金等を不法に取得する目的または他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または復旧が行われたときには、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

詐欺による取消の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結、復活または復旧が行われたときには、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

重大事由による解除の場合

重大事由とは

- ①死亡・高度障害保険金、養育年金、死亡給付金、入院給付金、手術給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②死亡・高度障害保険金、養育年金、死亡給付金、入院給付金、手術給付金等の請求に関し詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③ご契約者、被保険者もしくは保険金・給付金等の受取人が、**反社会的勢力**に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により入院給付金、手術給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤この保険を継続することを期待し得ない上記と同等の以下のような事由があるとき
 - ・この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき
 - ・ご契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または養育年金受取人が他の生命保険会社等との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されたとき 等

- 重大事由に該当し、主契約・特約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払事由や保険料の払込免除事由による保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。(上記③の事由にのみ該当した場合で、保険金・給付金等の受取人が複数のときは、保険金・給付金等のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金・給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)

注

1. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
2. 「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。



保険金等をお支払いできない場合について

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効している場合

- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間に保険金・給付金等のお支払事由が生じても保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となる場合

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取り扱いします。
 - ①お支払いする返戻金はありません。
 - ②無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - ③下記のご契約については、当社は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

- 保険金・給付金等のお支払事由が次の原因により生じた場合に、お支払事由に該当した被保険者(こども保険の場合はご契約者)の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、その程度に応じ、金額を削減して支払うか、またはその金額の全額をお支払いしない場合があります。

保険種類	保険金・給付金等	お支払いできる場合(お支払事由)が 次の原因により生じた場合
養老保険	死亡保険金 高度障害保険金	戦争その他の変乱
こども保険	死亡給付金	
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	
災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金	戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
新傷害特約	災害保険金 障害給付金	
こども医療特約	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 災害通院給付金	

- 戦争その他の変乱が原因で養育年金のお支払事由が生じた場合に、該当したご契約者の数の増加がこども保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、その程度に応じ、養育年金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額をお支払いしない場合があります。



保険金等をお支払いできない場合の具体例

次ページにもつづきます

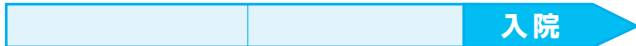
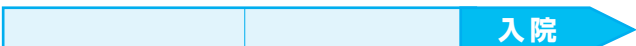
保険金・給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類やご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

事例① お支払事由に該当しない場合

①-1 高度障害保険金(責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合)

お支払いできない場合	ご契約前に発生した「 <u>脳梗塞</u> 」により、約款に定められた高度障害状態になられたとき	責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由(約款所定の高度障害状態になられたとき)に該当した場合には、高度障害保険金をお支払いできません。
お支払いできる場合	ご契約後に発生した「 <u>脳梗塞</u> 」により、約款に定められた高度障害状態になられたとき	

①-2 入院給付金等(責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合)

お支払いできない場合	ご契約前より治療を受けていた「<u>椎間板ヘルニア</u>」が、ご契約後に悪化し入院されたとき 発病 責任開始期 	入院給付金等は、一般にご契約(特約)の責任開始期以後に発生した病気や不慮の事故によるケガを原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合には、お支払いすることはできません。
お支払いできる場合	ご契約後に発病した「<u>椎間板ヘルニア</u>」により入院されたとき 責任開始期 発病 	



責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする約款所定の高度障害状態や入院・手術等についても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。(約款に特段の定めがある場合に限りです。)

- ・責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院や受けた手術の場合
 - ・お申込みや復活の際に責任開始期前に発生した病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、約款所定の高度障害状態や入院・手術等の原因となる病気やケガを当社が知っていた場合
 - ・約款所定の高度障害状態や入院・手術等の原因となる病気やケガについて、責任開始期前に被保険者(養育年金の場合はご契約者)が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合
- ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。



保険金等をお支払いできない場合の具体例

①－3 高度障害保険金(お支払事由に該当しない高度障害状態)

お支払いできない場合

ご契約後に発生した「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行えるとき

お支払いできる場合

ご契約後に発生した「脳梗塞」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがないとき

高度障害保険金は、責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として約款に定める高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款に定める高度障害状態に該当しない場合にはお支払いすることはできません。

なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

事例② お支払事由に該当してもお支払いできない場合

災害割増特約の災害死亡保険金等

お支払いできない場合

被保険者の重大な過失

被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡されたとき

泥酔状態を原因とする事故

泥酔して道路上で寝込んでいるところ車にはねられて死亡されたとき

お支払いできる場合

被保険者の不注意

被保険者が居眠り運転をしてガードレールに衝突し、死亡されたとき

軽度の酒酔い状態での事故

酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡されたとき

ご契約(特約)により、災害死亡保険金・給付金等をお支払いできない場合を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

【お支払いできない例】

- ・ご契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合
- ・被保険者の精神障害を原因とする事故の場合
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故の場合

事例③ 支払限度日数の超過の場合

こども医療特約の入院給付金等

お支払いできない場合

「結核」で200日間入院され、退院から100日後に再び同じ「結核」で100日間入院されたとき

1回目の入院は180日分お支払いしますが、2回目の入院は1回目と通算されるため、支払日数の限度を超過することになるので、お支払いすることはできません。

お支払いできる場合

「結核」で200日間入院され、退院から200日後に再び同じ「結核」で100日間入院されたとき

1回目の入院は180日分、2回目の入院は100日分お支払いします。

1回の入院に対して支払われる限度日数が180日と定められており、その日数をこえた入院については、給付金はお支払いすることはできません。

なお、いったん退院し同一の病気によって再入院された場合、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなし入院日数を通算します。

※医学上重要な関係にある一連の病気は病名を異にするときであっても、同一の病気として取扱います。

例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

事例④ 告知義務違反による解除の場合

死亡保険金等

お支払いできない場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡されたとき

ご契約いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく義務があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、保険金等をお支払いすることはできません。

お支払いできる場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃ガン」で死亡されたとき

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、ご契約は解除となるものの保険金等をお支払いします。

こんなときQ&A ①

保険金・給付金等のお支払事由が発生したときは、ただちに当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター

0120-324-386

シニア専用ダイヤル(70歳以上のお客さま専用)

ご契約内容に関するお問い合わせ **0120-789-658**
保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ **0120-321-320**

受付時間

月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

※通話料無料、携帯電話からもご利用いただけます。

ご利用方法

・プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者(保険金・給付金請求の場合は受取人)ご本人さまからご連絡ください。ご契約者さま以外の方にはお手続きの受付やご案内ができない場合がございますのであらかじめご了承ください。
・お申し出・お問い合わせの際は証券番号を確認させていただきます。お手元に生命保険証券等、証券番号がわかるものをご用意ください。

インターネットホームページサービス(<https://www.msa-life.co.jp>)

当社インターネットホームページ上で保険金・給付金請求のお申し出を行うことができます。(お申し出受付後、請求書類を送付させていただきます。)

また、入院・手術・通院給付金等の請求については、請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。

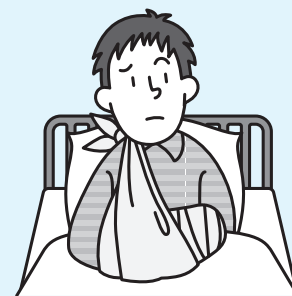
入院給付金・通院給付金等のご請求手続き

お手元の保険証券をご覧ください、次の点をご確認ください。

入院保障、通院保障の特約等は付加されていますか?
約款所定の日数以上の入院をされていますか?

このたび入院(通院)された方は、被保険者ご本人ですか?

特定部位不支払(該当のご契約の場合、保険証券に記載されています)
によりお支払対象外となる部位のご病気ではありませんか?



死亡保険金一部支払サービス

葬儀費用等の緊急の資金としてご用立ていただくために、簡易なお手続きで、最高300万円までの死亡保険金を翌営業日にお振込みさせていただきます。

(お取扱いには当社所定の条件がありますのでご注意ください。)

こんなときQ&A①

保険金・給付金等のご請求手続きには以下の書類を提出してください。

保険金・給付金等を請求するための提出書類一覧

診断書や公的書類等の取得費用は、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

■養老保険

提出書類 項目	請求書	保険証券	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票	医師の死亡証明書・診断書	（不慮の事故であることを証する書類） 事故状況報告書等
満期保険金	●	○	○	○		
死亡保険金	●	○	○	○	●	
高度障害保険金	●	○	○		●	
災害死亡保険金	●	○	○	○	●	●
災害高度障害保険金	●	○	○		●	●
災害保険金	●	○	○	○	●	●
障害給付金	●	○			●	●
保険料の払込免除	●	○			●	●
リビング・ニーズ保険金	●	○	○		●	

※●は当社所定の書類です。お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

※当社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

※代理請求特約により保険金・給付金等を代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が請求する場合には、上記提出書類とは異なりますので、当社お客さまサービスセンターまでご照会ください。

こんなときQ&A①

保険金・給付金等のご請求手続きには以下の書類を提出してください。

年金・給付金等を請求するための提出書類一覧

診断書や公的書類等の取得費用は、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

■こども保険

項目	提出書類	請求書	保険証券	受取人の印鑑証明書	住民票		医師の死亡証明書・診断書	不慮の事故であることを証する書類 (事故状況報告書等)	通院証明書
					契約者	被保険者			
祝金		●	○	○		○			
死亡給付金		●	○	○		○	●		
養育年金		●	○	○ (注)	○	○	●		
保険料の払込免除		●	○				●	●	
災害入院給付金		●					●	●	
疾病入院給付金 手術給付金		●					●		
災害通院給付金		●					●	●	●

※●は当社所定の書類です。お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

※当社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

※代理請求特約により保険金・給付金等を代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が請求する場合には、上記必要書類とは異なりますので、当社お客さまサービスセンターまでご照会ください。

(注) 養育年金受取人が未成年のときには、その法定代理人の印鑑証明書等をご提出いただきます。

ご契約に際して



●健康状態・ご職業等の告知義務について	62
●保障の開始(責任開始期)について	65
●保険料の払込方法について	66
●保険料のお払込みに関する制度について	68
●保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について	69
●ご契約の復活について	71
●契約者配当金について	72



健康状態・ご職業等の告知義務に

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障し合う制度です。したがって、かならずしも健康とは申し上げられない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、「告知書」で当社がおたずねする**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、現在のご職業等**について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

■告知の方法

- （医師級）** 診査を受けていただくご契約の場合

当社の指定する医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）等告知していただくことについておたずねしますので、**その医師に口頭で事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**

口頭で告知いただいた内容は、当社所定の告知書に医師が記録しますので、誤りがないかどうかよくお確かめのうえ、**自署してください。**

- （告知書級等）** 診査を受けていただかないご契約の場合

当社所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。（※）

過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）等、告知書にご記入いただく事項は、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項ですので、書面でお伺いすることにしております。

※情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。

■告知受領権

告知受領権は当社および当社の指定した医師だけが有しています。

次の①～③の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

①社員 ②代理店 ③当社の指定する以外の医師 等

■傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります。（お引受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不支払」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。）
- 傷病歴・通院事実等を告知された場合、当社所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

- | |
|---|
| 1.無条件でご契約をお引受けさせていただく |
| 2.特別な条件付（保険料の割増、保険金の削減、特定部位不支払等）のうえでご契約をお引受けさせていただく |
| 3.今回のご契約はお断りさせていただく |



特別条件を付ける場合、当社よりその条件をご提示しますので、ご提示した条件をご承諾いただければ、ご契約は成立します。

ご承諾にあたっては、当社所定の「承諾書」に自署（ご契約者が法人の場合は記名・押印）ください。

告知義務違反

医師扱、告知書扱等いずれの場合でも告知いただいたことがらが事実と違っていた場合、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

この場合、次のとおりお取り扱いします。

- ・ 保険金・給付金等のお支払事由が発生していても、保険金・給付金等をお支払いすることはできません。
- ・ 保険料の払込免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ・ お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

【例】

胃かいようの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることはできません。

ただし、「保険金・給付金等のお支払事由、または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いする、または保険料のお払込みを免除することがあります。

- このお取扱いは責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内、かつ当社が告知義務違反の事実を知ってから1か月以内に限ります。

2年経過後でも解除の原因となる事実により保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合（※）は、ご契約または特約を解除することがあります。

※責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

- 生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。

ただし、生命保険募集人等のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。

注

なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

たとえば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
- ・すでにお払込みいただいた保険料はお戻ししません。



「保険証券」をご確認ください

- ご契約のお引受け、ご契約内容の変更等をしますと、「保険証券」または「裏書きのお知らせ」をご契約者にお送りします。

お申込みいただいた内容と相違していないかよくお確かめください。

万一、相違する点がございましたら、お手数ですが当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お願い

お申込内容等を確認させていただく場合があります。

- 社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容や告知内容等について確認させていただく場合があります。
- 保険金・給付金、保険料の払込免除等のご請求に際しても、ご請求内容等について確認させていただくことがあります。この場合、保険金・給付金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否等については、その後に決定させていただきます。



保障の開始(責任開始期)について

- 当社がお申込みいただいたご契約をお引受けすることを承諾した場合には、当社がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。
この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
- 責任開始期について図示すると次のとおりです。



- 通常は責任開始日が契約日となりますが、保険料の払込方法(回数)が月払のご契約は契約日が責任開始日の属する月の翌月1日となります(ただし、ご契約者からの申し出により契約日指定に関する特則を付加した場合は、契約日は責任開始日とします)。この場合、責任開始の時から契約日の前日までの間に保険金・給付金等のお支払事由等が生じたときは、保険期間および年齢は責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば当社がお支払いする金額と精算します。

保険料を当社所定の口座に直接お振込みいただく場合は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途保険料領収証は発行しません。
やむを得ず社員または代理店に、現金または小切手でお支払いいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受け取りください。



保険料の払込方法について

保険料の払込方法(経路)

●保険料のお払込みには次のような方法(経路)があります。

■口座振替扱

銀行等金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。

- ・当社と提携している金融機関のうち、ご契約者が指定された預金口座から自動的に保険料が当社に振り込まれます。
- ・お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。(振替結果につきましては、お手もとの預金通帳でご確認ください。)
- ・次の条件を満たした場合に、複数のご契約の保険料を合算して振替えます。(第1回保険料の振替やお払込状況により、合算振替を行わない場合があります。)
①ご契約者が同じである ②振替口座が同じである ③お払込方法(回数)が同じである

注 ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなります。

■振替扱(送金扱)

払込票を利用してお払込みいただく方法です。

- ・当社から払込票をお送りしますので、払込票に記載の期日までに、当社指定の銀行等よりお払込みください。
- ・その際の受領証は領収証の代わりとなりますので、大切に保管してください。

注 1. 保険料年払契約・保険料半年払契約の場合に限らせていただきます。
2. 払込票が届かない場合は、お手数でも猶予期間内に当社お客さまサービスセンターにご連絡ください。

■団体扱・集団扱

※集団扱についてはこども保険のみお取扱いします。

勤務先等の団体または集団を通じてお払込みいただく方法です。

- ・団体または集団を経由してお払込みください。

■クレジットカード扱

当社所定の範囲内でクレジットカードを利用してお払込みいただく方法です。

- ・お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。

保険料の払込方法の変更

●払込方法の変更を希望される場合や勤務先団体からの脱退等の場合、すみやかに当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。払込方法の変更についてお申し出があった場合、当社は事務手続きを経て、新たな払込方法に変更させていただきます。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料をお払込みいただきます。

保険料を当社所定の口座に直接お振込みいただく場合は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途保険料領収証は発行しません。

やむを得ず社員または代理店に、現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受け取りください。

保険料の払込方法(回数)

●保険料のお払込には次のような方法(回数)があります。

■月払

保険料を毎月1回お払込みいただく方法です。

■年払

保険料を毎年1回お払込みいただく方法です。

■半年払

保険料を半年に1回お払込みいただく方法です。

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

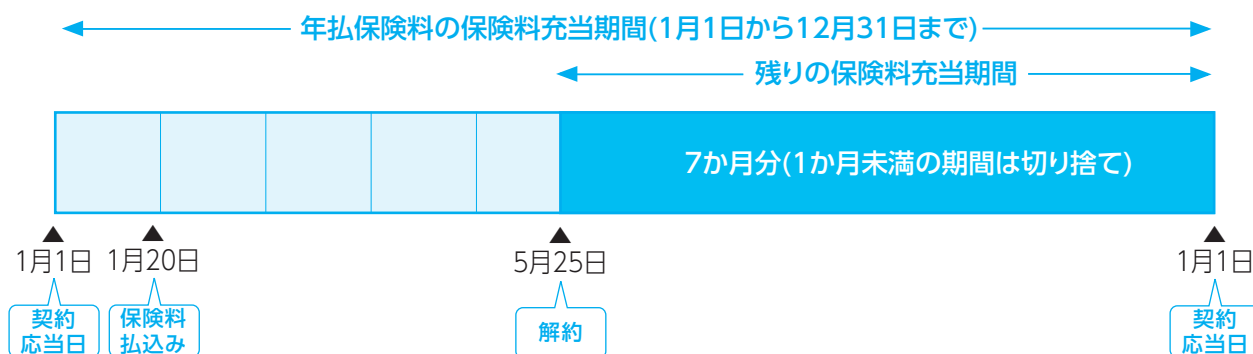
年払または半年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要になったときは次のとおりお取扱いします。

●ご契約の消滅等(死亡・解約・減額等)により、保険料のお払込みが不要となった場合には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額があればお戻しします。

【ご契約例】年払契約 契約応当日:1月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その直後に到来する契約日の年単位の応当日の前日までの期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額をお戻しします。したがって、5月25日から12月31日までの7か月分(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額をお戻しします。



注 月払のご契約の場合、ご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合でも、保険料相当額はお戻しできません。



保険料のお払込みに関する制度について

前納について

- 年払契約の保険料を3年分以上まとめてお払込みいただく方法です。
お払込みいただく保険料(前納保険料)は、当社所定の利率で割り引きます。
また、前納保険料は、当社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、その中から契約日の年単位の応当日ごとに年払保険料として充当されます。
なお、保険料の割引利率および前納保険料の積立利率は、経済情勢により変動することがあります。
※利率については、当社ホームページを参照ください。
- ご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合、前納保険料に残額があれば払い戻します。



1. 保険料を前納する際には、当社所定の条件を満たす必要があります。
2. 保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約またはクレジットカード扱特約が付加されたご契約については、前納をお取り扱いしますと、これらの特約が消滅します。
3. 集団扱特約が付加されたご契約については、保険料の払込方法(経路)を変更したうえで、前納をお取り扱いします。



保険料のお支払い・払込猶予期間とご契約の無効・失効について

次ページにもつづきます

保険料のお支払いが遅れますとご契約が無効または失効となる場合があります。

保険料のお支払い・払込猶予期間

- 保険料の払込方法(回数)に応じた期日までに保険料お支払いのご都合がつかない場合は、保険料の払込猶予期間内にお支払いください。(払込猶予期間満了日までは、保障は継続します。)

■第1回保険料のお支払いについて

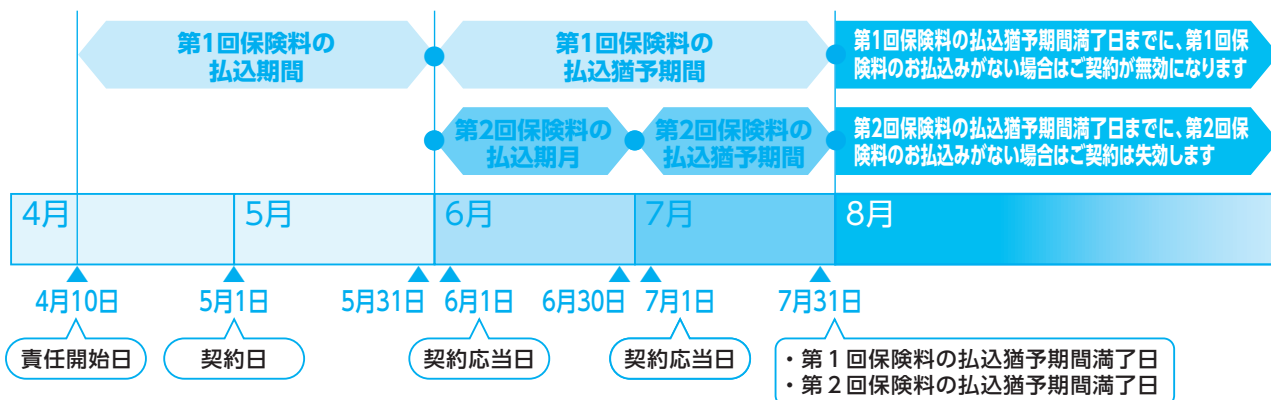
	払込期間 (第1回保険料をお支払いいただく期間)	払込猶予期間
月払 年払 半年払	責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

■第2回目以後の保険料のお支払いについて

	払込期月 (第2回目以後の保険料をお支払いいただく期間)	払込猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで 責任開始期の属する日を契約日とし、第2回保険料の払込猶予期間は、第1回保険料の払込猶予期間満了日まで
年払 半年払	契約日の年単位または半年単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)まで ただし、払込期月の契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

注 保険料の払込方法(回数)を変更された場合は、払込猶予期間もそれに応じて変わります。

【例】月払口座振替契約の場合の払込猶予期間



保険料のお支払い・払込猶予期間とご契約の無効・失効について
保険料のお支払いに関する制度について

ご契約に際して



第1回保険料が払い込まれないことによるご契約の無効

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取り扱いします。
 - ①お支払いする返戻金はありません。
 - ②無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - ③下記のご契約については、当社は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)また、保険料の変更をとまなう各種お手続き(保険金額等の減額等)については、第1回保険料のお払込後のお取り扱いとなります。
- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険金・年金・給付金等のお支払事由が生じた場合、当社は第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)を保険金・年金・給付金等から差し引きます。
なお、お支払いする保険金・年金・給付金等の金額が第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)に不足する場合には、当社は保険金・年金・給付金等をお支払いいたしません。
- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)をお払込みいただけます。お払込みいただけない場合、当社は保険料の払込免除をいたしません。

ご契約の失効

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間内に第2回目以後の保険料のお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。



お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、保険料の自動振替貸付(お立替え)を適用できる場合には、自動的に当社が保険料をお立替えして、ご契約を有効に継続させます。



ご契約の復活について

万一ご契約が失効した場合でも、失効日からその日を含めて3年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

手続きの内容

- 復活請求書を提出していただきます。
- 復活に必要な保険料を一括してお支払いいただきます。
- 健康状態等について改めて告知していただきます。(ご契約によっては診査も必要です。)



1. ご契約を解約された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。(当社が復活をお断りすることがあります。)
2. また、告知いただいたことがらが事実と相違していた場合、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

復活を承諾した場合の保障の開始(責任開始期)について

- 当社がご契約の復活を承諾した場合には、復活に必要な保険料の全額を当社が受け取った時(告知の前に受け取ったときは、告知の時)から保険契約上の保障を開始します。



契約者配当金について

5年ごと利差配当付養老保険および5年ごと利差配当付こども保険の場合

5年ごと利差配当付養老保険および5年ごと利差配当付こども保険の配当金は変動(増減)し、運用実績によっては0(ゼロ)となることもあります。

●5年ごと利差配当付養老保険および5年ごと利差配当付こども保険では、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後6年目(5年ごと利差配当付こども保険の養育年金部分については、養育年金の支払開始後6年目)から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

また、次のような場合には、5年ごとのお支払時期に該当しない場合でも、責任準備金等の運用成果に応じて契約者配当金をお支払いします。

- ・保険金等のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
- ・解約・減額等をされる場合
- ・保障内容変更制度のご利用により保障内容が変更される場合

ただし、責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。

■契約者配当金の支払方法

●当社所定の利率(配当積立利率)で積み立てておき、ご契約者(養育年金部分に対する配当金は養育年金受取人)から請求があったとき、または、保険金・給付金等をお支払いするとき等にあわせてお支払いします。

(減額の際にお支払いする契約者配当金は、減額時の解約返戻金とともにご契約者にお支払いします。また、養育年金の一括支払の際にお支払いする配当金は、未払いの養育年金の現価に相当する金額とともに養育年金受取人にお支払いします。)なお、利率は経済情勢等により変動することがあります。

※利率については、当社ホームページを参照ください。

■特別配当

●上記のほかに、契約者配当金として特別配当を、ご契約から長期間継続した契約に対してお支払いすることがあります。

1. ご契約日から2年以内に解約・減額等をされる場合、契約者配当金はありません。
2. 解約・減額等をされる場合にお支払いする契約者配当金は、保険金等のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。
3. 災害関係特約(災害割増特約・新傷害特約)およびこども医療特約については契約者配当金はありません。

養老保険(無配当)の場合

●契約者配当金はありません。

ご契約後について



●保険料のお払込みが困難になられたとき	74
●貸付制度のご利用について	76
●ご契約の見直しについて	77
●ご契約者、満期保険金受取人、死亡保険金受取人および 養育年金受取人の変更について	78
●解約と解約返戻金について	80
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について	81
●被保険者によるご契約者への解除請求について	82
●管轄裁判所について	82
●税法上のお取扱いについて	83
●こんなときは、ただちにご連絡ください	86
●こんなときQ&A②	87

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約をご継続できる方法があります。

一時的に保険料の都合がつかないとき

■自動振替貸付(お立替え)

- 保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合でも、ご契約者のお申し出がない限り、その解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料のお立替えをしてご契約を有効に継続させる自動振替貸付(お立替え)のお取扱いがあります。
- この場合、自動振替貸付金(お立替金)について当社所定の利率で利息をいただきます(複利計算)。ただし、利率は年8%をこえることはありません。
- 利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
※利率については、当社ホームページを参照ください。



自動振替貸付(お立替え)を希望されない場合は、当社お客さまサービスセンターへお申し出いただき、当社所定の書類をご提出ください。

自動振替貸付(お立替え)のご利用について

契約者貸付や保険料の自動振替貸付(お立替え)の元利金が、解約返戻金をこえたときは、当社所定の金額をお払込みいただきます。なお、この旨の通知に記載されている期限日までに当社所定の金額が払い込まれなかった場合には、ご契約は、契約者貸付や保険料の自動振替貸付(お立替え)の元利金が解約返戻金をこえたときから効力を失います。

途中から保険料のお払込みを中止してご契約を有効に続けたいとき

■払済保険への変更

※養老保険のみお取り扱いします。

- その時点の解約返戻金を充当して以後の保険期間をそのままとし、保険金額を新たに定める方法です。死亡・高度障害状態または満期のときには新たに定めた保険金額をお支払いしますが、通常の場合保険金額はもとのご契約より少なくなります。

注

1. 特別条件のついたご契約、払済保険金額が当社所定の金額以下となるご契約等はお取り扱いできません。
2. 払済保険に変更した場合、各種特約（リビング・ニーズ特約、年金支払特約、5年ごと利差配当付年金支払特約等を除く）は消滅しますので、特約にもとづく保険金・給付金等のお支払いはなくなります。

■延長保険への変更

※養老保険のみお取り扱いします。

- その時点の解約返戻金を充当して一定期間の死亡・高度障害保障のみを行う定期保険に変更する方法です。
- 原則、保険金額はそのままとし、保険期間を新たに定めます。解約返戻金の額によっては保険金額を削減したり、また変更前の契約の満期日まで死亡・高度障害保障を継続し、さらに生存給付金をお支払いする場合があります。

注

1. 特別条件のついたご契約、変更後の保険期間が1年未満となるご契約等はお取り扱いできません。
2. 延長保険に変更した場合、各種特約（年金支払特約、5年ごと利差配当付年金支払特約等を除く）は消滅しますので、特約にもとづく保険金・給付金等のお支払いはなくなります。

保険料の負担を軽くしたいとき

■保険金額等の減額

- 保険金額・給付金日額等を少なくして以後の保険料を少なくする方法です。（当社所定の保険金額等を下回る場合等はお取り扱いできません。）
- 減額部分に対応する解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

払済保険、延長保険への変更後または保険金額等の減額後、**3年以内**であれば、元のご契約へ戻す（復旧）請求ができます。

■特約の解約（ご契約に特約が付加されている場合）

- ご契約に付加されている特約を解約して以後の保険料を少なくする方法です。（この場合、解約された特約の保障はなくなります。）
- 解約された特約に解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

注

それぞれの方法のご利用には、第1回保険料のお払込み後等、当社所定の条件を満たすことが必要になります。



貸付制度のご利用について

貸付制度のご利用について

■契約者貸付

- ご契約の解約返戻金のうち、当社所定の範囲内で、必要資金を貸付けします。この場合、契約者貸付金について当社所定の利率で利息をいただきます(複利計算)。
- 利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
※利率については、当社ホームページを参照ください。
- 返済の方法等詳細については当社お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

貸付制度のご利用について

契約者貸付や保険料の自動振替貸付(お立替え)の元利金が、解約返戻金をこえたときは、当社所定の金額をお払込みいただきます。なお、この旨の通知に記載されている期限日までに当社所定の金額が払い込まれなかった場合には、ご契約は、契約者貸付や保険料の自動振替貸付(お立替え)の元利金が解約返戻金をこえたときから効力を失います。

保障内容の拡充について

保障内容を大きくするときには、次のような方法がご利用いただけます。

■追加契約

- 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。現在のご契約は継続し、ご契約件数が増えることになります。
- 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
- 新しい保険のご契約時の年齢により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

■災害関係特約の増額・中途付加

※養老保険のみお取り扱いします。

- 現在のご契約に被保険者の同意を得て、災害関係特約を増額したり、中途付加して保障内容を充実させる方法です。
- 増額後の保険料は契約日時点の年齢により計算します。ただし、増額分に対応する責任準備金をお支払いいただきます。
- 中途付加した特約の保険料は、直前の年単位の契約応当日時点の年齢、中途付加時点の保険料率により計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。また、その際、直前の年単位の契約応当日から中途付加時までの責任準備金の差額のお支払いが必要となる場合があります。

■こども医療特約の中途付加

※こども保険のみお取り扱いします。

- 現在のご契約に被保険者の同意を得てこども医療特約を中途付加して保障内容を充実させる方法です。
- 中途付加した特約の保険料は、直前の年単位の契約応当日時点の年齢、中途付加時点の保険料率により計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。また、その際、直前の年単位の契約応当日から中途付加時までの責任準備金の差額のお支払いが必要となる場合があります。

注

1. 保障内容の拡充後の保険料はどの方法を利用するかによって異なります。
2. それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
3. いずれの方法をご利用いただく場合も、改めて診査（または告知）が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

ご契約の見直しにあたっては、条件等の詳しいことを必ず社員または代理店までお問い合わせください。



ご契約者、満期保険金受取人、死亡保険

ご契約後

ご契約者の変更について

- ご契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、ご契約者を変更することができます。
なお、こども保険のご契約者の変更は、変更後のご契約者が当社所定の範囲内の場合にお取り扱いします。この場合は、当社所定の計算による金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- ご契約者を変更した場合は、ご契約についての一切の権利義務が新たなご契約者に引き継がれます。

満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人の変更について

ご契約者は、満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人を変更することができます。満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人の変更には次のような方法があります。

■ご契約者からのお申し出(通知)による満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、当社にお申し出(通知)いただくことにより、満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人を変更することができます。

■遺言による満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人の変更

- ご契約者は、法律上有効な遺言により、被保険者の同意を得て、満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へお申し出(通知)ください。

注

1. 満期保険金受取人・死亡保険金受取人の変更は、満期保険金・死亡保険金のお支払事由が発生した後はお取り扱いしません。
2. 養育年金受取人の変更は、変更後の養育年金受取人が当社所定の範囲内の場合にお取り扱いします。
3. 当社がお申し出(通知)を受ける前に変更前の満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人に満期保険金・死亡保険金・養育年金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人から満期保険金・死亡保険金・養育年金の請求を受けても、当社は重複して満期保険金・死亡保険金・養育年金をお支払いできません。

金受取人および養育年金受取人の変更について

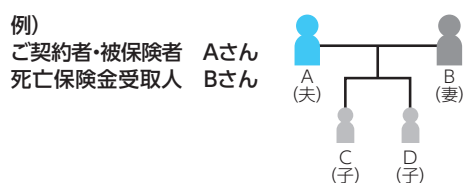
満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人が死亡された場合

満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人が死亡されたときは、新しい満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人に変更していただきますので、当社お客さまサービスセンターにただちにご連絡ください。

■養老保険について

- 満期保険金受取人・死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、満期保険金受取人・死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、満期保険金受取人・死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が満期保険金受取人・死亡保険金受取人となります。

※満期保険金受取人・死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、満期保険金・死亡保険金の受取割合は均等とします。



- Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

- その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、Cさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

注 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にお申し出ください。

■こども保険について

万一、養育年金受取人の変更手続きをされない間に養育年金のお支払事由が発生した場合は、被保険者を養育年金受取人とします。

ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、解約返戻金があっても払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されますと、まったくないか、あってもごくわずかです。

ご契約の長期継続をおすすめします

- ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくり等にお役にたつ貴重な財産ですから、大切にご継続ください。
- 保険料のお払込みが困難になられて**ご契約の解約をお考えでしたら、(74)ページ「保険料のお払込みが困難になられたとき」をお読みください。**

解約返戻金について

- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご契約全体の年々の保険金・給付金等のお支払いに、また他の一部は生命保険会社の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が保険金・給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金の額はご契約時の年齢・性別・経過年(月)数等により異なります。
- 解約返戻金は年々増加していくものとは限りません。
被保険者のご契約時の年齢や保障額との関係等で下がる場合があります。
- 効力を失ったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

解約について

- やむを得ずご契約を解約される場合には、当社お客さまサービスセンターへお申し出いただき当社所定の書類をご提出ください。
この場合、解約返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
- 解約返戻金は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。解約返戻金をご契約の種類、経過年(月)数等によって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。
- 第1回保険料のお払込み前のご契約には、解約返戻金はありません。
- 解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。**



債権者等による解約についてと 受取人によるご契約の存続について

差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約請求の通知が当社に到着したときから1か月を経過した日に効力を生じます。

保険金・給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約のお申し出を行った場合でも、解約請求の通知が当社に到着した日において、次のすべてに該当する保険金・給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 保険金・給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約請求の通知が当社に到着した日から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約請求の通知が当社に到着した日に解約した場合の解約時支払額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対してお申し出いただくこと
(当社へのお申し出についても期間内に行う必要があります。)



被保険者によるご契約者への解除請求について 管轄裁判所について

被保険者によるご契約者への解除請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者からの解除の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。(保険法第58条、第87条により適用)

- ①ご契約者または保険金・給付金等の受取人が、死亡・高度障害保険金、死亡給付金、入院給付金、手術給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②死亡・高度障害保険金、死亡給付金、入院給付金、手術給付金等の請求に関し、ご契約者または保険金・給付金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③その他、ご契約者または保険金・給付金等の受取人に対する被保険者の信頼が損なわれ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき

管轄裁判所について

- 保険金・給付金等または保険料の払込免除のご請求に関する訴訟については、当社の本社または受取人の住所地と同一の都道府県内にある課支社(同一の都道府県内に課支社がないときは最寄りの課支社)の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。



次ページにもつづきます

税法上のお取扱いについては、2024年9月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等については、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。

生命保険料控除について

1 年間の正味払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除されますので、その分に応じて税金がお安くなります。

●生命保険料控除の対象となるご契約

申告される方が保険料を払い込んでおられ、かつ、保険金等の受取人が次のいずれかの方であること。

- ・申告者ご本人
- ・申告者の配偶者その他のご親族

●生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額

※5年ごと利差配当付養老保険および5年ごと利差配当付こども保険の場合、1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額から、その年にお受け取りになられた契約者配当金（その年度に新たに積み立てられた契約者配当金を含みます）を差し引いたものです。

生命保険料控除額について

※課税対象額から控除されます

●所得税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額：それぞれ40,000円（全体の適用限度額：120,000円）

年間正味払込保険料	控除される額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

●住民税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額：それぞれ28,000円（全体の適用限度額：70,000円）

年間正味払込保険料	控除される額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

被保険者によるご契約者への解除請求について／管轄裁判所について

ご契約後について

注

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しています。

(例)

- ・「一般生命保険料」…生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他の給付金をお支払いする部分に係る保険料
- ・「介護医療保険料」…介護医療保険契約等に係る保険料
- ・「個人年金保険料」…個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約に係る保険料

■生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下「控除証明書」といいます。)を発行します。

● **給与所得者**

「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して、勤務先に提出してください。

● **申告納税者**

確定申告の際、「確定申告書」に「控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。

●生命保険料控除証明書

● **年払・半年払契約**

9月末日までにお払込みの場合は、10月に「控除証明書」をお送りします。10月1日以降にお払込みの場合は入金確認後にお送りします。

● **月払契約**

口座振替扱でお払込みの場合、9月分の入金確認後「控除証明書」をお送りします。

■保険金等の税法上のお取扱いについて

■養老保険の場合

●死亡保険金、満期保険金への課税について

ご契約者・被保険者と保険金受取人の関係によって、次のとおり異なります。

契約形態	課税される税金
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
ご契約者と保険金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)
ご契約者・被保険者・保険金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税

※以下の要件をすべて満たす養老保険は、満期時受取額と払込保険料との差額に対して20%の源泉分離課税の対象となります。

①保険期間…5年以下(保険期間が5年をこえる契約で契約日から5年以内に解約・減額されたものを含む)

②払込方法…(ア)、(イ)のいずれかに該当するもの

(ア)契約日から1年以内に保険料総額の2分の1以上を払い込む方法

(イ)契約日から2年以内に保険料総額の4分の3以上を払い込む方法

- ③保障倍率…次の(ア)と(イ)の両方に該当するもの
- (ア) 次の金額の合計額が満期保険金額の5倍未満
 - ・災害死亡保険金
 - ・疾病または傷害による入院・通院給付金日額に支払限度日数を乗じて計算した金額
 - (イ) 普通死亡保険金額が満期保険金額と同額以下

注 保険金受取人はご契約後変更できますが、保険金のお支払事由発生後は変更できません。

●各保険金等に関する非課税扱いについて

被保険者が受取人のときは、高度障害保険金、災害高度障害保険金、障害給付金およびリビング・ニーズ保険金には税金がかかりません。

■こども保険の場合

ご契約者・被保険者と受取人の関係によって、次のとおり異なります。

●祝金、死亡給付金への課税について

祝金、死亡給付金の受取人はご契約者ですので、所得税(一時所得)となります。

●養育年金への課税について

- ・ご契約者が死亡されたときに支払われる養育年金
養育年金受取人が相続人の場合、次のとおり相続税と所得税が課税されます。

契約形態	養育年金への課税	
	年金受給権取得時	毎年の年金受取時
ご契約者：父 養育年金受取人：母または子	相続税 (年金の評価額に対しての課税)	所得税(雑所得)

- ・ご契約者が高度障害状態に該当されたときに支払われる養育年金
養育年金受取人がご契約者と生計を一にする親族の場合、非課税となります。

●入院給付金等に関する非課税扱いについて

- ・給付金受取人が被保険者と生計を一にする親族の場合、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および災害通院給付金は非課税となります。



こんなときは、ただちにご連絡ください

●次のようなときには、当社お客さまサービスセンターにご連絡ください。

申込みの撤回	・ 契約の申込みを撤回(クーリング・オフ)したい	<しおり(14)>
保険料の払込み	・ 会社をやめて保険料が給与天引きできなくなった.....	<しおり(66)>
	・ 保険料の払込方法を変えたい.....	<しおり(66)>
	・ 保険料をまとめて払い込みたい.....	<しおり(68)>
	・ 保険料の振替口座を変更したい	
契約内容の変更	・ 保険料の払込みが困難になった.....	<しおり(74)>
	・ 保険料の負担を軽くしたい.....	<しおり(75)>
	・ 変更した契約内容を元に戻したい.....	<しおり(75)>
	・ 現金が必要になり、契約者貸付を受けたい	<しおり(76)>
	・ 保障内容を大きくしたい.....	<しおり(77)>
	・ 途中から特約を付けたい.....	<しおり(77)>
	・ ご契約者・満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育 年金受取人を変えたい.....	<しおり(78)>
	・ 満期保険金受取人・死亡保険金受取人・養育年金受取人が死亡した...	<しおり(79)>
	・ 引っ越しして住所が変わった	
	・ 町名・番地が変わった	
	・ ご契約者が死亡した	
	・ 姓が変わった	
	・ 名前を変えた	
	・ 法人契約で社名が変わった	
保険金等の請求	・ 保険金・給付金等を請求したい	<しおり(40)>
その他	・ 解約したい.....	<しおり(80)>
	・ 保険証券を紛失した	

【お願い】

●ご契約に関するご照会やご通知の際には、必ず保険証券の保険証券番号、ご契約者のご住所とお名前および被保険者のお名前をお知らせください。

●保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですから、大切に保管してください。

こんなときQ&A ②

保険金・給付金等請求、ご住所・お名前等の変更手続き、契約者貸付・解約手続きのお申し出、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせは、当社お客さまサービスセンターにてお受けします。

お客さまサービスセンター

0120-324-386

シニア専用ダイヤル(70歳以上のお客さま専用)

ご契約内容に関するお問い合わせ

0120-789-658

保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ

0120-321-320

受付時間

月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

※通話料無料、携帯電話からもご利用いただけます。

ご利用方法

- ・プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者(保険金・給付金請求の場合は受取人)ご本人さまからご連絡ください。ご契約者さま以外の方にはお手続きの受付やご案内ができない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・お申し出・お問い合わせの際は証券番号を確認させていただきます。お手元に生命保険証券等、証券番号がわかるものをご用意ください。

※「ご契約の見直しについて」の手続きは、社員または代理店までお申し出ください。

お電話のみでお手続きが
完了します



- 住所変更
- 控除証明書再発行
- ご契約のしおり・約款の再交付

手続き方法等のご相談を
承ります



「こんな時、どうすれば?」と、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- ・「保険証券を紛失してしまった」
- ・「うっかり、お金を銀行口座に入れ忘れ、契約が失効してしまった」
- ・「入院をしたが、給付金請求の手続きはどうすれば良いのだろう」

商品内容、ご契約内容の
お問い合わせ



商品内容、ご契約内容等、各種お問い合わせを承ります。

- ・「商品内容をもう一度詳しく教えてほしい」
- ・「契約内容について改めて確認したい」
- ・「契約者貸付の可能額を知りたい」

インターネットで
請求についてのお申し出を
受け付けます



- 改姓 ●保険料のお支払口座変更
 - 死亡等の保険金請求 ●入院等の給付金請求(※)
- (※請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。)

便利なインターネット手続き

URL <https://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

約款をお読みいただく前に

◆約款中では、ご契約者と保険会社との契約内容を、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規定しております。

条…「第X条」と表記されています。

項…「X.」と表記されています。

号…「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】会社の責任開始期 第1条（責任開始期）の規定の場合

第1条

第1条（責任開始期）

第1項

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。

第2項

2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。

〈第3項から第5項は記載省略〉

●この「前項」とは、「第1項」を指します。

第6項

6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。

第1号

(1) 会社名

第2号

(2) 保険契約者の氏名または名称

〈第3号以下は記載省略〉

5年ごと利差配当付養老保険普通保険約款

1. 会社の責任開始期	2	第36条（遺言による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）	11
第1条（責任開始期）	2	第37条（保険契約者の変更）	12
2. 保険金の支払	2	10. 保険契約の解約	12
第2条（保険金の支払）	2	第38条（保険契約の解約）	12
第3条（戦争その他の変乱の場合の特例）	4	11. 契約者貸付	12
第4条（保険金の受取方法の選択）	4	第39条（契約者貸付）	12
3. 保険料の払込免除	4	第40条（契約者貸付金の返済）	12
第5条（保険料の払込免除）	4	12. 解約返戻金	12
第6条（保険料の払込を免除しない場合）	4	第41条（解約返戻金）	12
第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	5	13. 死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続	12
4. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消	5	第42条（死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続）	12
第8条（告知義務）	5	14. 契約者配当	13
第9条（告知義務違反による解除）	5	第43条（契約者配当金の割当）	13
第10条（保険契約を解除できない場合）	5	第44条（契約者配当金の支払）	13
第11条（不法取得目的による無効）	6	15. 保険契約者・保険金の受取人の代表者	13
第12条（詐欺による取消）	6	第45条（保険契約者・保険金の受取人の代表者）	13
5. 重大事由による解除	6	16. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	14
第13条（重大事由による解除）	6	第46条（年齢の計算）	14
6. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	6	第47条（年齢および性別の誤りの処理）	14
第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）	6	17. 請求手続	14
第15条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）	7	第48条（請求手続）	14
第16条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）	7	18. 保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	14
第17条（第2回以後の保険料の払込）	7	第49条（保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	14
第18条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	7	19. 時効	15
第19条（保険料の払込方法（経路））	8	第50条（時効）	15
第20条（保険料の前納および一括払）	8	20. 被保険者の業務、転居および旅行	15
第21条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	8	第51条（被保険者の業務、転居および旅行）	15
第22条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	9	21. 管轄裁判所	15
第23条（保険料の自動振替貸付）	9	第52条（管轄裁判所）	15
第24条（自動振替貸付金の返済）	9	22. 特別取扱	15
第25条（保険料の自動振替貸付の取消）	9	第53条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	15
第26条（保険契約の失効）	9	第54条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	16
7. 保険契約の復活	9	第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）	16
第27条（保険契約の復活）	9	第56条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）	16
8. 保険契約者の住所の変更	10	23. 契約日指定に関する特則	17
第28条（保険契約者の住所の変更）	10	第57条（特則の付加）	17
9. 契約内容の変更	10	第58条（特則を付加した場合の取扱）	17
第29条（保険金額の減額）	10	第59条（特則の解約）	17
第30条（払済保険への変更）	10	別表1 請求書類	18
第31条（延長保険への変更）	10	別表2 対象となる高度障害状態	19
第32条（原保険契約への復旧）	11	別表3 対象となる身体障害の状態	19
第33条（保険期間または保険料払込期間の変更）	11	備考（別表2、別表3）	19
第34条（保険料払込方法（回数）の変更）	11	別表4 対象となる不慮の事故	21
第35条（会社への通知による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）	11		

5年ごと利差配当付養老保険普通保険約款

1. 会社の責任開始期

第1条（責任開始期）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
3. 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、保険金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の保険金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
4. 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を発行します。
6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 満期保険金受取人および死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この保険契約の保険金の支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した日

2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	保険金額	満期保険金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意。 ただし、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
4. 被保険者が、保険期間満了日において、別表2に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、高度障害保険金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
5. 高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとみなします。
6. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。

8. 第1項の「支払事由に該当しても保険金を支払わない場合」に該当したことにより、死亡保険金が支払われない場合には、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います（なお、死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金が支払われない部分にかかる責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、死亡保険金が支払われない場合には、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
9. 高度障害保険金の受取人は、第1項および第7項に定める者以外に変更することはできません。

第3条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合には、責任準備金の支払はありません。

第4条（保険金の受取方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）を一時金で受け取る方法に代えて、会社の定める取扱範囲内で、すえ置いて受け取る方法または5年ごと利差配当付年金支払特約により年金で受け取る方法を選択することができます。ただし、元金および受取額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、これらの受取方法は取り扱いません。

3. 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに身体障害の状態に該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
2. 前項の場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
3. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として責任開始期以後に身体障害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
5. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) 保険金額の減額
 - (2) 原保険契約への復旧
 - (3) 保険期間および保険料払込期間の変更
 - (4) 保険料払込方法（回数）の変更
6. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第6条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

4. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消

第8条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活
- (3) 原保険契約への復旧

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、前項第1号、

第4号または第5号に該当するときに除いて、保険契約を解除することができます。

第11条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または復旧が行われた場合には、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第12条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結、復活または復旧が行われた場合には、会社は、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

5. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または他人にこの保険契約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の

払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。

4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 保険金額が減額されたとき
 - (4) 払済保険または延長保険に変更されたとき

第15条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第16条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第17条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第19条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料月払契約
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 保険金額が減額されたとき
 - (4) 払済保険または延長保険に変更されたとき

第18条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。

- (1) 保険金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を保険金から差し引きます。この場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
- (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第19条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第20条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。

第21条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 保険料月払契約において、第1条（責任開始期）第3項ただし書きの規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第22条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第23条（保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、その保険料相当額を自動的に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 前項の未払込の保険料とこれに付される利息の合計額が、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金（既に本条の貸付金（以下「自動振替貸付金」といいます。）または第39条（契約者貸付）の貸付金（以下「契約者貸付金」といいます。）があるときは、その元利金を差し引いた残額）をこえるときは、会社は、その保険料の自動振替貸付を行いません。
3. 自動振替貸付金は猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
4. 自動振替貸付金の利息は、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次の猶予期間満了日（保険料月払契約においては毎保険年度の12か月目の保険料の猶予期間満了日）に元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなったときもこれに準じて計算します。

第24条（自動振替貸付金の返済）

1. 保険契約者は、自動振替貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 自動振替貸付金の元利金（契約者貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、自動振替貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 保険金または解約返戻金等の支払金がある場合に自動振替貸付金があるときは、会社は、その支払金額からその時までの期間に応じて計算した自動振替貸付金の元利金を差し引きます。

第25条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、次に定める期間内に保険契約者から払済保険もしくは延長保険への変更または保険契約の解約の請求があったとき（死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続の規定により解約の効力が生じたときを含みます。）は、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、払済保険もしくは延長保険への変更または保険契約の解約の取扱をします。

- (1) 保険料月払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて1か月
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月

第26条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付が行われないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、保険契約者はその解約返戻金を請求することができます。

7. 保険契約の復活**第27条（保険契約の復活）**

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合

復活に必要な保険料を受け取った時

- ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合

復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

- (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。

3. 自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、自動振替貸付金および契約者貸付金に対する利息を前項の復活に必要な保険料に含めます。ただし、自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が、前項の復活に必要な保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金をこえる場合には、復活に必要な保険料とともに会社の定める金額を払い込んでください。

8. 保険契約者の住所の変更

第28条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

9. 契約内容の変更

第29条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、保険金額の減額は取り扱いません。
2. 会社が保険金額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険金額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. 保険金額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第30条（払済保険への変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込を中止し解約返戻金（自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額。以下本条において同じ。）を充当して、保険契約を保険料払込済の養老保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。ただし、払済保険の保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、払済保険への変更は取り扱いません。
2. 払済保険の保険金額は、解約返戻金を基準として定めます。
3. 払済保険への変更において、解約返戻金を払済保険に充当した後に残額があるときは、これを保険契約者に支払います。
4. 払済保険への変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
5. 払済保険に変更された後は、第2条（保険金の支払）から第4条（保険金の受取方法の選択）まで、第8条（告知義務）から第13条（重大事由による解除）まで、第27条（保険契約の復活）、第28条（保険契約者の住所の変更）および第35条（会社への通知による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）から第52条（管轄裁判所）までを適用します。
6. 払済保険に変更されたときは、保険証券に表示します。

第31条（延長保険への変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込を中止し解約返戻金（自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額。以下本条において同じ。）を充当して、保険契約を保険料払込済の定期保険（以下「延長保険」といいます。）に変更することができます。
2. 延長保険への変更は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 延長保険の保険金額は原保険契約の保険金額（通減定期保険特約については特約基本保険金額の60%とします。また、自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、原保険契約の保険金額からその元利金を差し引いた金額）と同額とし、その保険期間は原保険契約の保険期間の残存期間とします。
 - (2) 解約返戻金が前号による変更に必要な金額をこえる場合、会社の定める方法により計算した生存保険を付加します。
 - (3) 解約返戻金が第1号による変更に必要な金額に不足するときは、延長保険の保険金額を削減するかまたはその保険期間を短縮します。この場合に、延長保険の保険金額が会社の定める金額を下回るときまたは延長保険の保険期間が会社の定める期間に満たないときは、会社は、延長保険への変更は取り扱いません。

- ん。
3. 延長保険への変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
 4. 延長保険に変更された後は、次に定めるところによります。
 - (1) 満期保険金
満期保険金はありません。
 - (2) 生存保険金
第2項第2号の生存保険を付加した場合、被保険者が変更後の保険期間の満了時に生存しているときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。なお、生存保険金の受取人を満期保険金受取人以外の者に変更することはできません。
 - (3) 第2条（保険金の支払）から第4条（保険金の受取方法の選択）まで、第8条（告知義務）から第13条（重大事由による解除）まで、第28条（保険契約者の住所の変更）、第35条（会社への通知による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）から第38条（保険契約の解約）までおよび第41条（解約返戻金）から第52条（管轄裁判所）までを適用します。
 5. 延長保険に変更されたときは、保険証券に表示します。

第32条（原保険契約への復旧）

1. 保険契約者は、次に定める日からその日を含めて3年以内（延長保険においては変更後の保険期間中に限ります。）であれば、会社の承諾を得て、原保険契約に復旧することができます。
 - (1) 保険金額を減額した日
 - (2) 払済保険または延長保険に変更した日
2. 会社が原保険契約への復旧を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から復旧部分について保険契約上の責任を負います。
 - ① 原保険契約への復旧を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に原保険契約への復旧を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 原保険契約へ復旧されたときは、保険証券に表示します。

第33条（保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 会社が保険期間または保険料払込期間の変更を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険期間または保険料払込期間の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

第34条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第35条（会社への通知による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、満期保険金受取人および死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の満期保険金受取人または死亡保険金受取人に保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の満期保険金受取人または死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 満期保険金または死亡保険金の支払事由の発生以前に満期保険金受取人または死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人を満期保険金受取人または死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により満期保険金受取人または死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、満期保険金受取人または死亡保険金受取人になった者のうち生存している他の満期保険金受取人または死亡保険金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 満期保険金受取人または死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第36条（遺言による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、満期保

險金受取人および死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の満期保険金受取人または死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による満期保険金受取人または死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 満期保険金受取人または死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第37条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

10. 保険契約の解約

第38条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

11. 契約者貸付

第39条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、解約返戻金の9割（保険料払込済の契約については8割とし、また、既に契約者貸付金または自動振替貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第40条（契約者貸付金の返済）

1. 保険契約者は、契約者貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 契約者貸付金の元利金（自動振替貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 保険金または解約返戻金等の支払金がある場合に契約者貸付金があるときは、その支払金額からその時までの期間に応じて計算した契約者貸付金の元利金を差し引きます。

12. 解約返戻金

第41条（解約返戻金）

1. 解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の保険契約
保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の保険契約
経過年月数により計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

13. 死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続

第42条（死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社へ到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす死亡保険金または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社へ到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社へその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

14. 契約者配当

第43条（契約者配当金の割当）

1. 会社は、毎事業年度末に、会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金中から、次に定める保険契約（第4号に定める保険契約については、保険契約のうち減額される部分）に対して、契約者配当金を割り当てます。この場合、第3号②に該当する保険契約については、第3号①に該当する保険契約に対して割当を行った金額を下回る金額とし、第4号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。
 - (1) 次の事業年度内に契約日（保険料払込期間満了後については保険料払込期間満了の日の翌日とします。）の5年ごとと年単位の応当日（保険料払込期間満了の日の翌日を含み、以下「5年ごとと応当日」といいます。）が到来する保険契約。ただし、第2号による割当が行われる場合を除きます。
 - (2) 次の事業年度内に保険期間の満了する保険契約
 - (3) 次の事業年度内に前号以外の事由により消滅する次の保険契約
 - ① 保険金の支払事由が生じて保険金を支払うことにより消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 - ② 保険金の支払以外の事由により消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごとと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 - (4) 次の事業年度内に契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごとと応当日からその日を含めて1年を経過して保険金額が減額される保険契約
2. 前項のほか、契約日からその日を含めて所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。

第44条（契約者配当金の支払）

1. 会社は、前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金を、次の事業年度の契約日の年単位の応当日の前日（第3号または第4号の場合は消滅または減額する直前の契約日の年単位の応当日の前日とします。）までの保険料が払い込まれている保険契約（保険料の払込を要しなくなった保険契約および保険料前納期間中の保険契約を含みます。）に対して、次の方法により支払います。
 - (1) 前条第1項第1号により割り当てた契約者配当金
次の事業年度の5年ごとと応当日以後保険契約者から請求があった時（保険契約が消滅したときはその時まで）まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに支払います。ただし、次の事業年度の5年ごとと応当日に保険契約が消滅したときは、割り当てた契約者配当金を保険金等の支払の際に支払います。
 - (2) 前条第1項第2号により割り当てた契約者配当金
満期保険金の支払の際に支払います。
 - (3) 前条第1項第3号①により割り当てた契約者配当金
死亡保険金または高度障害保険金の支払の際に支払います。
 - (4) 前条第1項第3号②により割り当てた契約者配当金
解約返戻金等の支払の際に支払います。
 - (5) 前条第1項第4号により割り当てた契約者配当金
解約返戻金の支払の際に支払います。
2. 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により支払います。
3. 契約者配当金は保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払のときは、保険金の受取人に支払います。

15. 保険契約者・保険金の受取人の代表者

第45条（保険契約者・保険金の受取人の代表者）

1. 保険契約者または保険金の受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の保険金の受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または保険金の受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。

3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

16. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第46条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第47条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外の場合は、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外の場合は、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

17. 請求手続

第48条（請求手続）

1. 保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を請求できないときは、死亡保険金受取人（高度障害保険金の請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人に限ります。）が、高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
5. 前項の規定により、死亡保険金受取人が高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
6. 前2項の規定により、高度障害保険金が死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

18. 保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第49条（保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 保険金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社へ到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社へ提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社へ到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡、または第2条に定める高度障害保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払事由に該当しても保険金を支払わない場合に該当する可能性がある場合

- 保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第13条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
4. 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

19. 時効

第50条（時効）

保険金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第51条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21. 管轄裁判所

第52条（管轄裁判所）

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 特別取扱

第53条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以

後の保険料、契約者貸付の元利金、自動振替貸付金の元利金および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。)を払い込むことができます。

2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第54条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。
- (2) 第1条（責任開始期）第3項および第4項、第5条（保険料の払込免除）、第6条（保険料の払込を免除しない場合）、第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）、第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第15条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第16条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第17条（第2回以後の保険料の払込）、第18条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）、第20条（保険料の前納および一括払）、第21条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）、第22条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）、第23条（保険料の自動振替貸付）、第24条（自動振替貸付金の返済）、第25条（保険料の自動振替貸付の取消）、第26条（保険契約の失効）、第30条（払済保険への変更）、第31条（延長保険への変更）ならびに第34条（保険料払込方法（回数）の変更）の規定は適用しません。
- (3) 前条第3項において、保険料等が一時払保険料（一時払保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

第56条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払以外の場合で、この保険契約の締結の際、保険料払込方法（回数）が一時払の特約を付加するときは、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第15条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の

取扱）、第16条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第21条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第2項および第58条（特則を付加した場合の取扱）第2項の規定は適用しません。

- (3) 第54条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）第3項において、保険料等が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

23. 契約日指定に関する特則

第57条（特則の付加）

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第58条（特則を付加した場合の取扱）

1. この特則が付加された場合には、第1条（責任開始期）第2項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
2. 前項の場合、第21条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第59条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
満期保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）	第2条
死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第2条
高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第2条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第2条、第3条、第9条、第13条、第26条、第29条、第38条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第5条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第27条
保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第29条
払済保険・延長保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第30条、第31条
原保険契約への復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第32条
保険期間・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第33条
会社への通知による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第35条
遺言による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第36条

項 目	提 出 書 類	該当条文
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第37条
契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第39条
死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第42条
積み立てた契約者配当金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書	第44条
高度障害保険金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と住民票 (5) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 被保険者または死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第48条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表3 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

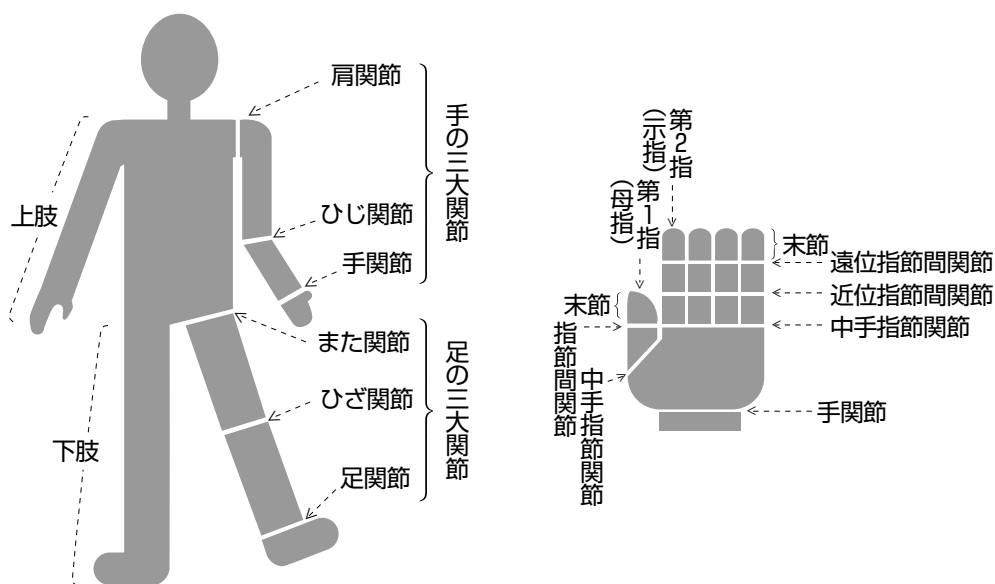
備考（別表2、別表3）

1. 眼の障害（視力障害）

- a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
- a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
- a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
 - b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
- 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害
- a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
 - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
- a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
- a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

養老保険普通保険約款

1. 会社の責任開始期	24	第36条（遺言による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）	34
第1条（責任開始期）	24	第37条（保険契約者の変更）	34
2. 保険金の支払	25	10. 保険契約の解約	34
第2条（保険金の支払）	25	第38条（保険契約の解約）	34
第3条（戦争その他の変乱の場合の特例）	26	11. 契約者貸付	34
第4条（保険金の受取方法の選択）	26	第39条（契約者貸付）	34
3. 保険料の払込免除	26	第40条（契約者貸付金の返済）	34
第5条（保険料の払込免除）	26	12. 解約返戻金	34
第6条（保険料の払込を免除しない場合）	27	第41条（解約返戻金）	34
第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	27	13. 死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続	35
4. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消	27	第42条（死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続）	35
第8条（告知義務）	27	14. 契約者配当	35
第9条（告知義務違反による解除）	27	第43条（契約者配当）	35
第10条（保険契約を解除できない場合）	27	15. 保険契約者・保険金の受取人の代表者	35
第11条（不法取得目的による無効）	28	第44条（保険契約者・保険金の受取人の代表者）	35
第12条（詐欺による取消）	28	16. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	35
5. 重大事由による解除	28	第45条（年齢の計算）	35
第13条（重大事由による解除）	28	第46条（年齢および性別の誤りの処理）	35
6. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	29	17. 請求手続	35
第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）	29	第47条（請求手続）	35
第15条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）	29	18. 保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	36
第16条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）	29	第48条（保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	36
第17条（第2回以後の保険料の払込）	29	19. 時効	37
第18条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	30	第49条（時効）	37
第19条（保険料の払込方法（経路））	30	20. 被保険者の業務、転居および旅行	37
第20条（保険料の前納および一括払）	30	第50条（被保険者の業務、転居および旅行）	37
第21条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	31	21. 管轄裁判所	37
第22条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	31	第51条（管轄裁判所）	37
第23条（保険料の自動振替貸付）	31	22. 特別取扱	37
第24条（自動振替貸付金の返済）	31	第52条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	37
第25条（保険料の自動振替貸付の取消）	31	第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	37
第26条（保険契約の失効）	31	第54条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）	37
7. 保険契約の復活	32	第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）	38
第27条（保険契約の復活）	32	23. 契約日指定に関する特則	38
8. 保険契約者の住所の変更	32	第56条（特則の付加）	38
第28条（保険契約者の住所の変更）	32	第57条（特則を付加した場合の取扱）	38
9. 契約内容の変更	32	第58条（特則の解約）	38
第29条（保険金額の減額）	32	別表1 請求書類	39
第30条（払済保険への変更）	32	別表2 対象となる高度障害状態	40
第31条（延長保険への変更）	32	別表3 対象となる身体障害の状態	40
第32条（原保険契約への復旧）	33	備考（別表2、別表3）	40
第33条（保険期間または保険料払込期間の変更）	33	別表4 対象となる不慮の事故	42
第34条（保険料払込方法（回数）の変更）	33		
第35条（会社への通知による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）	33		

1. 会社の責任開始期

第1条（責任開始期）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
3. 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、保険金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の保険金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
4. 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を発行します。
6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 満期保険金受取人および死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この保険契約の保険金の支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した日

2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	保険金額	満期保険金受取人	
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意。 ただし、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
4. 被保険者が、保険期間満了日において、別表2に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、高度障害保険金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間満了日に高度障害状態に該当し

たものとみなして第1項の規定を適用します。

5. 高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとみなします。
6. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
8. 第1項の「支払事由に該当しても保険金を支払わない場合」に該当したことにより、死亡保険金が支払われない場合には、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います（なお、死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金が支払われない部分にかかる責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、死亡保険金が支払われない場合には、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
9. 高度障害保険金の受取人は、第1項および第7項に定める者以外に変更することはできません。

第3条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合には、責任準備金の支払はありません。

第4条（保険金の受取方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）を一時金で受け取る方法に代えて、会社の定める取扱範囲内で、すえ置いて受け取る方法または年金支払特約により年金で受け取る方法を選択することができます。ただし、元金および受取額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、これらの受取方法は取り扱いません。

3. 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに身体障害の状態に該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
2. 前項の場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わるにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
3. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として責任開始期以後に身体障害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
5. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) 保険金額の減額
 - (2) 原保険契約への復旧
 - (3) 保険期間および保険料払込期間の変更
 - (4) 保険料払込方法（回数）の変更

6. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第6条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

4. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消

第8条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活
- (3) 原保険契約への復旧

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事

- 実でないことを告知するように勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、保険契約を解除することができます。

第11条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または復旧が行われた場合には、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第12条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結、復活または復旧が行われた場合には、会社は、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

5. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または他人にこの保険契約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に

対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 保険金額が減額されたとき
 - (4) 払済保険または延長保険に変更されたとき

第15条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第16条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第17条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第19条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料月払契約
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。

- (2) 保険料の払込が免除されたとき
- (3) 保険金額が減額されたとき
- (4) 払済保険または延長保険に変更されたとき

第18条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。
 - (1) 保険金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を保険金から差し引きます。この場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
 - (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第19条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第20条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。

第21条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 保険料月払契約において、第1条（責任開始期）第3項ただし書きの規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第22条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第23条（保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、その保険料相当額を自動的に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 前項の未払込の保険料とこれに付される利息の合計額が、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金（既に本条の貸付金（以下「自動振替貸付金」といいます。）または第39条（契約者貸付）の貸付金（以下「契約者貸付金」といいます。）があるときは、その元利金を差し引いた残額）をこえるときは、会社は、その保険料の自動振替貸付を行いません。
3. 自動振替貸付金は猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
4. 自動振替貸付金の利息は、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次の猶予期間満了日（保険料月払契約においては毎保険年度の12か月目の保険料の猶予期間満了日）に元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなったときもこれに準じて計算します。

第24条（自動振替貸付金の返済）

1. 保険契約者は、自動振替貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 自動振替貸付金の元利金（契約者貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、自動振替貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 保険金または解約返戻金等の支払金がある場合に自動振替貸付金があるときは、会社は、その支払金額からその時までの期間に応じて計算した自動振替貸付金の元利金を差し引きます。

第25条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、次に定める期間内に保険契約者から払済保険もしくは延長保険への変更または保険契約の解約の請求があったとき（死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続の規定により解約の効力が生じたときを含みます。）は、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、払済保険もしくは延長保険への変更または保険契約の解約の取扱をします。

- (1) 保険料月払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて1か月
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月

第26条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付が行われなときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、保険契約者はその解約返戻金を請求することができます。

7. 保険契約の復活

第27条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、自動振替貸付金および契約者貸付金に対する利息を前項の復活に必要な保険料に含めます。ただし、自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が、前項の復活に必要な保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金をこえる場合には、復活に必要な保険料とともに会社の定める金額を払い込んでください。

8. 保険契約者の住所の変更

第28条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

9. 契約内容の変更

第29条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、保険金額の減額は取り扱いません。
2. 保険金額の減額を会社が承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険金額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. 保険金額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第30条（払済保険への変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込を中止し解約返戻金（自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額。以下本条において同じ。）を充当して、保険契約を保険料払込済の養老保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。ただし、払済保険の保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、払済保険への変更は取り扱いません。
2. 払済保険の保険金額は、解約返戻金を基準として定めます。
3. 払済保険への変更において、解約返戻金を払済保険に充当した後に残額があるときは、これを保険契約者に支払います。
4. 払済保険への変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
5. 払済保険に変更された後は、第2条（保険金の支払）から第4条（保険金の受取方法の選択）まで、第8条（告知義務）から第13条（重大事由による解除）まで、第27条（保険契約の復活）、第28条（保険契約者の住所の変更）および第35条（会社への通知による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）から第51条（管轄裁判所）までを適用します。
6. 払済保険に変更されたときは、保険証券に表示します。

第31条（延長保険への変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込を中止し解約返戻金（自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額。以下本条において同じ。）を充当して、保険契約を保険料払込済の定期保険（以下「延長保険」といいます。）に変更することができます。

2. 延長保険への変更は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 延長保険の保険金額は原保険契約の保険金額（通減定期保険特約については特約基本保険金額の60%とします。また、自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、原保険契約の保険金額からその元利金を差し引いた金額）と同額とし、その保険期間は原保険契約の保険料払込期間の残存期間とします。
 - (2) 解約返戻金が前号による変更に必要な金額をこえる場合、会社の定めるところにより計算した生存保険を付加します。
 - (3) 解約返戻金が第1号による変更をするための金額に不足するときは、延長保険の保険金額を削減するかまたはその保険期間を短縮します。この場合に、延長保険の保険金額が会社の定める金額を下回るときまたは延長保険の保険期間が会社の定める期間に満たないときは、会社は、延長保険への変更は取り扱いません。
3. 延長保険への変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
4. 延長保険に変更された後は、次に定めるところによります。
 - (1) 満期保険金
満期保険金はありません。
 - (2) 生存保険金
第2項第2号の生存保険を付加した場合、被保険者が変更後の保険期間の満了時に生存しているときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。なお、生存保険金の受取人を満期保険金受取人以外の者に変更することはできません。
 - (3) 第2条（保険金の支払）から第4条（保険金の受取方法の選択）まで、第8条（告知義務）から第13条（重大事由による解除）まで、第28条（保険契約者の住所の変更）、第35条（会社への通知による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）から第38条（保険契約の解約）までおよび第41条（解約返戻金）から第51条（管轄裁判所）までを適用します。
5. 延長保険に変更されたときは、保険証券に表示します。

第32条（原保険契約への復旧）

1. 保険契約者は、次に定める日からその日を含めて3年以内（延長保険においては変更後の保険期間中に限ります。）であれば、会社の承諾を得て、原保険契約に復旧することができます。
 - (1) 保険金額を減額した日
 - (2) 払済保険または延長保険に変更した日
2. 会社が原保険契約への復旧を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から復旧部分について保険契約上の責任を負います。
 - ① 原保険契約への復旧を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に原保険契約への復旧を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 原保険契約へ復旧されたときは、保険証券に表示します。

第33条（保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 会社が保険期間または保険料払込期間の変更を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険期間または保険料払込期間の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

第34条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第35条（会社への通知による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、満期保険金受取人および死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の満期保険金受取人または死亡保険金受取人に保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の満期保険金受取人または死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 満期保険金または死亡保険金の支払事由の発生以前に満期保険金受取人または死亡保険金受取人が死亡した

ときは、その法定相続人を満期保険金受取人または死亡保険金受取人とします。

4. 前項の規定により満期保険金受取人または死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、満期保険金受取人または死亡保険金受取人になった者のうち生存している他の満期保険金受取人または死亡保険金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 満期保険金受取人または死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第36条（遺言による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、満期保険金受取人および死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の満期保険金受取人または死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による満期保険金受取人または死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 満期保険金受取人または死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第37条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

10. 保険契約の解約

第38条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

11. 契約者貸付

第39条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、解約返戻金の9割（保険料払込済の契約については8割とし、また、既に契約者貸付金または自動振替貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第40条（契約者貸付金の返済）

1. 保険契約者は、契約者貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 契約者貸付金の元利金（自動振替貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 保険金または解約返戻金等の支払金がある場合に契約者貸付金があるときは、その支払金額からその時までの期間に応じて計算した契約者貸付金の元利金を差し引きします。

12. 解約返戻金

第41条（解約返戻金）

1. 解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の保険契約
保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次回の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の保険契約
経過年月数により計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

13. 死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続

第42条（死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす死亡保険金または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

14. 契約者配当

第43条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

15. 保険契約者・保険金の受取人の代表者

第44条（保険契約者・保険金の受取人の代表者）

1. 保険契約者または保険金の受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の保険金の受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または保険金の受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

16. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第45条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第46条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外の場合は、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外の場合は、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

17. 請求手続

第47条（請求手続）

1. 保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りる

ものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を請求できないときは、死亡保険金受取人（高度障害保険金の請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人に限ります。）が、高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
5. 前項の規定により、死亡保険金受取人が高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
6. 前2項の規定により、高度障害保険金が死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

18. 保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第48条（保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 保険金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡、または第2条に定める高度障害保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払事由に該当しても保険金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第13条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
4. 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じ

なかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

19. 時効

第49条（時効）

保険金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第50条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21. 管轄裁判所

第51条（管轄裁判所）

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 特別取扱

第52条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料、契約者貸付の元利金、自動振替貸付金の元利金および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

第54条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時

- (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。
- (2) 第1条（責任開始期）第3項および第4項、第5条（保険料の払込免除）、第6条（保険料の払込を免除しない場合）、第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）、第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第15条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第16条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第17条（第2回以後の保険料の払込）、第18条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）、第20条（保険料の前納および一括払）、第21条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）、第22条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）、第23条（保険料の自動振替貸付）、第24条（自動振替貸付金の返済）、第25条（保険料の自動振替貸付の取消）、第26条（保険契約の失効）、第30条（払済保険への変更）、第31条（延長保険への変更）ならびに第34条（保険料払込方法（回数）の変更）の規定は適用しません。
- (3) 前条第3項において、保険料等が一時払保険料（一時払保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払以外の場合で、この保険契約の締結の際、保険料払込方法（回数）が一時払の特約を付加するときは、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (2) 第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第15条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第16条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第21条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第2項および第57条（特則を付加した場合の取扱）第2項の規定は適用しません。
- (3) 第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）第3項において、保険料等が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

23. 契約日指定に関する特則

第56条（特則の付加）

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第57条（特則を付加した場合の取扱）

1. この特則が付加された場合には、第1条（責任開始期）第2項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
2. 前項の場合、第21条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第14条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第58条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
満期保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本）	第2条
死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第2条
高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第2条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第2条、第3条、第9条、第13条、第26条、第29条、第38条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第5条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第27条
保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第29条
払済保険・延長保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第30条、第31条
原保険契約への復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第32条
保険期間・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第33条
会社への通知による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第35条
遺言による満期保険金受取人および死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第36条

項 目	提 出 書 類	該当条文
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第37条
契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第39条
死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第42条
高度障害保険金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と住民票 (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 被保険者または死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第47条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1 上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表3 対象となる身体障害の状態

1. 1 眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1 上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1 下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1 上肢の用または1 上肢の3 大関節中の2 関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1 下肢の用または1 下肢の3 大関節中の2 関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1 手の第1 指（母指）および第2 指（示指）を含んで4 手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

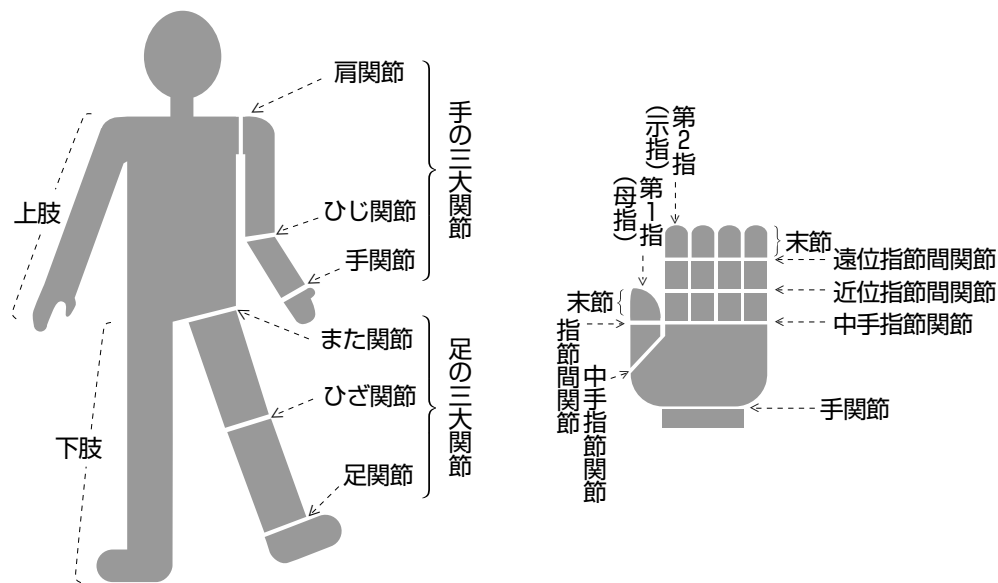
備考（別表2、別表3）

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

- c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
- a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
- a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
- 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害
- a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
- a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
- a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

5年ごと利差配当付こども保険普通保険約款

1. 用語の定義	47	第33条 (基本保険金額の減額)	57
第1条 (用語の定義)	47	第34条 (原保険契約への復旧)	57
2. 保険契約者・養育年金受取人の範囲	47	第35条 (保険料払込方法 (回数) の変更)	57
第2条 (保険契約者・養育年金受取人の範囲)	47	第36条 (会社への通知による養育年金受取人の変更)	57
3. 会社の責任開始期	47	第37条 (遺言による養育年金受取人の変更)	57
第3条 (責任開始期)	47	第38条 (保険契約者の変更)	58
4. 保険契約の型	48	13. 保険契約の解約	58
第4条 (保険契約の型)	48	第39条 (保険契約の解約)	58
5. 祝金・死亡給付金および養育年金の支払	48	14. 契約者貸付	58
第5条 (祝金・死亡給付金および養育年金の支払)	48	第40条 (契約者貸付)	58
第6条 (祝金のすえ置き支払)	50	第41条 (契約者貸付金の返済)	58
第7条 (養育年金の一括支払)	50	15. 解約返戻金	59
第8条 (戦争その他の変乱の場合の特例)	50	第42条 (解約返戻金)	59
6. 保険料の払込免除	50	16. 養育年金受取人による保険契約の存続	59
第9条 (保険料の払込免除)	50	第43条 (養育年金受取人による保険契約の存続)	59
第10条 (保険料の払込を免除しない場合)	51	17. 契約者配当	59
第11条 (保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	51	第44条 (契約者配当金の割当)	59
7. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消	51	第45条 (契約者配当金の支払)	60
第12条 (告知義務)	51	18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	60
第13条 (告知義務違反による解除)	52	第46条 (年齢の計算)	60
第14条 (保険契約を解除できない場合)	52	第47条 (年齢および性別の誤りの処理)	61
第15条 (不法取得目的による無効)	52	19. 請求手続	61
第16条 (詐欺による取消)	52	第48条 (請求手続)	61
8. 重大事由による解除	53	20. 祝金・死亡給付金、養育年金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	61
第17条 (重大事由による解除)	53	第49条 (祝金・死亡給付金、養育年金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	61
9. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	53	21. 時効	62
第18条 (第1回保険料の払込および猶予期間)	53	第50条 (時効)	62
第19条 (第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱)	54	22. 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行	62
第20条 (第1回保険料が払い込まれないことによる無効)	54	第51条 (保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行)	62
第21条 (第2回以後の保険料の払込)	54	23. 管轄裁判所	62
第22条 (払込期月中の保険事故等と保険料の取扱)	54	第52条 (管轄裁判所)	62
第23条 (保険料の払込方法 (経路))	54	24. 特別取扱	62
第24条 (保険料の前納および一括払)	55	第53条 (デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱)	62
第25条 (第2回以後の保険料払込の猶予期間)	55	第54条 (クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱)	62
第26条 (第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱)	55	第55条 (保険料払込方法 (回数) が一時払の場合の取扱)	63
第27条 (保険料の自動振替貸付)	55	第56条 (保険料払込方法 (回数) が一時払の特約が付加されている場合の取扱)	63
第28条 (自動振替貸付金の返済)	56	25. 出生前加入特則	63
第29条 (保険料の自動振替貸付の取消)	56	第57条 (出生前加入特則の適用)	63
第30条 (保険契約の失効)	56	第58条 (被保険者)	63
10. 保険契約の復活	56	第59条 (出生の通知)	63
第31条 (保険契約の復活)	56	第60条 (流産・死産等の場合)	64
11. 保険契約者の住所の変更	57	第61条 (複数出生の場合)	64
第32条 (保険契約者の住所の変更)	57		
12. 契約内容の変更	57		

第62条（出生前に養育年金の支払事由が生じた場合）	64
第63条（出生前に保険契約者が死亡した場合）	64
第64条（契約年齢の計算の特例）	64
26. 契約日指定に関する特則	64
第65条（特則の付加）	64
第66条（特則を付加した場合の取扱）	64
第67条（特則の解約）	64
別表 1 請求書類	65
別表 2 対象となる高度障害状態	66
別表 3 対象となる身体障害の状態	66
備考（別表 2、別表 3）	67
別表 4 対象となる不慮の事故	68
別表 5 死亡給付金額	70

5年ごと利差配当付こども保険普通保険約款

1. 用語の定義

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において「基本保険金額」とは、祝金、死亡給付金または養育年金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。ただし、基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。

2. 保険契約者・養育年金受取人の範囲

第2条（保険契約者・養育年金受取人の範囲）

1. 保険契約者は、被保険者の父母、親族またはその他被保険者を扶養する者で、会社の定めた範囲内の者とします。
2. 保険契約者は、保険契約締結の際、被保険者または被保険者の父母、親族もしくはその他被保険者を扶養する者のうちから1人を、養育年金受取人として指定してください。

3. 会社の責任開始期

第3条（責任開始期）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を受けた時。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。
 - (2) 保険契約者および被保険者に関する告知のいずれか遅い方の告知の時
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
3. 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、死亡給付金または養育年金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の給付金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
4. 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者（養育年金を支払うときは、養育年金受取人）に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、給付金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を発行します。
6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 養育年金受取人の氏名またはその他その受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この保険契約の祝金、死亡給付金、養育年金の支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 基本保険金額
 - (8) 保険契約の型
 - (9) 保険料およびその払込方法
 - (10) 契約日
 - (11) 保険証券を作成した日

4. 保険契約の型

第4条（保険契約の型）

1. この保険契約の型は、給付の種類に応じて次表のとおりとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

型	給付の種類
I 型	祝金 死亡給付金 養育年金
II 型	祝金 死亡給付金

2. 前項により指定された保険契約の型は、保険期間の途中で変更することはできません。

5. 祝金・死亡給付金および養育年金の支払

第5条（祝金・死亡給付金および養育年金の支払）

1. 会社は、次表の規定により祝金および死亡給付金を支払います。

名称	祝金を支払う場合（以下「祝金の支払事由」といいます。）	支払額				受取人	
祝金	被保険者が次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存しているとき 満5歳10か月 満11歳10か月 満14歳10か月	基本保険金額に次の割合を乗じて得た金額				保険契約者	
		被保険者の満年齢 被保険者が次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存しているとき	契約日における被保険者の契約年齢 ^(注)	3歳以下	4歳以上9歳以下		10歳以上11歳以下
			満5歳10か月	10%	—		—
			満11歳10か月	20%	20%		—
			満14歳10か月	50%	50%		50%
	被保険者が18歳の年単位の契約応当日に生存しているとき	基本保険金額					

(注) 契約年齢は第46条（年齢の計算）に定める年齢とし、出生前加入特則を適用する場合は第64条（契約年齢の計算の特例）に定める年齢とします。

名称	死亡給付金を支払う場合（以下「死亡給付金の支払事由」といいます。）	支払額	受取人	死亡給付金の支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	別表5に定める金額	保険契約者	被保険者が保険契約者の故意により死亡したとき

2. 保険契約の型がⅠ型の場合、会社は、次の規定により養育年金を支払います。

(1) 第1回養育年金は次表のとおりです。

名称	養育年金を支払う場合（以下「養育年金の支払事由」といいます。）	支払額	受取人	養育年金の支払事由に該当しても養育年金を支払わない場合
第1回養育年金	保険契約者が保険期間中に死亡したとき	基本保険金額に60%を乗じて得た金額	養育年金受取人	保険契約者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期（復活または保険契約者の変更が行われた場合には、最後の復活または保険契約者の変更の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺 (2) 養育年金受取人の故意
	保険契約者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りまゝ。）を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。			保険契約者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 養育年金受取人の故意

(2) 第2回以後の養育年金は、第1回養育年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日を支払日として、保険期間中に限り次表のとおり支払います。

名称	養育年金の支払事由	支払額	受取人	養育年金の支払事由に該当しても養育年金を支払わない場合
第2回以後の養育年金	保険契約者が死亡したことにより第1回養育年金が支払われたとき	基本保険金額に60%を乗じて得た金額	養育年金受取人	_____
	保険契約者が高度障害状態に該当したことにより第1回養育年金が支払われたとき			_____

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

4. 被保険者が保険期間中に死亡した場合（前項の規定により被保険者が死亡したものと認めた場合を含みます。）は、保険契約は、その死亡した時（前項の規定による場合は被保険者が死亡したものと会社が認めた時）に消滅します。この場合、既に養育年金の支払事由が生じていたときは、養育年金部分については第6項第5号の規定によって取り扱います。

5. 第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、死亡給付金が支払われない場合には、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

6. 保険契約の型がⅠ型の場合、養育年金の支払については次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみな

します。

- ① 原因となった傷害または疾病について、保険契約者が第12条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - ② 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、保険契約者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者が自覚していた場合を除きます。
- (2) 保険契約者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、養育年金を支払います。
- (3) 保険契約者が死亡した時または高度障害状態に該当した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合は、保険契約者が先に死亡し、または高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。
- (4) 養育年金が支払われる場合には、以後養育年金の支払事由に該当した場合でも、会社は、養育年金を重複しては支払いません。
- (5) 養育年金の支払事由が生じた後に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、第2項第2号の規定にかかわらず、会社は、未払いの養育年金の現価に相当する金額を一括して支払います。
- ① 被保険者の死亡（死亡したものと会社が認めた場合を含みます。）
 - ② 保険契約の解約
- (6) 養育年金受取人が故意に保険契約者を死亡させたことにより、養育年金が支払われない場合には、保険契約は保険契約者が死亡した時に消滅したものとし、会社は、この保険契約の責任準備金を保険契約者の法定相続人（養育年金受取人を除きます。）に支払います。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合には、責任準備金の支払はありません。
- (7) 保険契約者が、保険期間満了日において、別表2に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、養育年金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第2項の規定を適用します。
- (8) 会社は、第1回養育年金を支払う際に、養育年金証書を養育年金受取人に交付します。
7. 祝金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（祝金のすえ置き支払）

1. 保険期間の途中で支払事由の生じる祝金については、祝金の支払事由が生じた日以後保険契約者から請求があった時（保険契約が消滅したときはその時）まで、会社の定める利率による利息をつけてすえ置いておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
2. 会社は、本条の規定により祝金をすえ置いたときは、その旨を保険契約者に通知します。

第7条（養育年金の一括支払）

1. 第1回養育年金の支払事由発生以後、養育年金受取人から請求があったときは、将来の養育年金の支払に代えて、未払いの養育年金の現価に相当する金額を一括して支払います。
2. 前項の一括支払が行われた場合には、養育年金部分は消滅します。

第8条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. 保険契約者が戦争その他の変乱により死亡したまたは高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により死亡したまたは高度障害状態に該当した保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、養育年金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、養育年金を支払わないときは、会社は、養育年金部分の責任準備金を保険契約者（保険契約者の死亡の場合はその法定相続人）に支払います。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合には、責任準備金の支払はありません。
3. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合に、戦争その他の変乱により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の金額を削減して支払います。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下回ることはありません。

6. 保険料の払込免除

第9条（保険料の払込免除）

1. 次のいずれかの場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に身体障害の状態に該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
 - (1) 保険契約の型がⅠ型の場合は、養育年金が支払われるとき。保険契約の型がⅡ型の場合は、第5条（祝

金・死亡給付金および養育年金の支払) 第2項第1号に定める養育年金の支払事由と同等の事由が生じたとき(「養育年金の支払事由に該当しても養育年金を支払わない場合」と同等の事由に該当する場合を除きます。))。

- (2) 保険契約者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表4に定めるところによります。以下同じ。)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態(別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。)に該当したとき。
2. 前項第2号の場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
3. 保険契約者が責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合または責任開始期前に発生した傷害を原因として責任開始期以後に身体傷害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者が第12条(告知義務)の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、保険契約者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者が自覚していた場合を除きます。
4. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
5. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) 基本保険金額の減額
 - (2) 原保険契約への復旧
 - (3) 保険料払込方法(回数)の変更
 - (4) 保険契約者の変更
6. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第10条(保険料の払込を免除しない場合)

保険契約者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者の故意または重大な過失
- (2) 保険契約者の犯罪行為
- (3) 保険契約者の精神障害を原因とする事故
- (4) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第11条(保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)

保険契約者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

7. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消

第12条(告知義務)

次の(1)から(4)までのそれぞれの場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面(電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。)で告知を求めた事項について、保険契約者(保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者)または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活
- (3) 原保険契約への復旧
- (4) 保険契約者の変更

第13条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、死亡給付金もしくは養育年金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、死亡給付金もしくは養育年金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に死亡給付金または養育年金を支払っていたときは、死亡給付金または養育年金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、死亡給付金もしくは養育年金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または養育年金受取人が証明したときは、死亡給付金もしくは養育年金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または養育年金受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第14条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活、復旧または保険契約者の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）または被保険者が第12条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により死亡給付金もしくは養育年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより死亡給付金もしくは養育年金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、保険契約を解除することができます。

第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が死亡給付金もしくは養育年金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金もしくは養育年金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活、復旧または保険契約者の変更が行われた場合には、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第16条（詐欺による取消）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）または被保険者の詐欺により、保険契約の締結、復活、復旧または保険契約者の変更が行われた場合には、会社は、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

8. 重大事由による解除

第17条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者（養育年金の場合は保険契約者を除きます。）、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または養育年金受取人がこの保険契約の死亡給付金もしくは養育年金を詐取する目的または他人にこの保険契約の死亡給付金もしくは養育年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の死亡給付金または養育年金の請求に関し、保険契約者または養育年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、被保険者または養育年金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または養育年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または養育年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または養育年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、祝金、死亡給付金もしくは養育年金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による祝金、死亡給付金もしくは養育年金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に祝金、死亡給付金または養育年金を支払っていたときは、祝金、死亡給付金または養育年金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または養育年金受取人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

9. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（養育年金を支払うときは、養育年金受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 基本保険金額が減額されたとき

第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに死亡給付金または養育年金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を死亡給付金または養育年金から差し引きます。
2. 前項の死亡給付金の支払事由が生じた場合に会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第21条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第23条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料月払契約
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（養育年金を支払うときは、養育年金受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 基本保険金額が減額されたとき

第22条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（養育年金を支払うときは、養育年金受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに祝金、死亡給付金もしくは養育年金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。
 - (1) 祝金、死亡給付金または養育年金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を祝金、死亡給付金または養育年金から差し引きます。死亡給付金の支払事由が生じた場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。
 - (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第23条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）

- (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第24条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
- (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（養育年金を支払うときは、養育年金受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
- (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（養育年金を支払うときは、養育年金受取人）に払いもどします。

第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
- (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 保険料月払契約において、第3条（責任開始期）第3項ただし書きの規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第26条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に祝金、死亡給付金または養育年金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を祝金、死亡給付金または養育年金から差し引きます。
2. 前項の死亡給付金の支払事由が生じた場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第27条（保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、その保険料相当額を自動的に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有

効に継続させます。

2. 前項の未払込の保険料とこれに付される利息の合計額が、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金（既に本条の貸付金〈以下「自動振替貸付金」といいます。〉または第40条（契約者貸付）の貸付金〈以下「契約者貸付金」といいます。〉があるときは、その元利金を差し引いた残額）をこえるときは、会社は、その保険料の自動振替貸付を行いません。
3. 自動振替貸付金は猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
4. 自動振替貸付金の利息は、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次の猶予期間満了日（保険料月払契約においては毎保険年度の12か月目の保険料の猶予期間満了日）に元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなったときもこれに準じて計算します。

第28条（自動振替貸付金の返済）

1. 保険契約者は、自動振替貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 自動振替貸付金の元利金（契約者貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、自動振替貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 祝金、死亡給付金、養育年金または解約返戻金等の支払金がある場合に自動振替貸付金があるときは、会社は、その支払金額からその時までの期間に応じて計算した自動振替貸付金の元利金を差し引きます。

第29条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、次に定める期間内に保険契約者から保険契約の解約の請求があったとき（養育年金受取人による保険契約の存続の規定により解約の効力が生じたときを含みます。）は、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、保険契約の解約の取扱をします。

- (1) 保険料月払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて1か月
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月

第30条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付が行われないうときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、保険契約者はその解約返戻金を請求することができます。

10. 保険契約の復活

第31条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（保険契約者および被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、そのいずれか遅い方の告知の時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、自動振替貸付金および契約者貸付金に対する利息を前項の復活に必要な保険料に含めます。ただし、自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が、前項の復活に必要な保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金をこえる場合には、復活に必要な保険料とともに会社の定める金額を払い込んでください。

11. 保険契約者の住所の変更

第32条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

12. 契約内容の変更

第33条（基本保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、基本保険金額の減額は取り扱いません。
2. 会社が基本保険金額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) 基本保険金額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. 基本保険金額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第34条（原保険契約への復旧）

1. 保険契約者は、基本保険金額を減額した日からその日を含めて3年以内であれば、会社の承諾を得て、原保険契約に復旧することができます。
2. 会社が原保険契約への復旧を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から復旧部分について保険契約上の責任を負います。
 - ① 原保険契約への復旧を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に原保険契約への復旧を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（保険契約者および被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、そのいずれか遅い方の告知の時）
3. 原保険契約へ復旧されたときは、保険証券に表示します。

第35条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第36条（会社への通知による養育年金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、会社へ通知することにより、養育年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の養育年金受取人は、第2条（保険契約者・養育年金受取人の範囲）に定める範囲内のいずれか1人であることを要します。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社へ到達するまでの間に、会社へ変更前の養育年金受取人に養育年金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の養育年金受取人から養育年金の請求を受けても、会社は、その既に支払った養育年金を重複しては支払いません。
3. 保険契約者の死亡後に、第1項の規定によって養育年金受取人が変更されたときは、変更後の養育年金受取人を保険契約上の一切の権利義務の承継人とします。
4. 養育年金の支払事由の発生以前に養育年金受取人が死亡したときは、被保険者を養育年金受取人とします。
5. 養育年金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第37条（遺言による養育年金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、養育年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の養育年金受取人は、第2条（保険契約者・養育年金受取人の範囲）に定める範囲内のいずれか1人であることを要します。
2. 前項の養育年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による養育年金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、会社へ対抗することができません。
4. 前3項の規定によって養育年金受取人が変更されたときは、変更後の養育年金受取人を保険契約上の一切の権利義務の承継人とします。
5. 養育年金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第38条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 会社が保険契約者の変更を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める取扱範囲内で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 会社は、次に定める時から新たに保険契約者となる者について保険契約上の責任を負います。
 - ① 保険契約者の変更を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に保険契約者の変更を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（新たな保険契約者となる者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 次の場合には、会社は、保険契約者の変更を取り扱いません。
 - (1) 新たに保険契約者となる者の契約日における契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であるとき
 - (2) 新たに保険契約者となる者が、第2条（保険契約者・養育年金受取人の範囲）に定める範囲外の者であるとき
 - (3) 保険期間の満了日前2年未満であるとき
 - (4) 保険料の払込が免除されているとき
4. 第1項の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。
5. 保険契約者が死亡した場合には、次の者は保険契約者の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - (1) I型の場合は養育年金受取人
 - (2) II型の場合は被保険者。ただし、被保険者が故意に保険契約者を死亡させたときは、保険契約者の承継人
6. 前項の規定にかかわらず、保険契約者が死亡した場合で、「養育年金の支払事由に該当しても養育年金を支払わない場合」（養育年金受取人が故意に保険契約者を死亡させた場合を除きます。）に該当したことにより養育年金を支払わず、または保険料の払込を免除しなかったときは、次の者は会社の定める取扱範囲内で、保険契約者を新たに指定することを要します。
 - (1) I型の場合は養育年金受取人
 - (2) II型の場合は被保険者
7. 前2項の場合、保険証券および養育年金証書に表示します。

13. 保険契約の解約

第39条（保険契約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. 養育年金の支払事由が生じた後に保険契約を解約するときは、養育年金部分については、第5条（祝金・死亡給付金および養育年金の支払）第6項第5号の規定によって取り扱います。

14. 契約者貸付

第40条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、解約返戻金（既に契約者貸付金または自動振替貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の会社所定の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第41条（契約者貸付金の返済）

1. 保険契約者は、契約者貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 契約者貸付金の元利金（自動振替貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 祝金、死亡給付金、養育年金または解約返戻金等の支払金がある場合に契約者貸付金があるときは、その支払金額からその時までの期間に応じて計算した契約者貸付金の元利金を差し引きます。

15. 解約返戻金

第42条（解約返戻金）

1. 解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の保険契約
保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の保険契約
経過年月数により計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

16. 養育年金受取人による保険契約の存続

第43条（養育年金受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のいずれかを満たす養育年金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の親族であること
 - (2) 被保険者本人であること
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、祝金、死亡給付金または養育年金の支払事由が生じたときは、次に定めるところによります。
 - (1) 祝金の支払事由が生じたとき
会社が祝金を支払うべきときは、祝金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。ただし、祝金の額が解約時支払額より少額のときは、第6条（祝金のすえ置き支払）による取扱（保険契約者の請求によるすえ置いた祝金の支払は除きます。）を行います。この場合、祝金（すえ置いた祝金を含みます。）の額から解約時支払額を差し引いた残額を、祝金の受取人に支払います。
 - (2) 死亡給付金の支払事由が生じたとき
会社が死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金の受取人に支払います。
 - (3) 養育年金の支払事由が生じたとき
会社が養育年金を支払うべきときは、1回目の養育年金の額（解約時支払額より少額のときは、1回目の養育年金の額と未払いの養育年金の現価に相当する金額の合計額とします。以下本号において同じ。）を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、1回目の養育年金の額から解約時支払額を差し引いた残額を養育年金受取人に支払い、養育年金部分は消滅します。
4. 前項により債権者等に支払われた金額は、解約時支払額から差し引いて取り扱うものとし、会社が解約時支払額の全額を債権者等に支払ったときは、第1項の解約はその効力を生じません。

17. 契約者配当

第44条（契約者配当金の割当）

1. 会社は、毎事業年度末に、会社の定める方法により割り当てた契約者配当準備金中から、次に定める保険契約（第4号に定める保険契約については、保険契約のうち減額される部分）に対して、契約者配当金を割り当てます。この場合、第3号②に該当する保険契約については、第3号①に該当する保険契約に対して割当を行った金額を下回る金額とし、第4号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。
 - (1) 次の事業年度内に契約日の5年ごとの年単位の応当日（以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来する保険契約。ただし、第2号による割当が行われる場合を除きます。
 - (2) 次の事業年度内に保険期間の満了する保険契約

- (3) 次の事業年度内に前号以外の事由により消滅する次の保険契約
 - ① 死亡給付金の支払事由が生じて死亡給付金を支払うことにより消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 - ② 死亡給付金の支払以外の事由により消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごとと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
- (4) 次の事業年度内に契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごとと応当日からその日を含めて1年を経過して基本保険金額が減額される保険契約
- 2. 前項のほか、保険契約の型がⅠ型の場合で第1回養育年金の支払事由が生じたときは、会社は、第1回養育年金の支払日の属する事業年度末以後の毎事業年度末に、会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金中から、その事業年度末において未払いの養育年金のある保険契約のうち次のいずれかの条件を満たす保険契約に対して、将来の養育年金の支払に関する部分の契約者配当金を割り当てます。
 - (1) 次の事業年度内に第1回養育年金の支払日の5年ごとの年単位の応当日（以下「5年ごと養育年金支払応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、次号に該当する場合を除きます。
 - (2) 次の事業年度内に最終養育年金を支払うとき
 - (3) 次の事業年度内に第1回養育年金の支払日および直前の5年ごと養育年金支払応当日からその日を含めて1年を経過して未払いの養育年金の現価に相当する金額を一括して支払うとき
- 3. 前2項のほか、契約日からその日を含めて所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。

第45条（契約者配当金の支払）

- 1. 会社は、前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金を、次の事業年度の契約日の年単位の応当日の前日（第3号または第4号の場合は消滅または減額する直前の契約日の年単位の応当日の前日とします。）までの保険料が払い込まれている保険契約（保険料の払込を要しなくなった保険契約および保険料前納期間中の保険契約を含みます。）に対して、次の方法により支払います。
 - (1) 前条第1項第1号により割り当てた契約者配当金
次の事業年度の5年ごとと応当日以後保険契約者から請求があった時（保険契約が消滅したときはその時）まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに支払います。ただし、次の事業年度の5年ごとと応当日に保険契約が消滅したときは、割り当てた契約者配当金を死亡給付金または解約返戻金の支払の際に支払います。
 - (2) 前条第1項第2号により割り当てた契約者配当金
保険期間の満了の際に支払います。
 - (3) 前条第1項第3号①により割り当てた契約者配当金
死亡給付金の支払の際に支払います。
 - (4) 前条第1項第3号②により割り当てた契約者配当金
解約返戻金等の支払の際に支払います。
 - (5) 前条第1項第4号により割り当てた契約者配当金
解約返戻金の支払の際に支払います。
- 2. 会社は、前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金を、次の方法により支払います。
 - (1) 前条第2項第1号により割り当てた契約者配当金
次の事業年度の5年ごとと養育年金支払応当日以後養育年金受取人から請求があった時まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、養育年金受取人から請求があったときに支払います。
 - (2) 前条第2項第2号により割り当てた契約者配当金
前号の方法または養育年金とともに支払う方法により支払います。
 - (3) 前条第2項第3号により割り当てた契約者配当金
未払いの養育年金の現価に相当する金額を支払うときに支払います。
- 3. 前条第3項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により支払います。
- 4. 契約者配当金は次の者に支払います。
 - (1) 前条第1項により割り当てた契約者配当金は保険契約者に支払います。
 - (2) 前条第2項により割り当てた契約者配当金は養育年金受取人に支払います。

18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第46条（年齢の計算）

- 1. 保険契約者および被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約者および被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第47条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された保険契約者および被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外の場合は、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外の場合は、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

19. 請求手続

第48条（請求手続）

1. 死亡給付金もしくは養育年金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または養育年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

20. 祝金、死亡給付金、養育年金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第49条（祝金、死亡給付金、養育年金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 祝金、死亡給付金、養育年金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 祝金、死亡給付金または養育年金（以下本条において「給付金等」といいます。）を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金等の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または第5条に定める第1回養育年金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 死亡給付金または養育年金の支払事由に該当しても死亡給付金または養育年金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
死亡給付金または養育年金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第17条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは養育年金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金等の請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または養育年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
- 4. 前2項の場合、給付金等を請求した者に通知します。
- 5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または養育年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等を支払いません。
- 6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

21. 時効

第50条（時効）

祝金、死亡給付金、養育年金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

22. 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行

第51条（保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、保険契約者または被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

23. 管轄裁判所

第52条（管轄裁判所）

- 1. この保険契約における祝金、死亡給付金または養育年金の請求に関する訴訟については、会社の本店または祝金、死亡給付金もしくは養育年金の受取人（祝金、死亡給付金または養育年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 特別取扱

第53条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料、契約者貸付の元利金、自動振替貸付金の元利金および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
- 2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第54条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
- 2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
- 3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
- 4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと

- (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第3条（責任開始期）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時（保険契約者および被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、そのいずれか遅い方の告知の時）
 2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。
- (2) 第3条（責任開始期）第3項および第4項、第9条（保険料の払込免除）、第10条（保険料の払込を免除しない場合）、第11条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）、第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第21条（第2回以後の保険料の払込）、第22条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）、第24条（保険料の前納および一括払）、第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）、第26条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）、第27条（保険料の自動振替貸付）、第28条（自動振替貸付金の返済）、第29条（保険料の自動振替貸付の取消）、第30条（保険契約の失効）ならびに第35条（保険料払込方法（回数）の変更）の規定は適用しません。
- (3) 前条第3項において、保険料等が一時払保険料（一時払保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

第56条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払以外の場合で、この保険契約の締結の際、保険料払込方法（回数）が一時払の特約を付加するときは、次に定めるところによります。

- (1) 第3条（責任開始期）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（保険契約者および被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、そのいずれか遅い方の告知の時）
 - (2) 第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第2項および第66条（特約を付加した場合の取扱）第2項の規定は適用しません。
- (3) 第54条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）第3項において、保険料等が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

25. 出生前加入特則

第57条（出生前加入特則の適用）

この特則は、保険契約の締結の際、被保険者となるべき者が胎児である場合に適用します。

第58条（被保険者）

被保険者となるべき胎児（以下「胎児」といいます。）は出生した時から被保険者となります。

第59条（出生の通知）

1. 保険契約者は、被保険者が出生したときは、すみやかに別表1に定める請求書類を会社に提出して、その旨を通知してください。
2. 前項の通知があったときは、保険証券に表示します。

第60条（流産・死産等の場合）

1. 胎児が流産または死産等により出生しなかった場合（既に養育年金の支払事由が生じていたときも含みます。）には、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 保険契約者は前項の事実を知ったときは、別表 1 に定める請求書類を会社に提出して、その旨を通知してください。

第61条（複数出生の場合）

1. 胎児が複数で出生した場合には、戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。
2. 前項の被保険者が出生した日から起算して 1 年以内に死亡した場合に、同時に出生した者が生存しているときは、保険契約者は被保険者が死亡した日から起算して 1 か月以内に限り、会社の承諾を得て、同時に出生した者のうち、戸籍上次順位の者を新たな被保険者とすることができます。
3. 前項の変更を会社が承諾したときは、もとの被保険者の死亡時にさかのぼってその変更が行われたものとし、会社は、この時から変更後の被保険者について保険契約上の責任を負います。
4. 保険契約者は、第 2 項の変更を請求する場合には、別表 1 に定める請求書類を会社に提出してください。
5. 第 2 項の変更を行ったときは、保険証券に表示します。
6. 次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、第 2 項の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更前の被保険者について死亡給付金が支払われたとき
 - (2) 保険契約者が変更前の被保険者を故意に死亡させたとき

第62条（出生前に養育年金の支払事由が生じた場合）

被保険者となるべき者の出生前に、養育年金の支払事由が生じたとき（「養育年金の支払事由に該当しても養育年金を支払わない場合」に該当しない場合に限ります。）は、会社は、第 5 条（祝金・死亡給付金および養育年金の支払）第 2 項の規定にかかわらず、第 1 回養育年金については、被保険者が出生した日を支払日とします。ただし、第 2 回以後の養育年金については、養育年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日を支払日とします。

第63条（出生前に保険契約者が死亡した場合）

被保険者となるべき者の出生前に保険契約者が死亡したときは、次の各号のいずれかに該当する場合には、第38条（保険契約者の変更）第 5 項の規定にかかわらず、被保険者となるべき者は、出生したときから、保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

- (1) I 型の場合は、被保険者となるべき者が養育年金受取人であり、かつ養育年金が支払われるとき
- (2) II 型の場合は、保険料の払込が免除されるとき

第64条（契約年齢の計算の特例）

契約日における被保険者の契約年齢は、第46条（年齢の計算）第 1 項の規定にかかわらず、0 歳とします。

26. 契約日指定に関する特則

第65条（特則の付加）

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第66条（特則を付加した場合の取扱）

1. この特則が付加された場合には、第 3 条（責任開始期）第 2 項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
2. 前項の場合、第25条（第 2 回以後の保険料払込の猶予期間）第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、第 2 回保険料の猶予期間は、第18条（第 1 回保険料の払込および猶予期間）第 2 項に定める第 1 回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第67条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
祝金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）	第5条
死亡給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第5条
養育年金の支払 （養育年金の一括支払を含む）	1. 第1回養育年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 養育年金受取人（未成年のときはその法定代理人）の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 保険契約者および被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 保険契約者が高度障害状態に該当した場合は、会社所定の様式による医師の診断書 (6) 保険契約者が死亡した場合は、会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） 2. 第2回以後の養育年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 養育年金証書 (3) 養育年金受取人（未成年のときはその法定代理人）の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）	第5条、第7条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第5条、第8条、 第13条、第17条、 第30条、第33条、 第39条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第9条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者および被保険者についての会社所定の診断書並びに告知書	第31条
基本保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第33条
原保険契約への復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険契約者および被保険者についての会社所定の診断書並びに告知書	第34条

項 目	提 出 書 類	該当条文
会社への通知による養育年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第36条
遺言による養育年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第37条
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 (4) 新たに保険契約者となる者についての会社所定の診断書および告知書	第38条
養育年金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 養育年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第43条
契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第40条
積み立てた契約者配当金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第45条
出生の通知	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の戸籍抄本	第59条
流産・死産等の通知	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の医師または助産婦の流産・死産等を証する書類	第60条
複数出産の場合の被保険者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) その被保険者の戸籍抄本および新たに被保険者になるべき者の戸籍抄本	第61条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表3 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの

4. 1 上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1 下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1 上肢の用または1 上肢の3 大関節中の2 関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1 下肢の用または1 下肢の3 大関節中の2 関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1 手の第1 指（母指）および第2 指（示指）を含んで4 手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考（別表2、別表3）

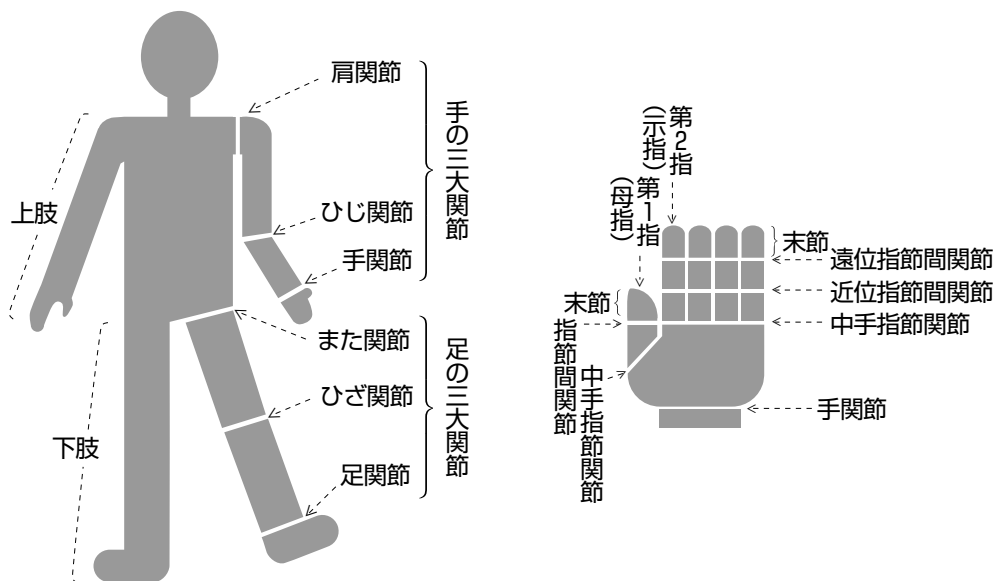
1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
 - b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害
 - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8 月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
 - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
 - a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3 種の運動のうち、2 種以上の運動が生理的範囲の2 分の1 以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
 - a. 「手指を失ったもの」とは、第1 指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2 分の1 以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1 指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2 分の1 以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 - 交通事故 - 不慮の転落・転倒 - 不慮の溺水 - 窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 - 高山病・乗物酔いにおける原因 - 飢餓 - 過度の運動 - 騒音 - 処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表5 死亡給付金額

死亡給付金額は、契約日における被保険者の契約年齢ごとに次の算式により計算される金額とします。

$$(\text{死亡給付金額}) = (\text{基本保険金額}) \times (\text{経過年数に応じた率})$$

(注) 1. 「経過年数」は、契約日から被保険者が死亡した日までの期間を年単位で計算し、1年未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2. 「死亡給付金額」は、1円単位とし、1円未満の端数があるときは、これを切り上げます。

(保険期間22歳満了、保険料払込期間18歳満了)

		上段：契約日における被保険者の契約年齢 下段：保険料払込期間											
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
		18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	10年	9年	8年	7年
経過年数	0年	0.1053	0.1112	0.1177	0.1250	0.1334	0.1429	0.1539	0.1667	0.1819	0.2000	0.2223	0.2500
	1年	0.2106	0.2223	0.2353	0.2500	0.2667	0.2858	0.3077	0.3334	0.3637	0.4000	0.4445	0.5000
	2年	0.3158	0.3334	0.3530	0.3750	0.4000	0.4286	0.4616	0.5000	0.5455	0.6000	0.6667	0.7500
	3年	0.4211	0.4445	0.4706	0.5000	0.5334	0.5715	0.6154	0.6667	0.7273	0.8000	0.8889	1.0000
	4年	0.5264	0.5556	0.5883	0.6250	0.6667	0.7143	0.7693	0.8334	0.9091	1.0000	1.1112	1.2500
	5年	0.6316	0.6667	0.7059	0.7500	0.8000	0.8572	0.9231	1.0000	1.0910	1.2000	1.3334	1.5000
	6年	0.7369	0.7778	0.8236	0.8750	0.9334	1.0000	1.0770	1.1667	1.2728	1.4000	1.5556	1.7500
	7年	0.8422	0.8889	0.9412	1.0000	1.0667	1.1429	1.2308	1.3334	1.4546	1.6000	1.7778	2.0000
	8年	0.9474	1.0000	1.0589	1.1250	1.2000	1.2858	1.3847	1.5000	1.6364	1.8000	2.0000	2.0000
	9年	1.0527	1.1112	1.1765	1.2500	1.3334	1.4286	1.5385	1.6667	1.8182	2.0000	2.0000	2.0000
	10年	1.1579	1.2223	1.2942	1.3750	1.4667	1.5715	1.6924	1.8334	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
	11年	1.2632	1.3334	1.4118	1.5000	1.6000	1.7143	1.8462	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	—
	12年	1.3685	1.4445	1.5295	1.6250	1.7334	1.8572	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	—	—
	13年	1.4737	1.5556	1.6471	1.7500	1.8667	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	—	—	—
	14年	1.5790	1.6667	1.7648	1.8750	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	—	—	—	—
	15年	1.6843	1.7778	1.8824	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	—	—	—	—	—
	16年	1.7895	1.8889	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	—	—	—	—	—	—
	17年	1.8948	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	—	—	—	—	—	—	—
	18年	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	—	—	—	—	—	—	—	—
	19年	2.0000	2.0000	2.0000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20年	2.0000	2.0000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	21年	2.0000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

災害割増特約条項

1. 総則	72	第32条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	82
第1条（特約の締結）	72	第33条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	82
第2条（特約の責任開始期）	72	別表1 請求書類	83
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	72	別表2 対象となる特定感染症	84
2. 特約保険金の支払	72		
第4条（特約保険金の支払）	72		
第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	74		
3. 特約保険料の払込免除	74		
第6条（特約保険料の払込免除）	74		
4. 告知義務・告知義務違反による解除	74		
第7条（告知義務）	74		
第8条（告知義務違反による解除）	74		
第9条（特約を解除できない場合）	74		
5. 重大事由による解除	75		
第10条（重大事由による解除）	75		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	76		
第11条（特約保険料の払込）	76		
第12条（特約保険料の自動振替貸付）	76		
第13条（特約の失効および消滅）	76		
7. 特約の復活	77		
第14条（特約の復活）	77		
8. 特約内容の変更	77		
第15条（災害死亡保険金額の減額）	77		
第16条（災害死亡保険金額の増額）	77		
第17条（特約の復旧）	77		
第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	77		
9. 特約の解約	77		
第19条（特約の解約）	77		
10. 解約返戻金	78		
第20条（解約返戻金）	78		
11. 保険金の受取人による特約の存続	78		
第21条（保険金の受取人による特約の存続）	78		
12. 契約者配当	78		
第22条（契約者配当）	78		
13. 請求手続	78		
第23条（請求手続）	78		
14. 主約款の準用	79		
第24条（主約款の準用）	79		
15. 特別取扱	79		
第25条（中途付加の場合の取扱）	79		
第26条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	79		
第27条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	79		
第28条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	80		
第29条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	80		
第30条（主契約が逡増定期保険の場合の取扱）	81		
第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	81		

災害割増特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 災害死亡保険金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. 特約保険金の支払

第4条（特約保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
災害死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧または災害死亡保険金額の増額が行われた場合の復旧部分または災害死亡保険金額の増額部分については、最後の復旧または災害死亡保険金額の増額の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始期以後に発病した特定感染症（別表2に定める感染症をいいます。以下同じ。）を直接の原因として死亡したとき	災害死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その受取人がこの特約の災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の受取人に支払います。 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
災害高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（主約款の別表2に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。 (2) この特約の責任開始期以後に発病した特定感染症を直接の原因として、高度障害状態に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発病した特定感染症を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。	災害死亡保険金額と同額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または特定感染症を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に死亡した場合または高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または特定感染症について、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または特定感染症を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または特定感染症について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または特定感染症による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表2に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、災害高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合には、その事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）は、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
4. 災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の請求を受け、災害高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、災害死亡保険金を支払いません。また、災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を災害高度障害保険金の受取人とします。
6. 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても保険金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の災害死亡保険金が支払われない場合には、会社は、この特約に責任準備金があるときは、その責任準備金を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡保険金受取人が被保険者を故意または重大な過失により死亡させた場合、その受取人がこの特約の災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の災害死亡保険金が支払われない部分にかかるこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険

料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の災害死亡保険金が支払われない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

8. この特約の災害死亡保険金および災害高度障害保険金の受取人は、第1項および第5項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡または高度障害状態に該当した場合に、これらの事由により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、災害死亡保険金を支払わない場合、会社は、この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合には、この特約の責任準備金の支払はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行います。
 - (1) 災害死亡保険金額の減額および増額
 - (2) 特約の復旧

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第7条（告知義務）

次の(1)から(4)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主契約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧
- (4) 災害死亡保険金額の増額

第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧または災害死亡保険金額の増額の場合には、その際の復旧部分または災害死亡保険金額の増額部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) この特約の締結、復活、復旧または災害死亡保険金額の増額の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第10条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（災害死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡保険金受取人がこの特約の保険金を詐取する目的または他人にこの特約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるこの特約の保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にこの特約の保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第11条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料を、主契約の保険料払込期間中に会社の定める取扱範囲内で、前納してください。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が前号の猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) この特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主約款の定めにより保険金等の受取人に支払う場合は、その受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の災害死亡保険金額が減額されたとき

第12条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、自動振替貸付の取扱を行いません。

第13条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
3. 前項第1号の場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき

この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

4. 第2項第2号の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

7. 特約の復活

第14条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第15条（災害死亡保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、災害死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額され、災害死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいったときは、災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額（通減定期保険特約の場合には基本保険金額）のうち会社の定める金額を主契約の保険金額に合計します。
3. 前2項のほか、この特約の災害死亡保険金額の減額については、主約款の保険金額の減額に関する規定を準用します。

第16条（災害死亡保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、災害死亡保険金額を増額することができます。
2. 会社が災害死亡保険金額の増額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から災害死亡保険金額の増額部分について特約上の責任を負います。
 - ① 災害死亡保険金額の増額を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に災害死亡保険金額の増額を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 災害死亡保険金額が増額されたときは、将来の保険料を改めます。
4. 災害死亡保険金額が増額されたときは、保険証券に表示します。

第17条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約

第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第20条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

11. 保険金の受取人による特約の存続

第21条（保険金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

12. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第23条（請求手続）

1. この特約の保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、災害高度障害保険金の受取人が災害高度障害保険金を請求できないときは、主契約の死亡保険金受取人（災害高度障害保険金の請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人に限ります。）が、災害高度障害保険金の受取人の代理人として災害高度障害保険金を請求することができます。ただし、災害高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
4. 前項の規定により、主契約の死亡保険金受取人が災害高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
5. 前2項の規定により、災害高度障害保険金が主契約の死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に災害高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

14. 主約款の準用

第24条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

15. 特別取扱

第25条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った場合
第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第26条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - ① 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約上の年齢が80歳をこえるとき
 - ② 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) この特約が更新されたときは、災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- (3) 第1号②の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1号①の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- (4) この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合で、更新時に主契約の保険料の払込が免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約の保険料の払込を要します。
 - ② この特約の保険料は、次の期日までに払い込んでください。
主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了日

第27条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の婚姻時の特別取扱の際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。
- (2) 会社がこの特約の婚姻時の特別取扱を承諾したときは、主約款の婚姻時の特別取扱に関する規定を準用して、この特約の婚姻時の特別取扱を行います。
- (3) 第4条（特約保険金の支払）第1項表の適用に際しては、「復活」を「復活または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
- (4) 第7条（告知義務）の適用に際しては、第5号として「特約の婚姻時の特別取扱」を追加します。
- (5) 第9条（特約を解除できない場合）の適用に際しては、「この特約の締結、復活、復旧または災害死亡保険金額の増額」を「この特約の締結、復活、復旧、災害死亡保険金額の増額または婚姻時の特別取扱」と

読み替えます。

- (6) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (7) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」に読み替えます。

第28条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の収入保障年金または高度障害年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第4条（特約保険金の支払）第1項、第6項および第7項、第10条（重大事由による解除）第1項第1号および第3項ならびに第23条（請求手続）第3項から第5項までの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の収入保障年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第4条（特約保険金の支払）第5項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
- (4) 第4条（特約保険金の支払）第6項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の収入保障年金」と読み替えます。
- (5) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ① 主契約が収入保障保険の場合
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、災害死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
 - ② 主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、災害死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
- (6) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を、主契約が収入保障保険の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と、主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」とそれぞれ読み替えます。

第29条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

- 1. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 災害死亡保険金額が、年金支払開始日における基本年金額を基準として会社の定める金額をこえるときは、年金支払開始日に災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
 - (2) 年金支払開始日以後における災害死亡保険金の受取人は年金受取人とします。この場合、災害死亡保険金の受取人は、年金受取人以外の者に変更することはできません。
 - (3) 被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときは、この特約は同時に消滅します。
 - (4) 災害高度障害保険金が支払われたときは、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
 - (5) 第4条（特約保険金の支払）第1項、第6項および第7項、第10条（重大事由による解除）第1項第1号および第3項ならびに第23条（請求手続）第3項から第5項までの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (6) 第4条（特約保険金の支払）第5項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - (7) 第4条（特約保険金の支払）第6項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
 - (8) 第13条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
 - (9) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、災害死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったとき

は、災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。

- (10) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と読み替えます。
2. この特約が付加されている5年ごと利差配当付個人年金保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付介護年金保障移行特約が付加された場合または5年ごと利差配当付個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更された場合には、次に定めるところによります。
- (1) 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
- (2) 主契約の全部を夫婦年金支払または介護年金保障に移行する場合
- ① 前項第1号の適用に際しては、「基本年金額」を「特約の基本年金額」と読み替えます。
 - ② 主契約の全部を夫婦年金支払に移行した場合、前項第3号および第4号の適用に際しては、「被保険者」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
 - ③ 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、介護年金保障部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- (3) 主契約の一部を夫婦年金支払もしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合
- ① 前項第1号の適用に際しては、「基本年金額」を「特約の基本年金額ならびに夫婦年金支払および介護年金保障に移行しない部分の基本年金額の合計額」と読み替えます。
 - ② 主契約の一部を夫婦年金支払に移行した場合、前項第3号および第4号の適用に際しては、「被保険者」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
 - ③ 主契約のうち次に定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ア. 夫婦年金支払に移行した部分がある場合
夫婦年金支払に移行した部分
 - イ. 前ア. 以外の場合で、逡増型の保証期間付終身年金部分がある場合
逡増型の保証期間付終身年金部分
 - ウ. 前ア. またはイ. 以外の場合で、定額型の保証期間付終身年金部分がある場合
定額型の保証期間付終身年金部分
 - エ. 前ア. からウ. まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分
 - オ. 前ア. からエ. まで以外の場合
確定年金部分
3. 前項に定める主契約の変更によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う責任準備金の精算金がある場合には、年金支払開始日に主契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額します。

第30条（主契約が逡増定期保険の場合の取扱）

この特約が逡増定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
2. 主契約の基本保険金額が減額され、災害死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額のうち会社の定める金額を主契約の基本保険金額に合計します。
- (2) 第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）第3号の適用に際しては、「移行後の保険金額」を「移行後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約（以下本条において「移行関係特約」といいます。）のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合
- ① 災害死亡保険金額が、基本年金額を基準として会社の定める金額をこえるときは、第1回年金支払日に災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、減額部分に対する責任準備金があるときはこれを主契約の責任準備金に充当します。
 - ② 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - ③ 第1回年金支払日以後における災害死亡保険金の受取人は年金受取人とします。この場合、災害死亡保

險金の受取人は、年金受取人以外の者に変更することはできません。

- ④ 第4条（特約保険金の支払）第5項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - ⑤ 被保険者（夫婦年金支払移行特約を付加したときは、主契約の被保険者。以下本条において同じ。）が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
 - ⑥ 第1回年金支払日以後に災害高度障害保険金が支払われたときは、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
- (2) 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払および介護保障に移行する場合
- ① 災害死亡保険金額が、死亡給付金額を基準として会社の定める金額をこえるときは、介護保障移行特約の付加日に災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、減額部分に対する責任準備金があるときはこれを主契約の責任準備金に充当します。
 - ② 介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ③ 介護保障移行特約の付加日以後に災害高度障害保険金が支払われたときは、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
- (3) 主契約の一部を移行する場合
- ① 災害死亡保険金額が、年金支払または介護保障に移行後の保険金額を基準として会社の定める金額をこえるときは、移行関係特約の付加日に災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、減額部分に対する責任準備金があるときはこれを主契約の責任準備金に充当します。
 - ② 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
 - ③ 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第32条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (2) 第13条（特約の失効および消滅）第3項第2号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 第13条（特約の失効および消滅）第3項第3号の適用に際しては、「主契約の解約返戻金または責任準備金」を「主契約の解約返戻金または積立金」と読み替えます。
- (4) 第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (5) 前条第3号の適用に際しては、「移行後の保険金額」を「移行後の主契約の基本保険金額および終身保険特約の保険金額の合計額」と読み替えます。

第33条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約または主契約に付加される他の特約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
- 2. 前項の取扱が行われる場合には、第25条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
災害死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第4条
災害高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第4条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第4条、第5条、 第8条、第10条、 第11条、第13条、 第15条、第19条
災害死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第15条
災害死亡保険金額の増額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者についての会社所定の告知書	第16条
保険金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
災害高度障害保険金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書 (4) 被保険者または主契約の死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第23条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフスおよびパラチフス（A01）中の ・ 腸チフス ・ パラチフスA	A01.0 A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の ・ 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の ・ ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の ・ クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱 ・ マールブルグ<Marburg>ウイルス病 ・ エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.0 A98.3 A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

（注1）上記のうち、重症急性呼吸器症候群[SARS]については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。

（注2）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限りします。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に限り、「特定感染症」に含めます。

新傷害特約条項

1. 総則	86	第31条（中途付加の場合の取扱）	95
第1条（特約の締結）	86	第32条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	95
第2条（特約の責任開始期）	86	第33条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	95
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	86	第34条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	96
第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）	86	第35条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	96
第5条（配偶者および子の災害保険金額）	86	第36条（主契約が逓増定期保険の場合の取扱）	97
2. 特約保険金・給付金の支払	87	第37条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	97
第6条（特約保険金および給付金の支払）	87	第38条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	98
第7条（障害給付金額）	88	第39条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	98
第8条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	89	別表1 請求書類	99
3. 特約保険料の払込免除	89	別表2 給付割合表	100
第9条（特約保険料の払込免除）	89	備考（別表2）	101
4. 告知義務・特約の解除	89	別表3 身体の同一部位	102
第10条（告知義務）	89	別表4 対象となる特定感染症	103
第11条（告知義務違反による解除）	89		
第12条（特約を解除できない場合）	90		
5. 重大事由による解除	90		
第13条（重大事由による解除）	90		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	91		
第14条（特約保険料の払込）	91		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	91		
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	92		
第17条（特約の失効および消滅）	92		
7. 特約の復活	92		
第18条（特約の復活）	92		
8. 特約内容の変更	92		
第19条（災害保険金額の減額）	92		
第20条（災害保険金額の増額）	92		
第21条（特約の復旧）	93		
第22条（特約の被保険者の型の変更）	93		
第23条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	93		
9. 特約の解約	93		
第24条（特約の解約）	93		
10. 解約返戻金	93		
第25条（解約返戻金）	93		
11. 災害保険金および障害給付金の受取人による特約の存続	94		
第26条（災害保険金および障害給付金の受取人による特約の存続）	94		
12. 契約者配当	94		
第27条（契約者配当）	94		
13. 請求手続	94		
第28条（請求手続）	94		
14. 災害保険金等の支払の時期および場所等	95		
第29条（災害保険金等の支払の時期および場所等）	95		
15. 主約款の準用	95		
第30条（主約款の準用）	95		
16. 特別取扱	95		

新傷害特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 災害保険金額
 - 被保険者の型

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
家族型	主契約の被保険者 配偶者 子
夫婦型	主契約の被保険者 配偶者
親子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- この特約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者および子の取扱は次に定めるところによります。
 - この特約の責任開始期に既に前項に該当している者はこの特約の責任開始期から、この特約の責任開始期後に前項に該当するにいたった者はその該当した時から、それぞれこの特約の被保険者となります。ただし、この特約の責任開始期後に出生した子については、出生した時からこの特約の被保険者となります。
 - この特約の責任開始期後、戸籍上の異動により、または満20歳になったことにより前項に該当しなくなった者は、その時からこの特約の被保険者でなくなります。
- 前項第2号の規定により、この特約の被保険者に該当する配偶者または子が存在しなくなった場合には、保険契約者は、この特約の被保険者の型の変更を請求してください。この場合に請求がないときは、この特約の被保険者の型は従前の型のままとします。

第5条（配偶者および子の災害保険金額）

- この特約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者または子の災害保険金額は、主契約の被保険者の災害保険金額に6割を乗じて得た金額とします。
- 配偶者または子の災害保険金額は、主契約の被保険者の災害保険金額が変更された場合には、同時に同じ割合で変更されます。

2. 特約保険金・給付金の支払

第6条（特約保険金および給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の保険金および給付金を支払います。

名称	保険金・給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金・給付金を支払わない場合
災害保険金	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき（該当した時に被保険者であることを要します。以下同じ。） (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧または災害保険金額の増額が行われた場合の復旧部分または災害保険金額の増額部分については、最後の復旧または災害保険金額の増額の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) その被保険者の責任開始期以後に発病した特定感染症（別表4に定める感染症をいいます。）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の被保険者または子の死亡の際には主契約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約のその被保険者の故意または重大な過失 (2) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その受取人がこの特約の災害保険金の一部の受取人であるときは、この特約の災害保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の受取人に支払います。 (3) この特約のその被保険者の犯罪行為 (4) この特約のその被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) この特約のその被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) この特約のその被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) この特約のその被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
障害給付金	この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、別表2の給付割合表（以下「給付割合表」といいます。）のいずれかの障害状態（備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。	第7条に定める障害給付金額	主契約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより障害状態に該当したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約のその被保険者の故意または重大な過失 (2) この特約のその被保険者の犯罪行為 (3) この特約のその被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) この特約のその被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) この特約のその被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) この特約のその被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発生した傷害もしくは特定感染症を直接の原因としてその被保険者の責任開始期以後に死亡した場合またはその被保険者の責任開始期前に発生した傷害を直接の原因としてその被保険者の責任開始期以後に給付割合表のいずれかの障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、その被保険者の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。

- (1) 原因となった傷害または特定感染症について、保険契約者または主契約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または特定感染症を知っていたとき
- (2) 原因となった傷害または特定感染症について、その被保険者の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、

その傷害または特定感染症による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3. 会社は、第1項の災害保険金を支払う場合に次の障害給付金があるときは、その被保険者の災害保険金額にその障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を差し引きます。
 - (1) その被保険者について、災害保険金の支払理由となった同一の不慮の事故により既に支払われた障害給付金
 - (2) その被保険者について、災害保険金の支払理由となった同一の不慮の事故により請求を受け、まだ支払われていない障害給付金
4. この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日において、別表2に定める障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、障害給付金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）は、この特約の保険期間満了日に障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
5. 災害保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者について、災害保険金の支払理由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. この特約による障害給付金の支払は、各被保険者についてそれぞれ支払割合（この特約の被保険者の型が変更された場合には変更前の支払割合を含めます。）を通算して10割をもって限度とします。
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限りします。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を災害保険金（第4条に定める配偶者または子の死亡により支払われるものに限りします。）および障害給付金の受取人とします。
8. 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の災害保険金（主契約の被保険者の死亡により支払われるものに限りします。）の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
9. 第1項の「支払事由に該当しても保険金・給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の災害保険金が支払われない場合には、会社は、この特約に責任準備金があるときは、その責任準備金を保険契約者に支払います（なお、主契約の被保険者についてのこの特約の災害保険金の受取人が主契約の被保険者を故意または重大な過失により死亡させた場合、その受取人がこの特約の災害保険金の一部の受取人であるときは、その災害保険金が支払われない部分にかかる責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の災害保険金が支払われない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
10. この特約の災害保険金および障害給付金の受取人は、第1項および第7項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（障害給付金額）

1. 前条第1項の障害給付金額は、次のとおりとします。
 - (1) 障害状態が給付割合表の1種目のみに該当するとき
その被保険者の災害保険金額にその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得た金額
 - (2) 障害状態が給付割合表の2種目以上に該当するとき
 - ① その障害状態が別表3の身体の同一部位（以下「身体の同一部位」といいます。）に生じたとき
その該当する種目のうち最も上位の種目について前号を適用して得た金額
 - ② ①以外するとき
その該当する種目ごとに前号を適用して得た金額の合計額
2. 前項の適用にあたっては、新たに生じた障害状態が既に障害状態のあった身体の同一部位に生じたときは、次の第1号の給付割合から第2号の給付割合を差し引いて得た割合を、その新たに生じた障害状態の給付割合とします。
 - (1) 既にあった障害状態を含めた新たな障害状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
 - (2) 既にあった障害状態に対応する給付割合（2種目以上に該当するときは、最も上位の種目に対応する給付割合）
3. 前項の「既にあった障害状態」とは、次の障害状態をいいます。
 - (1) 既に障害給付金の支払われた障害状態
 - (2) その被保険者についての責任開始期前の障害状態
 - (3) その被保険者についての責任開始期前の原因により生じた障害状態
 - (4) 前2号のほかこの特約により、障害給付金の支払事由とならなかった障害状態および障害給付金が支払わ

れなかった障害状態

第8条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡または障害状態に該当した場合に、これらの事由により死亡または障害状態に該当したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、災害保険金を支払わない場合、会社は、この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合には、この特約の責任準備金の支払はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第9条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行います。
 - (1) 災害保険金額の減額および増額
 - (2) 特約の復旧
 - (3) 特約の被保険者の型の変更

4. 告知義務・特約の解除

第10条（告知義務）

次の(1)から(5)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主契約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧
- (4) 災害保険金額の増額
- (5) 特約の被保険者の型の変更

第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主契約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧または災害保険金額の増額の場合には、その際の復旧部分または災害保険金額の増額部分とし、被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に災害保険金または障害給付金を支払っていたときは、災害保険金または障害給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、災害保険金の受取人またはこの特約の被保険者が証明したときは、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主契約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主契約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主契約の被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、この特約の被保険者（災害保険金の場合はその被保険者を除きます。）または災害保険金の受取人がこの特約の給付金（災害保険金を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が災害保険金の受取人のみであり、かつ、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。以下本項において同じ。）もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に災害保険金または障害給付金を支払っていたときは、災害保険金または障害給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。

4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料を、主契約の保険料払込期間中に会社の定める取扱範囲内で、前納してください。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が前号の猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) この特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
5. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料を災害保険金または障害給付金から差し引きします。
6. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日まで未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、災害保険金または障害給付金を支払いません。
7. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主約款の定めにより保険金等の受取人に支払う場合は、その受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主契約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の災害保険金額が減額されたとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を災害保険金または障害給付金から差し引きします。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日まで

でに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、災害保険金または障害給付金を支払いません。

第16条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、自動振替貸付の取扱を行いません。

第17条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
3. 前項第1号の場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
4. 第2項第2号の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

7. 特約の復活

第18条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第19条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、主契約の被保険者の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、災害保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金額が会社の定める金額をこえるにいったときは、主契約の被保険者の災害保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額（逓減定期保険特約の場合には基本保険金額）のうち会社の定める金額を主契約の保険金額に合計します。
3. 前2項のほか、この特約の災害保険金額の減額については、主約款の保険金額の減額に関する規定を準用します。

第20条（災害保険金額の増額）

1. 保険契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約の被保険者の災害保険金額を増額することができます。
2. 会社が災害保険金額の増額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から災害保険金額の増額部分について特約上の責任を負います。
 - ① 災害保険金額の増額を承諾した後会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時

- ② 会社の定める金額を受け取った後に災害保険金額の増額を承諾した場合
 会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- 3. 災害保険金額が増額されたときは、将来の保険料を改めます。
- 4. 災害保険金額が増額されたときは、保険証券に表示します。

第21条（特約の復旧）

- 1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
- 2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
- 3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第22条（特約の被保険者の型の変更）

- 1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の被保険者の型を変更することができます。
- 2. 会社が被保険者の型の変更を承諾した場合には、次の表に定める時から変更の効力が生じます。

変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
家族型	本人型 夫婦型 親子型	会社が承諾した時
夫婦型 親子型	本人型	
本人型	家族型 夫婦型 親子型	(1) 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取った場合 会社の定める金額を受け取った時
夫婦型	家族型 親子型	(2) 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合および会社の定める金額の払込を要しない場合 告知の時
親子型	家族型 夫婦型	

- 3. 被保険者の型の変更が行われた場合には、会社の定める金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 4. 被保険者の型の変更によりこの特約の被保険者から除かれる者は、変更の効力が生じる時からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、会社は、この特約の被保険者から除かれる者についての解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- 5. 被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者については、会社は、変更の効力が生じる時からこの特約上の責任を負います。
- 6. 被保険者の型の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第23条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
- 2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
- 3. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約

第24条（特約の解約）

- 1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- 2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第25条（解約返戻金）

- 1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号の

とおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

11. 災害保険金および障害給付金の受取人による特約の存続

第26条（災害保険金および障害給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす災害保険金または障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、主契約の被保険者の災害保険金の支払事由が生じ、会社が災害保険金を支払うべきときは、その災害保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、災害保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、災害保険金の受取人に支払います。

12. 契約者配当

第27条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第28条（請求手続）

1. この特約の災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、障害給付金（主契約の被保険者についての第1級の障害給付金に限ります。以下本項、第4項および第5項において同じ。）の受取人が障害給付金を請求できないときは、主契約の死亡保険金受取人（障害給付金の請求時において、主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人に限ります。）が、障害給付金の受取人の代理人として障害給付金を請求することができます。ただし、障害給付金の受取人が法人である場合を除きます。
4. 前項の規定により、主契約の死亡保険金受取人が障害給付金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
5. 前2項の規定により、障害給付金が主契約の死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

14. 災害保険金等の支払の時期および場所等

第29条（災害保険金等の支払の時期および場所等）

この特約の災害保険金および障害給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の保険金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

15. 主約款の準用

第30条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

16. 特別取扱

第31条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期

会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

 - ① 中途付加を承諾した後はこの特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った場合
第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間

この特約の保険期間は、中途付加日から主契約の保険期間満了日までの期間の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第32条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - ① 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約上の年齢が80歳をこえるとき
 - ② 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) この特約が更新されたときは、災害保険金および障害給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- (3) 第1号②の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1号①の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、災害保険金および障害給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- (4) この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合で、更新時に主契約の保険料の払込が免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約の保険料の払込を要します。
 - ② この特約の保険料は、次の期日までに払い込んでください。
主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了日

第33条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごとと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の婚姻時の特別取扱の際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとしま

- す。
- (2) 会社がこの特約の婚姻時の特別取扱を承諾したときは、主約款の婚姻時の特別取扱に関する規定を準用して、この特約の婚姻時の特別取扱を行います。
 - (3) 主契約の婚姻時の特別取扱の際に同時にこの特約の型が変更され、変更前の主契約の被保険者が配偶者としてこの特約の被保険者となるときは、その配偶者については型の変更前からこの特約の被保険者であったものとします。
 - (4) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第1項表の適用に際しては、「復活」を「復活または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
 - (5) 第10条（告知義務）の適用に際しては、第6号として「特約の婚姻時の特別取扱」を追加します。
 - (6) 第12条（特約を解除できない場合）の適用に際しては、「この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の型の変更」を「この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額、被保険者の型の変更または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
 - (7) 第19条（災害保険金額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
 - (8) 第19条（災害保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」に読み替えます。

第34条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の収入保障年金または高度障害年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第1項および第8項ならびに第28条（請求手続）第3項から第5項までの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の収入保障年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
- (4) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第8項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の収入保障年金」と読み替えます。
- (5) 第11条（告知義務違反による解除）第4項および第13条（重大事由による解除）第3項の適用に際しては、「主契約の被保険者または死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者または収入保障年金受取人」と読み替えます。
- (6) 第19条（災害保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ① 主契約が収入保障保険の場合
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の災害保険金額を会社の定める金額まで減額します。
 - ② 主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合
 - 2. 主契約の基本年金月額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の災害保険金額を会社の定める金額まで減額します。
- (7) 第19条（災害保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を、主契約が収入保障保険の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と、主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「主約款の基本年金月額の減額に関する規定」とそれぞれ読み替えます。
- (8) 第29条（災害保険金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。

第35条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

- 1. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 年金支払開始日以後における主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は年金受取人とし、この場合、主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は、年金受取人以外の者に変更することはできません。
 - (2) 主契約の被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときは、この特約は同時に消滅します。

- (3) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第1項および第8項ならびに第28条（請求手続）第3項から第5項までの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (4) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - (5) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第8項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
 - (6) 第11条（告知義務違反による解除）第4項および第13条（重大事由による解除）第3項の適用に際しては、「主契約の被保険者または死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者または死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (7) 第17条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
 - (8) 第19条（災害保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. 主契約の基本年金額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の災害保険金額を会社の定める金額まで減額します。
 - (9) 第19条（災害保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本年金額の減額に関する規定」に読み替えます。
 - (10) 第29条（災害保険金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。
2. この特約が付加されている5年ごと利差配当付個人年金保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付介護年金保障移行特約が付加された場合または5年ごと利差配当付個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更された場合には、次に定めるところによります。
- (1) 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - (2) 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、介護年金保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (3) 主契約の一部を夫婦年金支払もしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合、次に定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ① 夫婦年金支払に移行した部分がある場合
夫婦年金支払に移行した部分
 - ② 前①以外の場合で、通増型の保証期間付終身年金部分がある場合
通増型の保証期間付終身年金部分
 - ③ 前①または②以外の場合で、定額型の保証期間付終身年金部分がある場合
定額型の保証期間付終身年金部分
 - ④ 前①から③まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分
 - ⑤ 前①から④まで以外の場合
確定年金部分
3. 前項に定める主契約の変更によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う責任準備金の精算金がある場合には、年金支払開始日に主契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額します。

第36条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）

- この特約が通増定期保険に付加されている場合、第19条（災害保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
2. 主契約の基本保険金額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の災害保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額のうち会社の定める金額を主契約の基本保険金額に合計します。

第37条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、

5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

(1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合

- ① 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
- ② 第1回年金支払日以後における主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は年金受取人とします。この場合、主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は、年金受取人以外の者に変更することはできません。
- ③ 第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
- ④ 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。

(2) 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払および介護保障に移行する場合
介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

(3) 主契約の一部を移行する場合

- ① 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- ② 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第38条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (2) 第17条（特約の失効および消滅）第3項第2号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 第17条（特約の失効および消滅）第3項第3号の適用に際しては、「主契約の解約返戻金または責任準備金」を「主契約の解約返戻金または積立金」と読み替えます。

第39条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約または主契約に付加される他の特約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については主契約の被保険者を含みます。）は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
- 2. 前項の取扱が行われる場合には、第31条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
災害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 災害保険金受取人の印鑑証明書 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) この特約の被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (7) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第6条
障害給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) この特約の被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第6条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第6条、第8条、 第11条、第13条、 第14条、第17条、 第19条、第22条、 第24条
災害保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
災害保険金額の増額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) この特約の被保険者についての会社所定の告知書	第20条
被保険者の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) この特約の被保険者についての会社所定の告知書	第22条
災害保険金または障害給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 災害保険金または障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第26条
障害給付金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 主契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書と住民票 (5) 主契約の被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 不慮の事故であることを証する書類 (8) 主契約の被保険者または主契約の死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第28条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 給付割合表

等級	身 体 障 害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 7. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用をまったく永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用をまったく永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用をまったく永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用をまったく永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用をまったく永久に失ったもの 26. 10足指の用をまったく永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用をまったく永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用をまったく永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力をまったく永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割

等級	身 体 障 害	給付割合
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用をまったく永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用をまったく永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用をまったく永久に失ったもの 41. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用をまったく永久に失ったもの	1割

備考（別表2）

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 日常生活動作が著しく制限されるもの
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
3. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - d. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
4. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
 - c. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
 - d. 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。
5. 耳の障害（聴力障害）
 - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
 - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記bの

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が70デシベル以上（40センチをこえると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 鼻の障害
 - a. 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
 - b. 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- c. 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- c. 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- a. 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- b. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- c. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

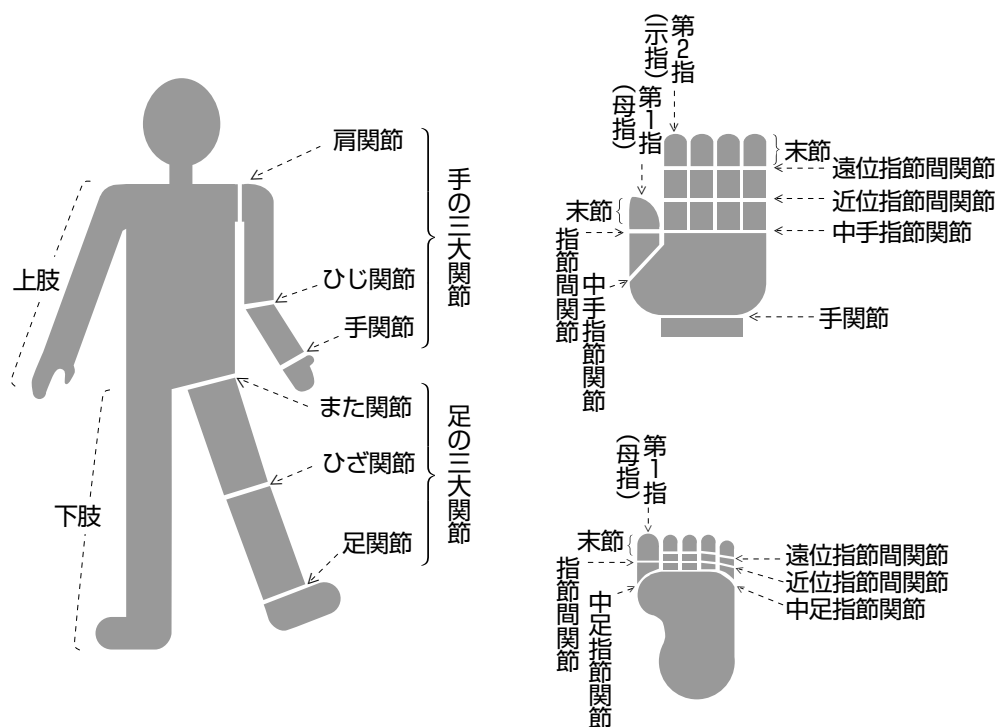
10. 足指の障害

- a. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- b. 「足指の用をまったく永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

別表3 身体の一部

- 1. 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- 2. 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- 3. 眼については、両眼を同一部位とします。
- 4. 耳については、両耳を同一部位とします。
- 5. 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- 6. 〔別表2〕の第1級4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1 上肢と1 下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフスおよびパラチフス（A01）中の	
・ 腸チフス	A01.0
・ パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の	
・ 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の	
・ ラッサ熱	A96.2
その他のウィルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の	
・ クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
・ マールブルグ<Marburg>ウィルス病	A98.3
・ エボラ<Ebola>ウィルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

（注1）上記のうち、重症急性呼吸器症候群[SARS]については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。

（注2）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、

中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)である感染症をいいます。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に限り、「特定感染症」に含めます。

こども医療特約条項

1. 総則	106	別表 1 請求書類	115
第1条（特約の締結）	106	別表 2 入院	115
第2条（特約の責任開始期）	106	別表 3 病院または診療所	115
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	106	別表 4 対象となる手術および手術給付割合表	116
2. 給付金の支払	106	別表 5 通院	118
第4条（災害入院給付金の支払）	106	別表 6 異常分娩	118
第5条（疾病入院給付金の支払）	107	備考	118
第6条（手術給付金の支払）	108		
第7条（災害通院給付金の支払）	109		
第8条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の 場合の特例）	109		
第9条（給付金の支払限度）	109		
3. 特約保険料の払込免除	110		
第10条（特約保険料の払込免除）	110		
4. 告知義務・特約の解除	110		
第11条（告知義務）	110		
第12条（告知義務違反による解除）	110		
第13条（特約を解除できない場合）	110		
5. 重大事由による解除	111		
第14条（重大事由による解除）	111		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	111		
第15条（特約保険料の払込）	111		
第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	112		
第17条（特約保険料の自動振替貸付）	112		
第18条（特約の失効および消滅）	112		
7. 特約の復活	112		
第19条（特約の復活）	112		
8. 特約内容の変更	112		
第20条（入院給付金日額の減額）	112		
第21条（特約の復旧）	113		
9. 特約の解約	113		
第22条（特約の解約）	113		
10. 解約返戻金	113		
第23条（解約返戻金）	113		
11. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をする ことができる者によるこの特約の解約	113		
第24条（保険契約者以外の者でこの特約の解約をする ことができる者によるこの特約の解約）	113		
12. 契約者配当	113		
第25条（契約者配当）	113		
13. 請求手続	113		
第26条（請求手続）	113		
14. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等	113		
第27条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等）	113		
15. 主約款の準用	114		
第28条（主約款の準用）	114		
16. 中途付加の場合の取扱	114		
第29条（中途付加の場合の取扱）	114		
第30条（主契約について出生前加入特則が適用された 場合の特則）	114		

こども医療特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 入院給付金日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. 給付金の支払

第4条（災害入院給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、災害入院給付金を支払います。

名 称	災害入院給付金を支払う場合（以下「災害入院給付金の支払事由」といいます。）	支払額	受 取 人	災害入院給付金の支払事由に該当しても災害入院給付金を支払わない場合
災 害 入 院 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする別表2に定める入院であること (2) 不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に入院の開始があること (4) 別表3に定める病院または診療所における入院であること (5) 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること	入院1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right) \times \text{入院日数}$	保 険 契 約 者	被保険者が次のいずれかにより入院したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 前項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- 同一の不慮の事故を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、次に定めるところによります。
 - 入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。
 - 前号にかかわらず、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災

- 害入院給付金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
 6. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 7. 第5条（疾病入院給付金の支払）により疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故により治療を開始した場合の災害入院給付金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて3日目以降に不慮の事故により治療を開始したとき
不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて2日以内に不慮の事故により治療を開始したとき
疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額
 8. 入院中に入院給付金日額が減額された場合には、災害入院給付金の支払額は各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
 9. この特約の災害入院給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（疾病入院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、疾病入院給付金を支払います。

名称	疾病入院給付金を支払う場合（以下「疾病入院給付金の支払事由」といいます。）	支払額	受取人	疾病入院給付金の支払事由に該当しても疾病入院給付金を支払わない場合
疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする別表2に定める入院であること ① 疾病（別表6に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故以外の外因による傷害 ③ 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限りまします。） (2) 前号①から③までのいずれかの治療を目的とした入院であること (3) 別表3に定める病院または診療所における入院であること (4) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること	入院1回につき、 〔 入院給付金日額 × 入院日数 〕	保険契約者	被保険者が次のいずれかにより入院したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（備考8に定めるところによります。以下同じ。） (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. 同一の疾病（この疾病と因果関係がある疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
3. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる疾病を併発していたときまたは入院中に異なる疾病を併発

- したときは、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
4. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
 - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
 - (3) 原因となった疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
5. 疾病入院給付金の支払事由が生じたときでも、前条により災害入院給付金が支払われる期間に対しては、会社は、疾病入院給付金は支払いません。
6. 前条により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合、前条により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、疾病入院給付金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、前条により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。
7. この特約の疾病入院給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。
8. 前7項のほか、前条第2項、第5項および第8項の規定を準用します。

第6条（手術給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、手術給付金を支払います。

名称	手術給付金を支払う場合（以下「手術給付金の支払事由」といいます。）	支払額	受取人	手術給付金の支払事由に該当しても手術給付金を支払わない場合
手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること ① 疾病 ② 不慮の事故による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 治療を目的とした手術（備考3に定めるところによります。）であること (3) 別表4の手術給付割合表（以下「手術給付割合表」といいます。）に定める種類の手術であること (4) 別表3に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{手術給付} \\ \text{割合表に} \\ \text{定める} \\ \text{倍率} \end{array} \right)$	保険契約者	被保険者が次のいずれかにより手術を受けたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. 被保険者が別表4の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けた場合には、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
3. 入院給付金日額が減額された場合には、手術給付金の支払額は、手術を受けた日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
4. この特約の手術給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。
5. 前4項のほか、前条第4項の規定を準用します。

第7条（災害通院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、災害通院給付金を支払います。

名称	災害通院給付金を支払う場合（以下「災害通院給付金の支払事由」といいます。）	支払額	受取人	災害通院給付金の支払事由に該当しても災害通院給付金を支払わない場合
災害通院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす通院をしたとき。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院を除きます。 (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする通院（別表5に定めるところによります。以下同じ。）であること (2) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の通院であること (3) 不慮の事故による傷害の治療を目的とした通院（備考4に定めるところによります。以下同じ。）であること (4) 別表3に定める病院または診療所における通院であること	$\left(\begin{array}{l} \text{入院給付金} \\ \text{日額の50\%} \end{array} \right) \times \text{通院日数}$	保険契約者	被保険者が次のいずれかにより通院したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの

2. 次の場合、災害通院給付金は重複して支払いません。

- (1) 被保険者が同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）
- (2) 被保険者が2以上の不慮の事故による傷害の治療を目的とした1回の通院をしたとき
3. 被保険者が災害入院給付金または疾病入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
4. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に通院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) 原因となった傷害について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたとき
- (2) 原因となった傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
5. 通院中に入院給付金日額が減額された場合には、災害通院給付金の支払額は各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
6. この特約の災害通院給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第8条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院もしくは通院または手術を受けた場合に、これらの事由により入院もしくは通院または手術を受けたこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金または災害通院給付金（以下「特約給付金」といいます。）の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

第9条（給付金の支払限度）

この特約による災害入院給付金、疾病入院給付金および災害通院給付金の支払は、それぞれ次に定める支払日数（災害入院給付金、疾病入院給付金または災害通院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じ。）をもって限度とします。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 災害入院給付金 | |
| ① 継続した1回の入院について | 180日 |
| ② この特約の保険期間を通じて | 1095日 |
| (2) 疾病入院給付金 | |
| ① 継続した1回の入院について | 180日 |
| ② この特約の保険期間を通じて | 1095日 |
| (3) 災害通院給付金 | |
| ① 同一の不慮の事故による通院期間について | 90日 |
| ② この特約の保険期間を通じて | 1095日 |

3. 特約保険料の払込免除

第10条（特約保険料の払込免除）

- 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行います。
 - 入院給付金日額の減額
 - 特約の復旧

4. 告知義務・特約の解除

第11条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- 特約の締結
- 特約の復活
- 特約の復旧

第12条（告知義務違反による解除）

- 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧の際は、その際の復旧部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
- 会社は、特約給付金を支払う場合（以下「特約給付金の支払事由」といいます。）または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
- 前項の場合には、特約給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に特約給付金を支払っていたときは、特約給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、特約給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、特約給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
- 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
- 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第13条（特約を解除できない場合）

- 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき

- (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、特約給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による特約給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に特約給付金を支払っていたときは、特約給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第15条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に特約給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料を特約給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主約款の定めにより養育年金受取人に支払う場合は、その受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主契約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の入院給付金日額が減額されたとき

第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に特約給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を特約給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約給付金を支払いません。

第17条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第18条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合、この特約は同時に消滅します。
3. 前項の場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第19条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第20条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金

日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、入院給付金日額の減額は取り扱いません。

2. 主契約の基本保険金額が減額され、入院給付金日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、入院給付金日額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、この特約の入院給付金日額の減額については、主約款の基本保険金額の減額に関する規定を準用します。

第21条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとして扱います。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

9. 特約の解約

第22条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第23条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

11. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によるこの特約の解約

第24条（保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によるこの特約の解約）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

12. 契約者配当

第25条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第26条（請求手続）

1. この特約の特約給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

14. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第27条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約の特約給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の祝金、死亡給付金、養育年金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

15. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った場合
第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った時（保険契約者および被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、そのいずれか遅い方の告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第30条（主契約について出生前加入特則が適用された場合の特則）

主契約について出生前加入特則が適用され、主約款の複数出生の場合に関する規定により、主契約の被保険者が変更されたときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
- (2) 第2条（特約の責任開始期）または第29条（中途付加の場合の取扱）第2項第1号の規定にかかわらず、変更後の被保険者について、変更時からこの特約上の責任を負います。
- (3) 変更時前より変更後の被保険者が既に入院または通院を開始している場合は、第4条（災害入院給付金の支払）、第5条（疾病入院給付金の支払）、第6条（手術給付金の支払）、第7条（災害通院給付金の支払）の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - ① 「責任開始期」とあるのは「変更前の被保険者の責任開始期」と読み替えます。
 - ② 第1項中「入院日数」とあるのは「主約款の規定により主契約の被保険者が変更された日以降の入院日数」と、「通院日数」とあるのは「主約款の規定により主契約の被保険者が変更された日以降の通院日数」と読み替えます。
 - ③ 第4条（災害入院給付金の支払）第7項中「疾病の治療のために入院を開始した日」とあるのは「主約款の規定により主契約の被保険者が変更された日」と読み替えます。
- (4) 変更後の被保険者が変更時前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療のために、変更時以後に入院を開始した場合は、第4条（災害入院給付金の支払）および第5条（疾病入院給付金の支払）中「責任開始期」とあるのは「変更前の被保険者の責任開始期」と読み替えます。
- (5) 変更後の被保険者が変更時前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療のために、変更時以後に手術を受けた場合は、第6条（手術給付金の支払）中「責任開始期」とあるのは「変更前の被保険者の責任開始期」と読み替えます。
- (6) 変更後の被保険者が変更時前に発生した不慮の事故による傷害の治療のために、変更時以後に通院を開始した場合は、第7条（災害通院給付金の支払）中「責任開始期」とあるのは「変更前の被保険者の責任開始期」と読み替えます。
- (7) 変更前の被保険者について、既に支払われている災害入院給付金、疾病入院給付金または災害通院給付金があるときは、それぞれの入院日数を変更後の被保険者の災害入院給付金、疾病入院給付金または災害通院給付金の支払限度に通算します。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
災害入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第4条
疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
災害通院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 会社所定の様式による通院証明書 (7) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第7条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第12条、第14条 第15条、第18条 第20条、第22条
入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	入院給付金日額に対する倍率
皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）		20
2. 乳房切断術		20
筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）		20
8. 脊椎・骨盤観血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
循環器・脾の手術		
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸、開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 顎下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）		10
尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）		40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）		20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）		20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）		20

手術番号	手術の種類	入院給付金日額 に対する倍率
42.	陰茎切断術	40
43.	辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20

手術番号	手術の種類	入院給付金日額 に対する倍率
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
	新生物根治放射線照射	
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

- (1) 本表の開頭術、開胸術および開腹術については、備考5から7までに定めるところによります。
- (2) 「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

別表5 通院

「通院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療または施術が困難なため、別表3に定める病院または診療所において、外来による診察、投薬、処置、手術、その他の治療または柔道整復師による施術を受けることをいいます。（往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。）

別表6 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

備考

1. 同一の疾病
医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
2. 治療を目的とした入院
美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病または傷害の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。
3. 治療を目的とした手術
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。
4. 治療を目的とした通院
「治療を目的とした通院」には、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査に

による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは該当しません。

5. 開頭術

「開頭術」とは頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

6. 開胸術

「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

7. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓および胆道、脾臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

8. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

代理請求特約条項

1. 総則	122
第1条（特約の締結）	122
2. 保険金等の代理請求	122
第2条（保険金等の代理請求）	122
第3条（代理請求できない場合）	123
3. 特約の失効および消滅	123
第4条（特約の失効および消滅）	123
4. 指定代理請求人の変更または解除	123
第5条（指定代理請求人の変更または解除）	123
5. 特約の解約	123
第6条（特約の解約）	123
6. 主約款の準用	123
第7条（主約款の準用）	123
7. 特別取扱	123
第8条（中途付加の場合の取扱）	123
第9条（告知義務違反による解除等の通知）	123
第10条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）	123
第11条（主契約が養老保険等の場合の取扱）	123
第12条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	124
第13条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	124
第14条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	124
第15条（主契約が医療保険の場合の取扱）	124
第16条（主契約がガン保険等の場合の取扱）	124
第17条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）	124
第18条（主契約に傷害特約等が付加されている場合の取扱）	125
別表1 請求書類	126

代理請求特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。ただし、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人であるときは取り扱いません。
2. この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

2. 保険金等の代理請求

第2条（保険金等の代理請求）

1. この特約を付加した場合、次に定めるところにより代理請求を取り扱います。
 - (1) 被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金、年金、一時金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、その保険金等の受取人が保険金等を請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。
 - (2) 被保険者と保険契約者が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないときは、保険契約者の代理人が、保険料の払込免除を請求することができます。
2. 前項の保険金等の受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）は、次の者としします。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
 - ① 次の範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
 - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人または保険契約者のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ア. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①に掲げる以外の者
 - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
 - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人としします。
 - ① 死亡保険金（死亡給付金または収入保障年金を含みます。）の受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
 - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前2項の規定により、代理請求人が保険金等または保険料の払込免除の請求をするときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める書類を提出してください。
4. 前3項の規定により、保険金等が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 会社が必要と認めたときは、事実の確認を行いまたは会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
6. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

第3条（代理請求できない場合）

前条の規定にかかわらず、代理請求人の故意により保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じた場合は、その者は代理請求人としての取扱いを受けることができません。

3. 特約の失効および消滅**第4条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) この特約を付加した主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人に変更されたとき

4. 指定代理請求人の変更または解除**第5条（指定代理請求人の変更または解除）**

1. 保険契約者は、別表1に定める書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更または解除をすることができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第2条（保険金等の代理請求）第2項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
2. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

5. 特約の解約**第6条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

6. 主約款の準用**第7条（主約款の準用）**

この特約に別段の定めがないときは主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

7. 特別取扱**第8条（中途付加の場合の取扱）**

1. 主契約の締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾した場合には、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 会社が中途付加を承諾したときは、会社が承諾した時以後に請求する保険金等の支払について、この特約の取扱を行います。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第9条（告知義務違反による解除等の通知）

この特約が付加されている場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、代理請求人に通知します。

第10条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加されている場合、主約款または主契約に付加されている特約の特約条項中、保険金等の受取人または保険契約者の代理人による保険金等または保険料の払込免除の請求に関する規定は適用しません。

第11条（主契約が養老保険等の場合の取扱）

この特約が養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満

期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第12条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合において、生存給付金付定期保険普通保険約款または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険普通保険約款の婚姻時の特別取扱に関する規定により被保険者が変更されたときは、この特約は消滅するものとします。

第13条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第14条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第15条（主契約が医療保険の場合の取扱）

この特約が医療保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主たる被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主たる被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

第16条（主契約がガン保険等の場合の取扱）

この特約がガン保険またはガン保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約のガン入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主たる被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主たる被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

第17条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付こども保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第2号の適用に際しては、「被保険者と保険契約者が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないとき」を「請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないとき」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険金等の代理請求）第2項第1号の適用に際しては、「保険契約者が被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者」を「保険契約者が次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者」と読み替えます。

- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第2項の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。
- (4) 別表1の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。

第18条（主契約に傷害特約等が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、通院特約、新傷害特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新通院特約（以下「傷害特約等」といいます。）が付加されている場合、第2条（保険金等の代理請求）の適用に際しては、次に定めるところによります。

- (1) 「被保険者」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主契約の被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
保険金等または保険料 払込免除の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 代理請求人の戸籍謄本 (7) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (8) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第2条
指定代理請求人の指定 または解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第5条
（注）会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

リビング・ニース特約条項

1. 総則	128	第28条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）	133
第1条（用語の定義）	128	第29条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）	133
第2条（特約の締結）	128	第30条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	134
第3条（特約の責任開始期）	128	第31条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	134
2. 特約保険金の支払	128	第32条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	134
第4条（リビング・ニース保険金の支払）	128	第33条（主契約が無解約返戻金型通増定期保険の場合の取扱）	134
第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）	129	別表1 請求書類	135
3. 告知義務・告知義務違反による解除	129		
第6条（告知義務および告知義務違反による解除）	129		
4. 重大事由による解除	129		
第7条（重大事由による解除）	129		
5. 特約保険料の払込	129		
第8条（特約保険料の払込）	129		
6. 特約の失効および消滅	129		
第9条（特約の失効および消滅）	129		
7. 特約の復活	129		
第10条（特約の復活）	129		
8. 特約の復旧	130		
第11条（特約の復旧）	130		
9. 特約の解約	130		
第12条（特約の解約）	130		
10. 解約返戻金	130		
第13条（解約返戻金）	130		
11. 契約者配当	130		
第14条（契約者配当）	130		
12. 請求手続	130		
第15条（請求手続）	130		
13. リビング・ニース保険金の支払の時期および場所等	130		
第16条（リビング・ニース保険金の支払の時期および場所等）	130		
14. 主約款の準用	131		
第17条（主約款の準用）	131		
15. 特別取扱	131		
第18条（中途付加の場合の取扱）	131		
第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の取扱）	131		
第20条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の取扱）	131		
第21条（主契約に家族定期保険特約（配偶者型）等が付加されている場合の取扱）	132		
第22条（主契約に特別条件特約が付加されている場合の取扱）	132		
第23条（主契約に質権が設定されている場合の取扱）	132		
第24条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	132		
第25条（主契約が特定疾病保障定期保険等の場合の取扱）	132		
第26条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	132		
第27条（主契約が5年ごと利差配当付養老保険等の場合の取扱）	133		

リビング・ニーズ特約条項

1. 総則

第1条（用語の定義）

- この特約において「特約基準保険金額」とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。
- 前項の特約基準保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求の際、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金額（会社の定める金額をこえるときは、会社の定める金額）の範囲内で被保険者が指定するものとします。

第2条（特約の締結）

- この特約は、主契約締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第3条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

2. 特約保険金の支払

第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、リビング・ニーズ保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および主契約の保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者、被保険者または第15条（請求手続）第2項に定める指定代理請求人の故意

- 前項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が会社の本店に到着しない限り、会社は、このリビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 第1項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求日（リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が本店に到着した日をいいます。以下同じ。）からその日を含めて主契約の保険期間満了日までの期間が1年以内である場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- その被保険者がこの特約の被保険者と同一である他の保険契約にリビング・ニーズ特約を付加している場合には、会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金を支払います。
- リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
 - 特約基準保険金額が主契約の保険金額と同額るとき
主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の解約返戻金の支払に関する規定にかかわらず、会社は、解約返戻金を支払いません。
 - 特約基準保険金額が主契約の保険金額より少額るとき
主契約は、特約基準保険金額と同額の保険金額がリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、減額部分に解約返戻金があるときでもこれを支払いません。
 - 主契約が保険料年払契約の場合で、リビング・ニーズ保険金の請求日からその直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。以下同じ。）が6か月を超えるとき。ただし、本号の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
会社は、リビング・ニーズ保険金の請求日から、直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日の前日までの期間から6か月を差し引いた期間について、前2号により消滅した部分または減額された部分の保険料相当額をリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。

6. リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
7. リビング・ニーズ保険金を支払う前に主契約の保険金の請求を受け、主契約の保険金が支払われる場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。また、主契約の保険金が支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
8. リビング・ニーズ保険金が支払われた後に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、次に定めるところによります。
 - (1) リビング・ニーズ保険金の支払が第5項第1号に該当していた場合
主契約の保険金は支払いません。
 - (2) リビング・ニーズ保険金の支払が第5項第2号に該当していた場合
リビング・ニーズ保険金の支払による減額後の保険金額のみ支払います。
9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
10. 主約款に定める自動振替貸付金または契約者貸付金がある場合には、支払うべき金額から、会社の定める方法により、その元利合計額を差し引きます。
11. リビング・ニーズ保険金の受取人は、第1項および第9項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱によりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合に、戦争その他の変乱によりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がリビング・ニーズ保険金の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社はその影響の程度に応じ、リビング・ニーズ保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

3. 告知義務・告知義務違反による解除

第6条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。この場合、第15条（請求手続）第2項に定める指定代理請求人を死亡保険金受取人と同様に取り扱います。

4. 重大事由による解除

第7条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。この場合、主約款に定める重大事由による解除を、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できないときは、第15条（請求手続）第2項に定める指定代理請求人に通知します。

5. 特約保険料の払込

第8条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を要しません。

6. 特約の失効および消滅

第9条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は消滅します。
 - (1) リビング・ニーズ保険金が支払われた場合
 - (2) 主契約が消滅した場合
 - (3) 主契約が延長保険へ変更された場合

7. 特約の復活

第10条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。

2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約の復旧

第11条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。

9. 特約の解約

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第13条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

11. 契約者配当

第14条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第15条（請求手続）

1. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
2. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、保険契約者が被保険者の同意を得て次の第1号または第2号の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、被保険者の代理人としてリビング・ニーズ保険金を請求することができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 次の範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
 - (2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、リビング・ニーズ保険金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号に掲げる以外の者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ その他前①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
3. 前項の規定により、指定代理請求人がリビング・ニーズ保険金を請求する場合には、指定代理請求人は請求時においても前項第1号または第2号の範囲内の者であることを要します。
4. 前2項の規定により、リビング・ニーズ保険金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第2項第1号または第2号に定める範囲内の者であることを要します。
6. 前項の場合、指定代理請求人の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

13. リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等

第16条（リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等）

リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等については、主約款の規定を準用します。

14. 主約款の準用

第17条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

15. 特別取扱

第18条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾した場合に、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 会社が中途付加を承諾したときは、会社が承諾した時からこの特約の責任を負います。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の取扱）

この特約の付加された主契約に、定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、通減定期保険特約、収入保障特約または無解約返戻金型収入保障特約（以下本条において、「定期保険特約等」といいます。）が付加されている場合には、次に定めるところによります。ただし、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期保険特約等の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間の場合および主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険、積立型終身保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険の場合は、本条の規定を適用しません。

- (1) 特約基準保険金額は、主契約の保険金額および定期保険特約等の保険金額の合計額の範囲内で被保険者が指定するものとします。ただし、通減定期保険特約、収入保障特約および無解約返戻金型収入保障特約については次の金額を主契約の保険金額と合計します。
 - ① 通減定期保険特約
リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日の保険金額
 - ② 収入保障特約および無解約返戻金型収入保障特約
リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日における年金の現価相当額
- (2) リビング・ニーズ保険金額は、特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息ならびに主契約および定期保険特約等の保険料相当額を差し引いた金額とします。
- (3) リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
 - ① 特約基準保険金額が、主契約の保険金額および前号に定める定期保険特約等の保険金額の合計額と同額るとき
主契約および定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている定期保険特約等以外の特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の解約返戻金の支払に関する規定にかかわらず、会社は、解約返戻金を支払いません。
 - ② 特約基準保険金額が、主契約の保険金額および前号に定める定期保険特約等の保険金額の合計額より少額るとき
主契約および定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約および定期保険特約等のそれぞれの保険金額（通減定期保険特約、収入保障特約および無解約返戻金型収入保障特約については、第1号に定める金額とします。）の割合に応じて、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約および定期保険特約等の保険金額のうち減額された部分の合計額は特約基準保険金額と同額とし、定期保険特約等の特約の規定にかかわらず、減額部分に解約返戻金があるときでも、会社は、これを支払いません。

第20条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の取扱）

1. この特約の付加された主契約に災害割増特約、傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、成人病入院特約、女性疾病入院特約、通院特約、新傷害特約、新交通災害割増特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が付加されている場合には、これらの特約の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約の保険金額が減額され、主契約の被保険者の特約の保険金額または給付日額が会社の定める限度をこえるにいたったときでも、特約の保険金額または給付日額は減額されないものとします。
2. この特約の付加された主契約に災害入院特約、疾病入院特約、成人病入院特約、女性疾病入院特約、通院特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が付加されている場合、リビング・ニーズ保険金の支払によ

りこれらの特約が消滅したときの取扱は、高度障害保険金の支払により主契約が消滅したときに準じて取り扱います。

第21条（主契約に家族定期保険特約（配偶者型）等が付加されている場合の取扱）

この特約の付加された主契約に家族定期保険特約（配偶者型）または家族定期保険特約（子型）（以下「家族定期保険特約（配偶者型）等」といいます。）が付加されている場合に、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約が消滅するときは、家族定期保険特約（配偶者型）等も同時に消滅します。この場合、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第1号の規定にかかわらず、会社は、家族定期保険特約（配偶者型）等に責任準備金があるときはこれを被保険者に支払います。

第22条（主契約に特別条件特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加された主契約に特別条件特約が付加され、保険金削減支払方法が適用されている場合に、保険金削減期間中にリビング・ニーズ保険金の請求があったときは、次の1号に定める金額から2号に定める金額を差し引いた金額を支払います。

- (1) 特約基準保険金額から、会社の定める方法によりリビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、リビング・ニーズ保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額
- (2) リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する保険料相当額

第23条（主契約に質権が設定されている場合の取扱）

この特約が付加された主契約に質権が設定されている場合、会社は、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

第24条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

1. この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約が更新される場合、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第3項の適用に際しては、「保険期間満了日」を「保険期間満了日（主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (2) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
 - (3) 第2号ただし書きによりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。
2. この特約が低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、リビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を適用して、主契約の代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第15条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

第25条（主契約が特定疾病保障定期保険等の場合の取扱）

1. この特約が特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加されている場合、この特約の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人と同一とします。
2. この特約が特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約が更新されるときは、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第3項の適用に際しては、「保険期間満了日」を「保険期間満了日（主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (2) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
 - (3) 第2号ただし書きによりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。

第26条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

1. この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約または逓減定期保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加されていることを要します。
2. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 特約基準保険金額は、定期保険特約等の保険金額（逓減定期保険特約については、リビング・ニーズ保険

金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日の保険金額とします。)の合計額の範囲内で被保険者が指定するものとします。

- (2) リビング・ニーズ保険金額は、特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および定期保険特約等の保険料相当額を差し引いた金額とします。
- (3) リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
 - ① 特約基準保険金額が定期保険特約等の保険金額の合計額と同額るとき
定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
 - ② 特約基準保険金額が定期保険特約等の保険金額の合計額より少額るとき
定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日における定期保険特約等のそれぞれの保険金額の割合に応じて、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、定期保険特約等の保険金額のうち減額された部分の合計額は特約基準保険金額と同額とし、定期保険特約等の特約の規定にかかわらず、減額部分に解約返戻金があるときでも、会社は、これを支払いません。
- (4) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第8項以下の適用に際しては、「主契約」を「定期保険特約等」と読み替えます。
- (5) 第6条（告知義務および告知義務違反による解除）および第7条（重大事由による解除）の適用に際しては、「主約款」を「定期保険特約等」と読み替えます。
- (6) 第9条（特約の失効および消滅）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. 次の場合、この特約は消滅します。

- (1) リビング・ニーズ保険金が支払われた場合
- (2) 主契約が消滅した場合
- (3) 主契約が払済年金保険へ変更された場合
- (4) 主契約に付加されたすべての定期保険特約等が消滅した場合
- (5) 年金支払開始日が到来した場合

第27条（主契約が5年ごと利差配当付養老保険等の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付養老保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合で、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）に定めるリビング・ニーズ保険金が支払われるときは、特約基準保険金額に対応する部分に対しては、主契約の死亡保険金または死亡給付金を支払う場合の取扱に準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

第28条（主契約が逡増定期保険の場合の取扱）

この特約が逡増定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の保険金額」と読み替えます。
- (2) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第2号の適用に際しては、「特約基準保険金額と同額の保険金額」を「特約基準保険金額に対応する基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の取扱）第3号②の場合において、主契約の保険金額を減額するときは、その減額された保険金額に対応する基本保険金額を減額したものと取り扱います。
- (4) 主契約にガン割増特則が付加されている場合、ガン割増特則のガン死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。

第29条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立型終身保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) リビング・ニーズ保険金の請求日が主契約の保険料払込期間中であるときは、主契約の死亡給付金額は、特約基準保険金額の対象となりません。
- (2) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 主契約に、定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合、第26条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）第2項中、第1号から第5号の規定は、本号の場合にこれを準用します。

第30条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかの特約が付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の全部を移行する場合
この特約は、消滅します。
- (2) 主契約の一部を移行する場合
主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分についてこの特約を適用します。

第31条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 主契約の基本保険金額の全部または一部が特約基準保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金を支払われた場合に、リビング・ニーズ保険金の請求日の属する月に増加保険金があるときは、基本保険金額に対する特約基準保険金額の割合に応じて、増加保険金をリビング・ニーズ保険金として支払います。この場合、増加保険金は、支払われた金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

第32条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型総合収入保障保険、収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）または新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日における主契約の年金の現価相当額」と読み替えます。
- (2) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第2号の適用に際しては、「特約基準保険金額と同額の保険金額」を、収入保障保険の場合は「特約基準保険金額と同額の年金の現価相当額に対応する基本年金額」と、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型総合収入保障保険、収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）または新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「特約基準保険金額と同額の年金の現価相当額に対応する基本年金額」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）または新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、リビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を準用して、主契約の代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第15条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

第33条（主契約が無解約返戻金型逓減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型逓減定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日における保険金額」と読み替えます。
- (2) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第2号の適用に際しては、「特約基準保険金額と同額の保険金額」を「特約基準保険金額に対応する基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、リビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を準用して、主契約の代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第15条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
リビング・ニーズ保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 指定代理請求人の戸籍謄本 (7) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (8) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第15条
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第15条
（注）会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

5年ごと利差配当付年金支払特約条項

1. 総則	137	9. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	140
第1条（特約の締結）	137	第16条（年齢の計算—保証期間付終身年金）	140
第2条（年金基金の設定）	137	第17条（年齢および性別の誤りの処理—保証期間付終身年金）	140
2. 年金の支払	137	10. 請求手続	140
第3条（年金の種類）	137	第18条（請求手続）	140
第4条（年金額の計算）	137	11. 年金等の支払の時期および場所等	140
第5条（年金支払日および年金受取人）	138	第19条（年金等の支払の時期および場所等）	140
第6条（年金の分割支払）	138	12. 時効	140
第7条（年金の一括支払）	138	第20条（時効）	140
3. 年金受取人の住所の変更	138	13. 主約款の準用	140
第8条（年金受取人の住所の変更）	138	第21条（主約款の準用）	140
4. 特約の消滅	138	14. 特別取扱	141
第9条（特約の消滅）	138	第22条（主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の場合の取扱）	141
5. 特約内容の変更	138	第23条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	141
第10条（年金支払の内容の変更）	138	第24条（主契約が5年ごと利差配当付積立型終身保険の場合の取扱）	141
第11条（年金受取人の変更）	139	第25条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の取扱）	141
6. 特約の解約	139	別表1 請求書類	142
第12条（特約の解約）	139		
7. 契約者配当	139		
第13条（契約者配当金の割当）	139		
第14条（契約者配当金の支払）	139		
8. 年金受取人の代表者	140		
第15条（年金受取人の代表者）	140		

5年ごと利差配当付年金支払特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は保険契約者（保険金の支払事由発生後は保険金の受取人）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。以下同じ。）の一時支払に代えて保険金を年金で支払います。
- 保険契約者の申出によりこの特約が締結されたときは、この特約の名称を保険証券に表示します。

第2条（年金基金の設定）

- この特約が締結されたときは、保険金の支払事由が生じた時（保険金の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、保険金の全部または一部を年金基金に充当します。
- 年金基金が設定されたときは、年金証書を交付します。

2. 年金の支払

第3条（年金の種類）

年金の種類は、次のいずれかとします。

(1) 確定年金

あらかじめ定めた一定期間中一定金額の年金を支払います。

(2) 保証期間付終身年金

あらかじめ定めた一定期間（以下「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合、保証期間経過後の終身年金は、年金基金設定時に法人の指定した者の生存期間中支払うものとしします。

第4条（年金額の計算）

年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。

第5条（年金支払日および年金受取人）

年金は、次に定めるところにより支払います。

- (1) 第1回年金支払日
年金基金の設定日の翌年の応当日
- (2) 第2回以後の年金支払日
第1回年金支払日の年単位の応当日
- (3) 年金受取人
保険金の受取人と同一人

第6条（年金の分割支払）

1. 年金受取人から請求があったときは、次に定めるところにより、1年分の年金額を等分して支払います。
ただし、年金額が会社の定める金額に満たない場合には取り扱いません。
 - (1) 分割回数は次の各号のいずれかとします。
 - ① 年2回
 - ② 年4回
 - ③ 年6回
 - ④ 年12回
 - (2) 会社の定める利率により計算した利息を支払います。
2. 年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者。以下本項において同じ。）が死亡したことによりこの特約が消滅する場合または会社が年金を一括支払する事由が生じた場合で、その該当日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合、その法人）に支払います。ただし、会社が年金を一括支払する場合で、年金受取人が生存しているときは、年金受取人に支払います。

第7条（年金の一括支払）

1. 年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、次の金額を一括して支払います。
 - (1) 年金基金の設定後第1回年金支払日前
請求時における年金基金の価額
 - (2) 第1回年金支払日以後の年金支払期間中（保証期間付終身年金においては保証期間中）
残存支払期間（保証期間付終身年金においては残存保証期間）に対応する未払年金の現価
2. 保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者。以下本条において同じ。）が年金基金の設定後第1回年金支払日前に死亡したときは、死亡時における年金基金の価額をその死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合、その法人）に支払います。
3. 保証期間付終身年金において、残存保証期間中の未払年金の現価を支払ったときは、次に定めるところによります。
 - (1) 年金証書に表示します。
 - (2) 保証期間経過後の終身年金は、保証期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中年金を支払います。
4. 年金基金の価額を支払ったときおよび確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、この特約は消滅します。

3. 年金受取人の住所の変更

第8条（年金受取人の住所の変更）

1. 年金受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の年金受取人の住所または通信先が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとします。

4. 特約の消滅

第9条（特約の消滅）

主契約が保険金支払以外の事由により消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

5. 特約内容の変更

第10条（年金支払の内容の変更）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その

他の年金支払の内容の変更を請求することができます。

2. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他の年金支払の内容の変更を請求することができます。
3. 年金支払の内容が変更されたときは、保険証券または年金証書に表示します。

第11条（年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社へ通知することにより、その権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、会社の定める方法により年金額を改めます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社へ到達するまでの間に、会社へ変更前の年金受取人に年金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社は、その既に支払った年金を重複しては支払いません。
3. 確定年金において、年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
4. 保証期間付終身年金において、年金受取人が第1回年金支払日以後の保証期間中に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、残存保証期間中の年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
5. 年金受取人は、その権利を担保に供することはできません。
6. 年金受取人が変更されたときは、年金証書に表示します。
7. 第3項および第4項の場合、年金証書に表示を受けてください。
8. 年金受取人の遺言によって、本条の変更はできません。

6. 特約の解約

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

7. 契約者配当

第13条（契約者配当金の割当）

会社は、毎事業年度末に、会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金中から、次のいずれかの条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てます。

- (1) 次の事業年度内に年金基金設定日の5年ごとの年単位の応当日（以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第2号による割当が行われる場合を除きます。
- (2) 次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日に最終年金を支払うとき
- (3) 次の事業年度内に年金基金設定日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して年金の一括支払によりこの特約が消滅するとき
- (4) 保証期間付終身年金において、次の事業年度内に年金基金設定日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して年金受取人が生存中における年金の一括支払がなされるとき
- (5) 保証期間付終身年金において、次の事業年度内に直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過してこの特約が消滅するとき（第3号に該当する場合を除きます）。ただし、前号の年金の一括支払が行われている場合は、その直前の契約日の年単位の応当日からその日を含めて1年を経過しているときに限ります。

第14条（契約者配当金の支払）

会社は、前条の規定により割り当てた契約者配当金を、次の方法により支払います。

- (1) 前条第1号により割り当てた契約者配当金
 - ① 年金受取人の選択により、次のいずれかの方法により支払います。
 - ア. 年金基金に繰り入れる方法
次の事業年度の5年ごと応当日に、年金基金に繰り入れます。ただし、保証期間中に被保険者が死亡した後も年金を支払っている保証期間付終身年金または確定年金の場合において、次の事業年度の5年ごと応当日に最終年金を支払うときは、年金の支払の際に支払います。
 - イ. 利息をつけて積み立てる方法
次の事業年度の5年ごと応当日以後年金受取人から請求があった時（この特約が消滅したときは、

その時)まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときはこの特約が消滅したときに年金受取人に支払います。

- ② 前①にかかわらず、保証期間付終身年金の一括支払を行った後保証期間中に割り当てられる契約者配当金は、第4号の方法により支払います。
- (2) 前条第2号により割り当てた契約者配当金
第1号により割り当てた契約者配当金に準じて支払います。ただし、年金基金に繰り入れる方法を除きます。
- (3) 前条第3号により割り当てた契約者配当金
この特約が消滅するときに支払います。
- (4) 前条第4号により割り当てた契約者配当金
次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日以後保証期間満了日(保証期間満了前に年金受取人が死亡したときはその時)まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保証期間経過後最初の年金の支払の際または年金受取人の死亡の際に支払います。
- (5) 前条第5号により割り当てた契約者配当金
この特約が消滅するときに支払います。

8. 年金受取人の代表者

第15条(年金受取人の代表者)

1. 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人およびその相続人を代理するものとします。
2. 代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代表者1人を定めてください。
3. 前2項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、年金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。

9. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第16条(年齢の計算—保証期間付終身年金)

保証期間付終身年金において、年金受取人(年金受取人が法人の場合、法人の指定した者)の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

第17条(年齢および性別の誤りの処理—保証期間付終身年金)

保証期間付終身年金において、特約付加申込書(電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。)に記載された年金受取人(年金受取人が法人の場合、法人の指定した者)の年齢または性別に誤りがあったときは、実際の年齢または性別にもとづいて年金額を改めます。ただし、既に年金を支払っているときは、既に支払った年金額の差額を授受するものとします。

10. 請求手続

第18条(請求手続)

この特約にもとづく支払および変更は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

11. 年金等の支払の時期および場所等

第19条(年金等の支払の時期および場所等)

年金等の支払金の支払の時期および場所等については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用します。

12. 時効

第20条(時効)

年金等の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

13. 主約款の準用

第21条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。この場合、主約款の重大事由による解除の規定を準用し、この特約(反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、該当した者が年金受取

人のみであり、かつ、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき年金にかかる部分をいいます。)を解除するときは、会社は、この特約のうち支払われない年金に対応する部分の返戻金(年金の一括支払をする場合の金額と同額)をその年金受取人に支払います。

14. 特別取扱

第22条(主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の場合の取扱)

この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合には、保険期間満了時に支払事由が発生する生存給付金についても年金で支払います。この場合、次に定めるところによります。

- (1) 第1条(特約の締結)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約は保険契約者の申出により、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結し、会社は、保険期間満了時に支払う生存給付金の全部または一部(保険期間満了時に支払う生存給付金とともに支払われる金銭を含みます。以下同じ。)の一時支払に代えて保険期間満了時に支払う生存給付金を年金で支払います。
- (2) 第2条(年金基金の設定)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約が締結されたときは、保険期間満了時に、保険期間満了時に支払う生存給付金の全部または一部を年金基金に充当します。
- (3) 第5条(年金支払日および年金受取人)第3号の適用に際しては、「保険金の受取人」を「保険契約者」と読み替えます。
- (4) 第9条(特約の消滅)、第10条(年金支払の内容の変更)第1項および第12条(特約の解約)第1項の適用に際しては、「保険金」を「保険期間満了時に支払う生存給付金」と読み替えます。

第23条(主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱)

この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第1条(特約の締結)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約は、保険契約者(死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人)の申出により、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結し、会社は、死亡給付金の一時支払に代えて死亡給付金を年金で支払います。
- (2) 第2条(年金基金の設定)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約が締結されたときは、死亡給付金の支払事由が生じた時(死亡給付金受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時)に、死亡給付金の全部または一部を年金基金に充当します。
- (3) 第5条(年金支払日および年金受取人)第3号の適用に際しては、「保険金の受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (4) 第9条(特約の消滅)、第10条(年金支払の内容の変更)第1項および第12条(特約の解約)第1項の適用に際しては、「保険金」を「死亡給付金」と読み替えます。

第24条(主契約が5年ごと利差配当付積立型終身保険の場合の取扱)

この特約が5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合、第1条(特約の締結)、第2条(年金基金の設定)、第5条(年金支払日および年金受取人)、第9条(特約の消滅)、第10条(年金支払の内容の変更)および第12条(特約の解約)の適用に際しては、「保険金」を「保険金等」と読み替えます。

第25条(主契約に収入保障特約等が付加されている場合の取扱)

この特約を付加する主契約に、収入保障特約または無解約返戻金型収入保障特約(以下「収入保障特約等」といいます。)が付加されている場合には、収入保障特約等の収入保障年金または高度障害年金の未払年金の一括支払を請求するときに限り、その未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当することができます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保証期間付終身年金における保証期間経過後の終身年金については、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の戸籍抄本	第5条
年金の分割支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保証期間付終身年金における保証期間経過後の終身年金については、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の戸籍抄本	第6条
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本	第7条
年金支払の内容の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条
年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ① 旧年金受取人の戸籍謄本 ② 年金受取人代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第11条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

年金支払特約条項

1. 総則	143	第16条（年齢および性別の誤りの処理－保証期間付終身年金）	145
第1条（特約の締結）	143	10. 請求手続	146
第2条（年金基金の設定）	143	第17条（請求手続）	146
2. 年金の支払	143	11. 年金等の支払の時期および場所等	146
第3条（年金の種類）	143	第18条（年金等の支払の時期および場所等）	146
第4条（年金額の計算）	143	12. 時効	146
第5条（年金支払日および年金受取人）	144	第19条（時効）	146
第6条（年金の分割支払）	144	13. 主約款の準用	146
第7条（年金の一括支払）	144	第20条（主約款の準用）	146
3. 年金受取人の住所の変更	144	14. 特別取扱	146
第8条（年金受取人の住所の変更）	144	第21条（主契約が定期保険等および特定疾病保障定期保険の場合の取扱）	146
4. 特約の消滅	144	第22条（主契約が生存給付金付定期保険の場合の取扱）	146
第9条（特約の消滅）	144	第23条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	146
5. 特約内容の変更	144	第24条（主契約が積立型終身保険の場合の取扱）	147
第10条（年金支払の内容の変更）	144	第25条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	147
第11条（年金受取人の変更）	145	第26条（主契約が一時払終身医療保険（低解約返戻金型）の場合の取扱）	147
6. 特約の解約	145	第27条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の取扱）	147
第12条（特約の解約）	145	別表1 請求書類	148
7. 契約者配当	145		
第13条（契約者配当）	145		
8. 年金受取人の代表者	145		
第14条（年金受取人の代表者）	145		
9. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	145		
第15条（年齢の計算－保証期間付終身年金）	145		

年金支払特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は保険契約者（保険金の支払事由発生後は保険金の受取人）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。以下同じ。）の一時支払に代えて保険金を年金で支払います。
- 保険契約者の申出によりこの特約が締結されたときは、この特約の名称を保険証券に表示します。

第2条（年金基金の設定）

- この特約が締結されたときは、保険金の支払事由が生じた時（保険金の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、保険金の全部または一部を年金基金に充当します。
- 年金基金が設定されたときは、年金証書を交付します。

2. 年金の支払

第3条（年金の種類）

年金の種類は、次のいずれかとします。

- 確定年金
あらかじめ定めた一定期間中一定金額の年金を支払います。
- 保証期間付終身年金
あらかじめ定めた一定期間（以下「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合、保証期間経過後の終身年金は、年金基金設定時に法人の指定した者の生存期間中支払うものとします。

第4条（年金額の計算）

年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。

第5条（年金支払日および年金受取人）

年金は、次に定めるところにより支払います。

- (1) 第1回年金支払日
年金基金の設定日の翌年の応当日
- (2) 第2回以後の年金支払日
第1回年金支払日の年単位の応当日
- (3) 年金受取人
保険金の受取人と同一人

第6条（年金の分割支払）

1. 年金受取人から請求があったときは、次に定めるところにより、1年分の年金額を等分して支払います。
ただし、年金額が会社の定める金額に満たない場合には取り扱いません。
 - (1) 分割回数は次の各号のいずれかとします。
 - ① 年2回
 - ② 年4回
 - ③ 年6回
 - ④ 年12回
 - (2) 会社の定める利率により計算した利息を支払います。
2. 年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者。以下本項において同じ。）が死亡したことによりこの特約が消滅する場合または会社が年金を一括支払する事由が生じた場合で、その該当日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合、その法人）に支払います。ただし、会社が年金を一括支払する場合で、年金受取人が生存しているときは、年金受取人に支払います。

第7条（年金の一括支払）

1. 年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、次の金額を一括して支払います。
 - (1) 年金基金の設定後第1回年金支払日前
請求時における年金基金の価額
 - (2) 第1回年金支払日以後の年金支払期間中（保証期間付終身年金においては保証期間中）
残存支払期間（保証期間付終身年金においては残存保証期間）に対応する未払年金の現価
2. 保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者。以下本条において同じ。）が年金基金の設定後第1回年金支払日前に死亡したときは、死亡時における年金基金の価額をその死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合、その法人）に支払います。
3. 保証期間付終身年金において、残存保証期間中の未払年金の現価を支払ったときは、次に定めるところによります。
 - (1) 年金証書に表示します。
 - (2) 保証期間経過後の終身年金は、保証期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中年金を支払います。
4. 年金基金の価額を支払ったときおよび確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、この特約は消滅します。

3. 年金受取人の住所の変更

第8条（年金受取人の住所の変更）

1. 年金受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の年金受取人の住所または通信先が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとします。

4. 特約の消滅

第9条（特約の消滅）

主契約が保険金支払以外の事由により消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

5. 特約内容の変更

第10条（年金支払の内容の変更）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その

他の年金支払の内容の変更を請求することができます。

2. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他の年金支払の内容の変更を請求することができます。
3. 年金支払の内容が変更されたときは、保険証券または年金証書に表示します。

第11条（年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社へ通知することにより、その権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、会社の定める方法により年金額を改めます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社へ到達するまでの間に、会社へ変更前の年金受取人に年金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社は、その既に支払った年金を重複しては支払いません。
3. 確定年金において、年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
4. 保証期間付終身年金において、年金受取人が第1回年金支払日以後の保証期間中に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、残存保証期間中の年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
5. 年金受取人は、その権利を担保に供することはできません。
6. 年金受取人が変更されたときは、年金証書に表示します。
7. 第3項および第4項の場合、年金証書に表示を受けてください。
8. 年金受取人の遺言によって、本条の変更をすることはできません。

6. 特約の解約

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

7. 契約者配当

第13条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

8. 年金受取人の代表者

第14条（年金受取人の代表者）

1. 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人およびその相続人を代理するものとします。
2. 代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代表者1人を定めてください。
3. 前2項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、年金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。

9. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第15条（年齢の計算－保証期間付終身年金）

保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

第16条（年齢および性別の誤りの処理－保証期間付終身年金）

保証期間付終身年金において、特約付加申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の年齢または性別に誤りがあったときは、実際の年齢または性別にもとづいて年金額を改めます。ただし、既に年金を支払っているときは、既に支払った年金額の差額を授受するものとします。

10. 請求手続

第17条（請求手続）

この特約にもとづく支払および変更は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

11. 年金等の支払の時期および場所等

第18条（年金等の支払の時期および場所等）

年金等の支払金の支払の時期および場所等については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

12. 時効

第19条（時効）

年金等の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

13. 主約款の準用

第20条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。この場合、主約款の重大事由による解除の規定を準用し、この特約（反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、該当した者が年金受取人のみであり、かつ、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき年金にかかる部分をいいます。）を解除するときは、会社は、この特約のうち支払われない年金に対応する部分の返戻金（年金の一括支払をする場合の金額と同額）をその年金受取人に支払います。

14. 特別取扱

第21条（主契約が定期保険等および特定疾病保障定期保険の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、この特約は主契約とともに更新されます。

第22条（主契約が生存給付金付定期保険の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険に付加されている場合には、保険期間満了時に支払事由が発生する生存給付金についても年金で支払います。この場合、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約の締結）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約は保険契約者の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、保険期間満了時に支払う生存給付金の全部または一部（保険期間満了時に支払う生存給付金とともに支払われる金銭を含みます。以下同じ。）の一時支払に代えて保険期間満了時に支払う生存給付金を年金で支払います。
- (2) 第2条（年金基金の設定）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約が締結されたときは、保険期間満了時に、保険期間満了時に支払う生存給付金の全部または一部を年金基金に充当します。
- (3) 第5条（年金支払日および年金受取人）第3号の適用に際しては、「保険金の受取人」を「保険契約者」と読み替えます。
- (4) 第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）第1項および第12条（特約の解約）第1項の適用に際しては、「保険金」を「保険期間満了時に支払う生存給付金」と読み替えます。

第23条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型総合収入保障保険、収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）または新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）（以下本条において「収入保障保険等」といいます。）に付加されている場合には、収入保障年金等（収入保障年金または高度障害年金とします。ただし、無解約返戻金型総合収入保障保険の場合には、収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金とし、新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合には、収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金とします。以下本条において同じ。）の未払年金の一括支払を請求するときに限り、その未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当します。この場合、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約の締結）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
1. この特約は保険契約者（収入保障年金等（収入保障年金または高度障害年金とします。ただし、無解約返戻金型総合収入保障保険の場合には、収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金とし、新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合には、収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金とします。以下同じ。）の支払事由発生後は収入保障年金等の受取人）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、収入保障年金等の未払年金の現価に相当する額（収入保障年金等とともに支払われる金銭を含みます。以下同じ。）の一時支払に代えてその額を年金で支払います。
- (2) 第2条（年金基金の設定）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
1. この特約が締結されたときは、収入保障年金等の未払年金の現価に相当する額の一時支払をする時（収入保障年金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、収入保障年金等の未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当します。
- (3) 第5条（年金支払日および年金受取人）第3号、第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）第1項および第12条（特約の解約）第1項の適用に際しては、「保険金」を「収入保障年金等」と読み替えます。

第24条（主契約が積立型終身保険の場合の取扱）

この特約が積立型終身保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）、第2条（年金基金の設定）、第5条（年金支払日および年金受取人）、第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）および第12条（特約の解約）の適用に際しては、「保険金」を「保険金等」と読み替えます。

第25条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、この特約に定める年金基金に充当した保険金については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

第26条（主契約が一時払終身医療保険（低解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が一時払終身医療保険（低解約返戻金型）に付加されている場合、第1条（特約の締結）、第2条（年金基金の設定）、第5条（年金支払日および年金受取人）、第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）および第12条（特約の解約）の適用に際しては、「保険金」を「死亡給付金」と読み替えます。

第27条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の取扱）

この特約を付加する主契約に、収入保障特約または無解約返戻金型収入保障特約（以下「収入保障特約等」といいます。）が付加されている場合には、収入保障特約等の収入保障年金または高度障害年金の未払年金の一括支払を請求するときに限り、その未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当することができます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保証期間付終身年金における保証期間経過後の終身年金については、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の戸籍抄本	第5条
年金の分割支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保証期間付終身年金における保証期間経過後の終身年金については、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の戸籍抄本	第6条
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本	第7条
年金支払の内容の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条
年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ① 旧年金受取人の戸籍謄本 ② 年金受取人代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第11条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

特別条件特約条項

第1条（特約の締結）	149	第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	152
第2条（特約による条件）	149	第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	152
第3条（普通保険約款の不適用）	150	第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）	152
第4条（特約の解約）	150	第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）	153
第5条（解約返戻金）	150	第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）	153
第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）	151	第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）	153
第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）	151	第19条（主たる特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）	153
第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）	151	第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）	154
第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）	151	第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）	154
第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）	152	別表1 対象となる特定感染症	155
第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）	152		
第12条（主契約が無解約返戻金型通減定期保険の場合の取扱）	152		

特別条件特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約（主たる保険契約またはそれに付加される特約をいいます。）の締結の際または会社の引き受ける保険危険が増加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、保険契約に付加して締結します。

第2条（特約による条件）

この特約により付加する条件は、会社の定める基準に適合しない程度に応じて、次のいずれか1または2以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払方法

契約日（この特約を保険契約の復活または復旧の際に付加する場合には、その復活または復旧の際の責任開始期の属する日とし、特約の中途付加の際に付加する場合には、その中途付加日とします。以下同じ。）からその日を含めて会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を、死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、次に定めるところによります。

- ① 不慮の事故（主たる保険契約の普通保険約款の別表4に定めるところによります。）による傷害または特定感染症（別表1に定める感染症をいいます。）によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、保険金額の削減はしません。
- ② 支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額が責任準備金を下回るときは、会社は、責任準備金を支払います。

保険金削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.500	0.300	0.250	0.200	0.150
第2年度		0.600	0.500	0.400	0.300
第3年度			0.750	0.600	0.450
第4年度				0.800	0.600
第5年度					0.800

(2) 特別保険料領収方法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。この場合、特別保険料と普通保険料との合計額をもって、この保険契約の保険料とします。

(3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を保険契約に付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限りです。）または疾病を直接の原因として療養したとき、または特定部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限りです。）または疾病の治療を目的として入院し、手術、放射線治療もしくは集中治療室管理を受け、入院後に退院もしくは通院したときは、会社は、給付金を支払いません。

(4) 指定障害不担保方法

被保険者が指定障害状態（主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害状態、身体障害の状態、障害状態、特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態のうち、次の①から⑤までに定める状態または国民年金法にもとづき視力に係る障害により障害等級1級もしくは2級の状態に該当していると認定された状態をいいます。）に該当し、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金（名称がわからない場合であっても、高度障害状態、障害状態、特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態に該当したことまたは国民年金法にもとづき視力に係る障害により障害等級1級もしくは2級の状態に該当していると認定されたことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合でも、会社は高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金の支払または保険料の払込免除を行いません。

- ① 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ② 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ③ 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
- ④ 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- ⑤ 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの

第3条（普通保険約款の不適用）

1. 主たる保険契約に、前条第1号の保険金削減支払方法が適用されている場合で保険金削減期間中のときまたは前条第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、次の取扱を行います。
 - (1) 払済保険への変更
 - (2) 延長保険への変更
 - (3) 保険契約の更新
2. 前項第3号の保険契約の更新が行われる場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 更新前の保険契約に保険金削減支払方法が適用されている場合
更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。
 - (2) 更新前の保険契約に前条第3号の特定部位不支払方法が適用されている場合
更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。ただし、主たる保険契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了していない場合には、保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。この場合、前条第3号の適用に際しては、「契約日」を「更新日」と読み替えます。
 - (3) 更新前の保険契約に前条第4号の指定障害不担保方法が適用されている場合
保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前における条件と同一の指定障害不担保方法を適用するものとします。また、主たる保険契約に付加されている特約にこの特約が付加されている場合で、主たる保険契約に付加されている特約が更新するときも、同様に扱います。

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第5条（解約返戻金）

1. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項の規定を適用して計算します。
2. 主たる保険契約において次の取扱を行う場合には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるときはこれを主たる保険契約の解約返戻金に加算します。

- (1) 保険料の自動振替貸付
- (2) 契約者貸付
- 3. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている保険契約の解約返戻金が支払われる場合（主たる保険契約が定期保険（低解約返戻金型）の場合で低解約返戻金割合を0%と指定したときを含みます。）には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金も同時に支払います。

第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）

この特約が特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が死亡したとき、特定疾病保険金の支払事由に該当したときまたは高度障害状態に該当したときは」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「別表4」を「別表5」と読み替えます。

第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）

この特約が収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号の適用に際しては、「支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額」を「基本保険金額に次表の割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と、「責任準備金」を「積立金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) この特約の特別保険料については、主たる保険契約の普通保険約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (3) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、次のとおり計算します。
 - ① 保険料払込中の場合
保険料の払込年月数により計算します。ただし、主たる保険契約が保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - ② 前①以外の場合
経過年月数により計算します。
- (4) 前号の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) この特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約が無解約返戻金型収入保障保険の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。
 - ② 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合

主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- (5) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の低解約返戻金割合が0％の場合
この特約の解約返戻金はありません。
 - (2) 主契約の低解約返戻金割合が0％以外の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険αに付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第12条（主契約が無解約返戻金型通減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型通減定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が低解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）

この特約が収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」

- と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）

この特約が付加されている新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約に無解約返戻金特約が付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）

この特約が新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約αに付加されている場合、第2条（特約による条件）第3号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

(3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約αに付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）にガンが生じたと診断確定されたとき、またはその診断確定されたガンにより入院を開始したときは、会社は、給付金を支払いません。

第19条（主たる特約が低解約返戻金特約が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特約が付加された新三大疾病入院給付特約、新女性疾病入院給付特約、新退院給付特約、新介護保障特約、先進医療特約または新ガン診断給付特約に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
- (1) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%の場合
この特約の解約返戻金はありません。
- (2) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%以外の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. この特約が低解約返戻金特約が付加された三大疾病給付特約α、女性疾病給付特約α、先進医療特約α、室料差額給付特約α、脳卒中治療支援特約αまたはガン診断給付特約αに付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）

この特約が保険料払込免除特約に付加されている場合、第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、保険料払込免除特約条項の備考〔別表3〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき基本年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「基本年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、次のとおり取り扱います。
 - ① 主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとします。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- ② 国民年金法にもとづき複数の障害の状態により障害等級1級の状態に認定される場合でも、視力に係る障害の状態は含まないものとします。
- (5) 主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

別表1 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類 コード
コレラ	A00
腸チフス及びパラチフス（A01）中の ・ 腸チフス ・ パラチフスA	A01.0 A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の ・ 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の ・ ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の ・ クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱 ・ マールブルグ<Marburg>ウイルス病 ・ エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.0 A98.3 A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04

（注1）上記のうち、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。

（注2）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限りします。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に限り、「特定感染症」に含めます。

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）	157	第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）	158
第2条（保険料の払込）	157	第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）	159
第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）	157	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）	159
第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）	157	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特約）	159
第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）	157		
第6条（特約の消滅）	158		
第7条（主約款の準用）	158		

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料から口座振替を行う場合の第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）

1. 保険料月払契約については、口座振替保険料率を適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、口座振替保険料率を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 保険料の振替日に、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 前項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。
2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、

保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から口座振替を行う場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険料の払込）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
 2. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）については、第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料の払込があったものとします。
 3. 前2項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
 4. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
 5. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
 6. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。
- (2) 第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）に、第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、会社は、第3回保険料の振替日に再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が3か月分の保険料相当額に不足するときは、口座振替可能な回数分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料から順に払込があったものとします。
2. 第2回以後の保険料の振替日（ただし、前項の場合の第2回保険料の振替日は除きます。）に、第2回以後の保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
3. 第1項により第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶

予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

4. 第2項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

(2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）	161	第6条（主約款の準用）	162
第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）	161	第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）	162
第3条（保険料の払込）	161	第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	162
第4条（諸変更）	161	第9条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	162
第5条（特約の消滅）	161		

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により第2回以後の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に締結します。
- 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
- 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）

- 保険料月払契約については、クレジットカード保険料率を適用します。
- 前項の規定にかかわらず、クレジットカード保険料率を適用している保険契約において、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

第3条（保険料の払込）

- 第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとしします。
- 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
- 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとしします。
- クレジットカードによって払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第4条（諸変更）

- 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内でクレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは、他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止するときは、あらかじめ会社に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第5条（特約の消滅）

- 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険契約が消滅または失効したとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
 - 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - 主約款の規定により契約者が変更されたとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき

- (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第6号から第8号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第3号、第4号または第6号から第8号までの規定により、この特約が消滅したときは、保険契約者は、主約款の規定により、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第6条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第9条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	163	第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）	164
第2条（保険料率）	163	第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）	164
第3条（保険料の払込）	163	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）	164
第4条（保険料の一括払）	164	第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特約）	165
第5条（保険証券）	164		
第6条（特約の消滅）	164		
第7条（主約款の準用）	164		

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- 1. この特約は、官公庁、会社、工場、組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - (1) 団体の所属員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - (2) 団体が会社と団体取扱契約を締結していること
 - (3) 団体と所属員との間に給与（役員報酬を含みます。）の支払関係があること
 - (4) 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- 2. この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

- 1. この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約の保険料率は、次のとおりとします。
 - (1) 次のいずれかの場合には、団体保険料率Aを適用します。
 - ① 個別保険契約の保険契約者数が20人以上のとき
 - ② 事業保険契約の被保険者数が20人以上のとき
 - ③ 個別保険契約の保険契約者および事業保険契約の被保険者を名寄せした人数が20人以上のとき
 - ④ 団体の事業所が2以上あり、そのうちのいずれかの事業所が①から③のいずれかに該当するとき
 - (2) 前号のいずれの条件も満たさないときは団体保険料率Bを適用します。
- 2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、前項第1号のいずれかの条件も満たさなくなり、6か月以内に補充されないときは、団体取扱契約を解除するか、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第3条（保険料の払込）

- 1. 第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
- 2. 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
- 3. 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4. 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。
- 5. 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとしします。
- 6. 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

団体扱特約条項
特約

第4条（保険料の一括払）

1. 団体保険料率Aを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、会社の定める割合で保険料を割引きます。
2. 団体保険料率Bを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特約が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	167	第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）	168
第2条（保険料率）	167	第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）	168
第3条（保険料の払込）	167	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）	168
第4条（保険料の一括払）	167	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特約）	168
第5条（保険証券）	167		
第6条（特約の消滅）	168		
第7条（主約款の準用）	168		

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、専門店会、同業者組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員または構成員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と準団体取扱契約を締結していること
 - 団体において一括集金が可能であること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約については、団体保険料率Bを適用します。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。
 - 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を經由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとしします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第4条（保険料の一括払）

第2条の規定にかかわらず、この特約を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特約が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

集団扱特約条項

第 1 条（特約の締結）	169	第 8 条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	170
第 2 条（保険料率）	169	第 9 条（ガン保険等に付加した場合の特則）	170
第 3 条（保険料払込方法（回数））	169	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	170
第 4 条（保険料の払込）	169	第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）	170
第 5 条（保険証券）	169		
第 6 条（特約の消滅）	169		
第 7 条（主約款の準用）	170		

集団扱特約条項

第 1 条（特約の締結）

この特約は、官公庁、会社、工場、同業者組合、連合会等の団体（以下「集団」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、集団を通じ申出があるときに締結します。

- （1） 集団もしくはその代表者またはその所属員（所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。）を保険契約者とする保険契約であること
- （2） 集団の所属員（所属員の使用人を含め、所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。以下本号において同じ。）またはその所属員と同居する親族もしくはその所属員の扶養する親族を被保険者とする保険契約であること
- （3） 集団が会社と集団取扱契約を締結していること
- （4） 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること

第 2 条（保険料率）

この保険契約については、集団扱保険料率を適用します。

第 3 条（保険料払込方法（回数））

この保険契約の保険料払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。

第 4 条（保険料の払込）

1. 第 1 回保険料から集団を経由して払い込む場合、第 1 回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第 1 回保険料の払込期間中に、集団を経由して払い込んでください。
2. 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - （1） 保険料月払契約

会社は、集団に対して、第 1 回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて 2 か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。
 - （2） 保険料年払契約および保険料半年払契約

会社は、集団に対して、第 1 回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第 1 回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。
3. 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第 1 回保険料については、第 1 回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第 2 回以後の保険料は、その払込期間中、集団を経由して払い込んでください。
5. 前 4 項の場合、集団から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとしします。
6. 集団から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を集団に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第 5 条（保険証券）

会社は、個々の保険証券に代え、一括保険証券を集団またはその代表者に発行することがあります。

第 6 条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は既払込保険料の充当期間が満了した時に消滅します。

- (1) 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき
 - (2) 集団取扱契約が解除されたとき
2. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険料率を将来にわたって更正します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特約が付加されており、かつ、第1回保険料から集団を経由して払い込む場合、第4条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、集団を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

保険料払込日に関する特約（団体扱・集団扱用）条項

1. 総則	172
第1条（特約の締結）	172
2. 特約の適用	172
第2条（特約の適用）	172
3. 特約の消滅	172
第3条（特約の消滅）	172
4. 特約の解約	172
第4条（特約の解約）	172
5. 主約款の準用	172
第5条（主約款の準用）	172

保険料払込日に関する特約（団体扱・集団扱用）条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、団体扱特約、準団体扱特約または集団扱特約（以下「団体扱特約等」といいます。）を締結する際、団体扱特約等に付加して締結します。

2. 特約の適用

第2条（特約の適用）

この特約を付加した保険契約の保険料は、会社と団体（団体扱特約等に定める団体または集団をいいます。以下同じ。）とが保険料の払込に関する取り決めを行っている場合、団体扱特約等の規定にかかわらず、次の各号の日をもって払込のあった日とします。

- (1) 団体が、保険料を保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
- (2) 団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
- (3) 前2号と異なる方法により払い込む場合には、会社と団体とが取り決めた日

3. 特約の消滅

第3条（特約の消滅）

団体扱特約等が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

4. 特約の解約

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

5. 主約款の準用

第5条（主約款の準用）

この特約に別段の定めがないときは主約款および団体扱特約等の特約条項の規定を準用します。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切な事項を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

特に

しおりの
ページ

● 個人情報の取扱いについて	10
● ご契約のお申込みについて	13
● クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について	14
● 生命保険募集人について	15
● 受取金額と払込保険料合計額の関係について	15
● 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	15
● 新たな保険契約へのお申込みについて	18
● 保険金等をお支払いできない場合について	50
● 健康状態・ご職業等の告知義務について	62
● お申込内容等を確認させていただく場合があります	64
● 保障の開始(責任開始期)について	65
● 保険料の払込方法について	66
● 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について	69
● ご契約の復活について	71
● 解約と解約返戻金について	80

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、告知および保険料の受領等社員もしくは代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

お客さまサービスセンター

0120-324-386

シニア専用ダイヤル(70歳以上のお客さま専用)

ご契約内容に関するお問い合わせ

0120-789-658

保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ

0120-321-320

受付時間／月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00

(日・祝日・年末年始を除きます)

※通話料無料、携帯電話からもご利用いただけます。

プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者
(保険金・給付金請求の場合は受取人)ご本人さまからご連絡ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<https://www.msa-life.co.jp>

